

平成23年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成23年 9月 2日 開会

）

平成23年 9月20日 閉会

吉田町議会

## 平成23年第3回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月2日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告	20
○議会改革特別委員会委員長報告	25
○議案第31号～議案第46号の一括上程、質疑、委員会付託	29
○報告第2号～報告第4号の報告	60
○議案第45号の質疑、討論、採決	65
○散会の宣告	69

### 第 2 号 (9月6日)

○開議の宣告	70
○議事日程の報告	70
○議案第40号の質疑、討論、採決	70
○散会の宣告	81

### 第 3 号 (9月14日)

○開議の宣告	82
○議事日程の報告	82
○一般質問	82
増 田 剛 士	82
佐 藤 正 司	91
平 野 積	104
山 内 均	116
藤 田 和 寿	126

○散会の宣告	1 3 6
--------	-------

第 4 号 (9月20日)

○開議の宣告	1 3 7
○議事日程の報告	1 3 7
○議案第32号～議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第38号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 4
○議案第31号の質疑、討論、採決	1 4 6
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議員派遣について	1 5 5
○議会閉会中の継続調査について	1 5 5
○町長あいさつ	1 5 6
○議長あいさつ	1 5 7
○閉会の宣告	1 5 7

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成23年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様とは久しく顔を接することがございませんでしたけれども、また9月定例会、議員の皆様のお元気な顔に接し、うれしく思っております。

皆様御承知のとおり、中央では菅首相が退陣し、野田首相が現在組閣の真っ最中でございます。私は、議員の皆様から、本来であれば町長、何で今ごろこんなところにいるんだと、本当は叱責をこうむっていただくのではないかと思っておったんですけども、議員の皆様からどなたからもお声がありませんでした。本当のことを言えば、この1週間、私は東京にいたかったというのが本当の偽らざる気持ちでございます。今ほどこの町のあしたを考える際に、首長がここではなくて東京にいななければならないというのが議員の皆様にも御理解いただければありがたいと思っております。

本当に今の時期というのは、まさに新しい内閣が生まれ、それぞれの閣僚また党役員を含め、それぞれポストにつくわけでございますけれども、大きくさまざなことがかかっております。しょせん政治というものは人間がやるものでございます。その人間にいかにしてコンタクトするか、またパイプとなる人間がどのような位置につくのか、そのようなことを常に情報収集し、次の手を打っていくというのが首長の仕事でございます。この1週間、本当に東京から携帯には電話が入ってございますけれども、本当に残念に思っております。身二つあればありがたいなと思っているわけでございますけれども、身は一つしかございません。本当に残念でございます。

さて、議会でございますけれども、先日、東京に参ったときに、ある方が次のようなお話をしていただきました。地方議会というものは年4回ございます。それぞれがまさにエンターテイメントの最大のものであると。地方においてそれぞれの地域というものが、自分のあしたというものを決める際の最大のエンターテイメントであり、議員は最大のエンターテナーであると、そんなふうに申しておりました。私には反問権がございませんので、エンターテナーにはなり得ませんけれども、今回皆様がつくっておられる議会基本条例では、反問権

ということが与えられると聞いております。反問権が与えられれば、まさにちょうちょうはっしと私もエンターテナーの仲間入りができると、こんなふうに思っております。

本当に議会というものは、それぞれ年4回の議会というものは、まさに地方におけるそれぞれの自治体のエンターテイメント、最大のエンターテイメントであることをよくよく議員の皆様にも心得ていただき、活発な議論が繰り広げられ、吉田町のよりよきあしが今定例会で見出されることを切に期待しまして、簡単ではありますが、開会のあいさついたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成23年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、5番、三輪正邦君、6番、枝村和秋君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月2日から9月20日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日9月2日から9月20日までの19日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

#### ◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

6月2日、静岡市ホテルセンチュリー静岡において、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が開催されました。これには正・副議長が出席しました。初めに、定期総会が行われ、1、平成22年度事業実績及び歳入・歳出決算について、2、平成23年度事業計画及び歳入・歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

総会に続いて政策研修会が開催され、東京大学大学院経済学研究科教授伊藤元重氏による「日本経済の課題」と題しての講演がありました。今回の東日本大震災、福島第1原子力発電所事故に関連し、今後の日本の復興、社会保障などについて熱く語られ、大変有意義な講演でありました。

6月10日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催されました。議題として、1、平成22年度事業報告並びに収支決算について、2、平成23年度事業計画並びに収支予算について、3、役員の変更について、それぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

以下、7月1日には、平成23年度大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月8日には、平成23年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が島田市において開催されました。

7月14日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会平成23年度総会が島田市において開催されました。

7月21日には、平成23年度大井川新橋等建設促進期成同盟総会が藤枝市において開催されました。

7月22日には、平成23年度御前崎港整備促進期成同盟会総会が御前崎市において開催されました。

7月25日には、平成23年度御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会総会、引き続き、平成23年度島田吉田線バイパス建設促進期成同盟会総会が島田市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成22年度事業報告並びに決算報告及び平成23年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

8月4日には、坂口谷川水門建設期成同盟会設立総会が牧之原市で開かれ、規約の制定、役員を選出を初め、平成23年度の事業計画、収支予算などについて審議し、いずれも承認、可決されました。

総会等についての報告は以上のとおりであります。

また、6月議会からこの間、議会閉会中の委員会による調査活動を初め、8月9日には、静岡市グランシップで開催された議員研修会へ御参加いただきました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況等につきまして、御報告申し上げます。

平成23年3月11日の東日本大震災から半年が経過しようとしておりますが、被災地では、いまだ復旧はおろか復興のめどさえ立っていない状況でございます。また、猛暑の中、いまだに避難所での生活を余儀なくされている多くの被災者の御苦勞を思いますと、いても立ってもいられないというのが正直なところでございます。

さて、当町では、この未曾有の大惨事となった東日本大震災を境に、津波防災対策を最重点施策に位置づけ、津波防災まちづくりの強力な推進を図っているところでございます。新聞、テレビなどのマスメディアを通じて町民の皆様方の脳裏に深く刻み込まれた東日本大震災の惨状による不安感を払拭することが急務であり、町民の皆様方の生命の保護と財産の保全のため、地震・津波に対して可能な限りの対策を施し、安全・安心なまちを目指さなければなりません。

とりわけ6月の吉田町議会定例会におきましてお認めいただきました補正予算に計上いたしました津波ハザードマップ作成及び津波避難計画策定事業は、東京大学地震研究所の郡司准教授の技術指導のもと、全国に先駆けて取り組んでいるところでございます。また、住吉小学校屋上への避難階段及びフェンスの設置、同報無線の個別受信機となる防災行政ラジオの全世帯無償配布につきましても順次進めているところでございまして、まずは、できることから着実に効果的な施策を展開しているところでございます。

しかしながら、総合的な津波防災まちづくり施策を展開していくためには、津波防災対策に係る直接的な事業だけではなく、他の分野の施策におきましても防災の視点を取り入れる必要がありますことから、去る7月にすべての課長、課長補佐を東日本大震災の被災地派遣いたしました。これは、テレビ、新聞等のマスメディアによる限られた空間での被災地の情報だけではなく、実際に現地へ赴き、津波の被害を目で見て、肌で感じることにより、津波被害等の全体的な状況を把握し、今後の各分野における防災対策に役立てることを目的に実施いたしました。その結果、今後は既存の各種計画の見直しを初め、事務事業を進める中で防災の視点をより一層重視した事業展開が不可欠であることを実感いたしました。

こうした施策の展開を図る一方、町民の皆様と情報を共有し、防災津波対策という共通の目的に向かっていくことが最も重要と考え、先般、7月16日に東京大学地震研究所の郡司准教授により「東日本大震災の津波の教訓と約20年から30年後に発生が予想される東海沖巨大地震への有効対策」と銘打った防災講演会を開催したところでございます。今後、津波防災まちづくりを進めていこうとする中で、多くの町民の皆様が御聴講くださり、この津波防災対策が町民の皆様にとって最も不安になられている事項であることを再認識するとともに、この不安を取り除くことが町政をあずかる身としての使命であると改めて痛感した次第でございます。

町民の生命と財産を守り、町民の皆様が安心して生活できるようにするため、国、県を初め、さまざまな関係機関に対しましてあらゆる手段を講じてまいりますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今年度における事業の進捗状況等につきまして御報告申し上げます。

まず、新しい公共の場づくりのためのモデル事業「大井川流域 s m i l e ネット」につき

まして御報告申し上げます。

駿河湾に面し、平坦な地形が町土のほとんどを占める当町にとりまして、東日本大震災はさまざまな生きた教訓を示してくれております。その中の1つとして、臨時災害FM局の活用がございました。

先ほども申し上げましたように、同報無線とFM放送を受信できる防災行政ラジオを希望する全世帯に無償配布する事業を検討している中で、東日本大震災が発生し、被災地で大きな役割を果たしている臨時災害FM局の様子を目の当たりにいたしましたことから、配布を予定している防災行政ラジオのさらなる活用を目指す取り組みを開始いたしました。事業計画の検討には財源的な面も考慮しなければならないことから、国や県の補助制度の活用を念頭に置き、柔軟に思考いたしましたところ、内閣府所管の新しい公共の場づくりのためのモデル事業として県が公募する補助事業に採択される可能性があるかと判断し、6月に「大井川流域 s m i l e ネット」という事業名で応募し、採択を得ました。

「大井川流域 s m i l e ネット」という事業名は、大井川流域のすべての人が笑顔で暮らせる情報ネットワークづくりを進めようとの強い思いを込めたものでございますが、この事業は、コミュニティ放送であるFM島田を活用して、防災・災害支援情報ネットワーク及び大井川流域の地域間交流と富士山静岡空港の利活用促進のための情報ネットワークの構築を目指すものであり、国のモデル事業の趣旨に沿って、NPOや民間団体などと行政が会議体を構成して事業運営を行い、将来につながる事業として定着させなければならないこととなっておりますので、特にFM島田の主たる放送エリアである島田市には当初から協力を求めたほか、株式会社FM島田とNPOしずかちゃんには、計画づくりの段階から参画していただいております。

事業着手は、今定例会に上程させていただきました補正予算案を御承認いただいた後となりますが、既に会議体への参画に同意をいただいている島田市、NPOしずかちゃん、株式会社FM島田のほか、吉田町商工会、ハイナン農業協同組合、吉田町漁業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合、吉田町煮干協同組合、吉田町観光協会、4自治会から、事業着手の状況が整い次第、会議体に参画する旨の内諾を得ているところでございます。

この事業を通じ、FM島田の吉田中継局の設置、災害時における臨時災害FM局委託運営及び防災情報発信に関する株式会社FM島田との協定を含めた災害支援サポート体制の構築、ラジオを活用した大井川流域へのさまざまな地域情報交流促進体制の整備などが図られ、平常時と非常時における役割を柔軟に変化させることができる情報ツールを確保するとともに、ひいては、大井川流域のさらなる連携強化にもつながるものと期待をしております。

この事業につきましては、平成23年度と平成24年度の2カ年で実施することになりますが、本年度は早速、大井川流域 s m i l e ネットのキャンペーン事業として、本年10月7日から10日にかけて島田市と川根本町で行われますSLフェスタ2011と連携した事業展開を計画しており、官民挙げて島田市や川根本町と交流を促進し、地域間の連携強化を図りたいと考えております。そして、当町の全域でFM島田を受信できるように吉田中継局を設置し、遅くとも来年3月までには運用開始ができるように努めるほか、災害支援放送マニュアルづくりに向けた東日本大震災被災地取材なども予定し、平成24年度には、平常時におけるFM島田の活用を主とした取り組みを展開する計画でございます。

3月11日を境に、これまで以上に安全・安心なまちづくりに向けた行政運営に力点を移す



必要があると痛感しておりますので、議員各位におかれましても、こうした新たな手法による新たな安全・安心なまちづくりの事業を御支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、夏期の電力需給対策に伴う保育園及び放課後児童クラブの対応につきまして御報告申し上げます。

東日本大震災や中部電力浜岡原子力発電所の運転停止に伴い、電力の供給力が大幅に減少しており、国が7月から9月までの夏期の電力需給対策を示したことから、大企業を中心に民間企業等は電力需給の比較的少ない早朝や夜間及び休日に就業時間を変更するなどの取り組みを行っております。

こうした企業で働く保育園や放課後児童クラブの入園・入所児童の保護者の生活実態を受け、7月から9月までの夏期期間における特例措置として、保育園では日曜日を開所日とし、放課後児童クラブでは土曜日及び日曜日を開所日といたしました。対象児童は、保育園及び放課後児童クラブに入園・入所している児童で企業の就業時間等の変更に伴い電力需給対策期間に保育が必要な児童とし、保育料及び利用料は、利用日の振りかえを行ったものとして徴収しておりません。

現在の利用状況につきましては、保育園では4人、放課後児童クラブでは3人の利用者がおり、いずれもさくら保育園、中央児童館内の中央小学校区第1放課後児童クラブで保育するセンター方式を採用しております。開設時間は、保育園が午前7時30分から午後6時30分まで、放課後児童クラブが午前7時30分から午後5時30分までとなっております。

今後も働く親の保育への支援を行いながら、地域の子育て支援の拠点として充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、健康づくり事業のうち、特定不妊治療費助成事業につきまして御報告申し上げます。

少子化対策の一環として、平成18年4月1日より実施されております本事業は、不妊治療のうち体外受精による治療を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成するもので、県の助成を受けた場合は、その額を差し引いた額に対して町が助成を行っております。事業開始から5年間に助成を受けた方の4割が治療によって妊娠・出産に至っており、本事業の必要性を強く感じているところでございます。加えて、特定不妊治療には高額な費用負担を要するにもかかわらず、助成申請件数が年々増加している状況をかんがみますと、特定不妊治療対象者は増加しているものと推察されます。したがって、10万円を限度に治療費の2分の1となっている現在の助成金額を見直すことにより、特定不妊治療を受けやすい環境の整備を図り、不妊に悩む夫婦の支援を一層進めてまいりたいと考えております。

あわせて、妊産婦や乳幼児の健診・相談事業につきましても、その推進の強化を図り、安心して産み育てられる環境の整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、高齢者の皆様が心身の健康状態や生活環境に応じた必要なサービスを受け、住みなれた地域で引き続き安心して生活できる町、健康でいきいき暮らせる長寿の町を目指して、現行の事業計画に基づき、さまざまな高齢者の保健福祉の推進や介護保険事業の安定した運営に努めてまいりました。

当町の高齢化率は、平成23年4月1日現在で19.43%、総人口3万503人に対して65歳以上の高齢者は5,927人となっております。平成27年には団塊の世代が65歳を迎え、国民の4人

に1人が高齢者という社会が到来いたします。このため、高齢者の生活機能の低下を防止するとともに、維持・向上を図るためにも介護予防の推進や保健福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えるものと認識しております。

現在、平成24年度から平成26年度まで3カ年を計画期間とする第6次吉田町高齢者保健福祉計画及び第5期吉田町介護保険事業計画の策定を行っているところでございますが、第1回目の策定委員会を8月18日に開催いたしました。今回の計画策定上のポイントは、急速な高齢化の進展と高齢者を取り巻く環境の変化に対応するための方策の検討でございます。国からも示されているとおり、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体化して提供していくという地域包括ケアの考え方にに基づき、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、要援護高齢者を見守るための体制整備でございますが、昨年夏の高齢者所在不明問題や3月11日の東日本大震災によって、家庭や地域における人々のきずなやつながりの重要性が再認識されたところでございます。当町といたしましても、県が実施する、ふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用し、津波ハザードマップとリンクできることを視野に入れた要援護者データマップを作成する計画でございます。これにより高齢者への支援、災害時の避難等に役立ててまいりたいと考えております。

次に、教育関連事業につきまして御報告申し上げます。

昨年は、梅雨明けから30度を超える猛暑日が続き、9月に入りましてもなお猛暑日が続く状態で、各小・中学校児童生徒の健康管理が懸念されました。また、新学習指導要領の全面実施に伴い、授業時間が増加し、子供たちが教室で過ごす時間がより長くなってまいりますことから、児童生徒の健康保持と授業時間中の集中力を持続させるための方策として、教室内を適温に保つ環境を整えることが喫緊の課題でございました。このため、国の平成22年度第1次補正予算に計上されました安全・安心な学校づくり交付金を活用して、吉田中学校の普通教室27教室と特別支援学級3教室の計30教室に空調設備の設置を行い、7月1日から運用を開始しております。

空調設備の設置に伴いまして、中学校では、生徒の健康の保持と学習への集中力の持続に効果を上げております。今後も教育環境整備につきまして配慮してまいりたいと思っております。

次に、吉田中学校第2グラウンドのナイター設備の設置状況につきまして御報告申し上げます。

本年6月から設置工事を進めておりました吉田中学校第2グラウンドのナイター設備が完成し、ウォーキング、ランニング専用として夜間に利用していただけるようになりました。夜間の利用に関する申請手続は不要で、町民の方であればどなたでも御利用いただけます。多くの町民の皆様が安全に安心してウォーキングやランニングを楽しんでいただき、その結果、体力向上、健康増進につながることを期待してやみません。

次に、「親子元気アップ教室」につきまして御報告申し上げます。

この事業は、近年、子供の体力や運動能力の低下傾向が続いている現状から、保護者に子供の体力や生活習慣の重要性について理解していただくとともに、家庭においても心身ともに元気な子供の育成に努めてもらおうと、7月23日に町と教育委員会の共催で開催いたしま

した。講師には運動や創作活動など町内のレクリエーション講座で指導をいただいている方々に加え、ボランティアとして県立吉田高等学校の生徒の皆様にも協力していただいております。

多くの方々に御参加いただき、親子で一緒になって遊ぶプログラムや保護者向けのセミナー、保護者同士が子育てについて情報交換をする「子育てしゃべり場」、子供たちだけのニュースポーツなど盛りだくさんのプログラムを体験していただきました。参加者からのアンケートでは、「参加して大変よかった」という御意見を多くいただくことができ、今後も実施を継続し、子供の体力向上と健康増進につなげてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路事業及び治水対策事業等につきまして御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路榛南幹線でございますが、住吉幹線から海岸幹線までの延長977メートルを、県施工部分622メートル、町施工部分355メートルと事業区間を定め、同時に整備を進めておりますが、町の事業区間につきましては今年度に未買収用地のすべてを取得し、一部工事にも着手する計画でございます。なお、県の事業区間につきましては、今年度末までには完成すると伺っております。また、海岸幹線から二級河川坂口谷川を渡り牧之原市に至る区間につきましても、静岡県が事業主体となり整備を行っておりますが、これまでに用地買収は完了し、昨年度末から一部排水路工事に着手している状況でございます。この榛南幹線を初め、東名川尻幹線の整備につきましても、平成25年度の完成を目途に、今まで以上に国、県の協力を得て事業を推し進めてまいりたいと考えております。

県の助成を受け事業を進めております都市計画道路東名川尻幹線の町道高畑高島線の交差する改良工事につきましては、県の設計審査が終了いたしましたので、今月発注する予定で準備を進めております。また、同じく県の助成を受けて進めております都市計画道路中央幹線につきましては、東名川尻幹線との交差点部分の用地取得に向けて、現在、地権者の方との協議を進めております。

都市計画道路住吉幹線につきましては、一部未施工区間につきまして地権者の内諾を得ましたことから再度事業化いたしました。既に測量調査設計業務に着手しており、平成24年度からは用地買収及び物件補償、工事へと順次着手し、早期完成に向けて整備を進めてまいります。

次に、生活道路の整備でございますが、道路からの転落や用排水路への転落を防止するためのさくの設置、区画線設置など、地域の皆様から要望のございました工事につきましては、既に発注を終わり、来月上旬には完成する予定でございます。また、愛宕前2号線道路改良事業につきましては、耕作期の調整等から10月上旬までには工事を発注し、今年度の完成を予定しております。

次に、治水対策等河川整備事業でございますが、川尻地内を流れます問屋川の治水対策に関する排水計画策定業務を7月に発注し、先月から現地での測量調査等を行い、11月末の完了に向けて業務を進めております。この排水計画策定業務により、排水不良等が確認された箇所につきましては、今後、改修工事等の対策を講じてまいりたいと考えております。大窪川の改修につきましても、昨年度の工事終点から上流に向けて延長約100メートルを施工する予定で、来月の工事の発注に向けて準備を進めているところでございます。

また、吉田町と牧之原市の市町境を流れる二級河川坂口谷川の河口への水門建設と堤防整備の促進を図るため、坂口谷川水門建設促進期成同盟会を立ち上げ、去る8月4日に設立総

会を開催いたしました。この同盟会は、以前から両市町住民から寄せられていた河口への水門建設の要望や、3月11日に発生した東日本大震災の被災状況、予想される東海・東南海・南海地震の3連動地震に対応するために発足したもので、今後は県や関係機関に要望活動を展開するなど、水門建設等の早期実現に向けて尽力してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、橋梁の長寿命化修繕計画策定と長寿命化修繕事業につきまして御報告申し上げます。

近年の国を初め地方自治体の財政状況を考えますと、既存の公有財産をいかに効率よく安全に維持管理し、将来の改築コストの削減を図ることが大きな課題となっております。平成21年度、22年度に実施いたしました15メートル以上の橋梁の点検結果から、本年8月に既存施設の長寿命化の推進事業として、吉田町橋梁長寿命化修繕計画策定業務を発注いたしました。この事業では、長寿命化の基本方針、個々の橋梁修繕計画を策定するとともに、学識経験者の意見や計画の公表等を予定しております。また、東名高速道路をまたぐ橋梁につきましては、平成21年度に4橋に主げた下面にひび割れ等が確認されたことに伴い、本年度は神戸前玉橋と中原橋の2橋の補修工事に係る業務委託契約を6月に締結し、本年度中に2橋の剥落防止等の補修工事を完了する予定となっております。今後は、策定された橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な維持修繕を行い、橋梁の安全・安心度を高め、修繕費の平準化、効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共下水道事業の整備につきまして御報告申し上げます。

公共下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、管渠建設と地震対策をあわせた整備を進めているところでございます。

本年4月1日現在における整備状況は、事業認可区域面積340ヘクタールに対し232.59ヘクタールの整備を完了しており、町全体の人口普及率は36.4%に達しております。また、現在の水洗化率は約84.7%と、順調に推移している状況にございます。

本年度におきましては、住吉地区では榛南幹線に、川尻地区では西向地区を中心に、管延長にして約1.6キロメートルの布設工事を行う予定であります。また、下水道総合地震対策事業では、管渠の耐震補強や浄化センターの耐震設計を予定しております。

なお、3月11日の東日本大震災では、多くの汚水処理場が被災し、汚水処理施設の処理機能にふぐあいを生じ、汚水処理に支障を来しました。このことを踏まえ、当町でも災害時の対策といたしまして、排水用可搬ポンプや発電機などを備えて、最低限の処理機能を確保したいと考えております。

続きまして、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

町では、安定した水の供給のため、老朽管の布設がえ、施設の整備、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ事業を毎年度計画的に実施しております。

まず最初に、本年度の老朽化布設がえ事業のうち石綿管布設がえ工事につきましては、坂部やまばと学園北側の坂部5号線外1路線を2工区に分け、第1工区は8月に発注を済ませ、第2工区も9月に発注する予定でございます。また、石綿管以外の布設がえ工事としましては、牧之原市円成寺南側の細江37号線外1路線を既に発注しております。

次に、施設の整備に関する事業といたしましては、第5水源電気室新設工事がございます。これは旧第2浄水場を解体工事し、そこに新たに第5水源電気室を建設するもので、既に測量及び設計業務は完了しており、工事を9月に発注する予定でございます。また、第3配水

場進入路新設工事につきましては、8月に発注いたしました。

次に、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ事業でございますが、道路改良事業関連工事が榛南幹線外5路線、公共下水道事業関連工事が川尻山通り及び西向地区で予定されております。また、道路改良事業関連工事のうち榛南幹線及び広域農道につきましては、発注を済ませております。他事業関連工事につきましては、島田土木事務所、志太榛原農林事務所などの事業関係者と十分な協議、調整を図りながら進めております。

次に、本年6月5日に崩壊した吉田漁港6号岸壁につきまして御報告申し上げます。

吉田漁港6号岸壁は、昭和36年及び38年に漁船等の係留施設として整備された延長160メートルの鋼矢板式岸壁でございます。崩壊した状況といたしましては、老朽化による季節矢板の座屈現象が生じたことにより、海側に最大3.5メートルの水平変位と矢板腐食口からの土砂流出によるエプロン部の陥落が、延長35メートル区間において生じました。また、崩壊箇所と同時期に施工された区間につきましても同様の事態が懸念され、その場合には、漁業活動に大きな支障を来す可能性が大であると思われまます。今回の事態の修復が最優先事項と受けとめ、水産基盤整備事業の予算の組み替えを今定例会に上程させていただき、本年度施工予定をしておりました水産基盤整備事業の河川護岸工事を見送り、早急に崩壊した6号岸壁の詳細な調査・改修方法を検討し、その後、工事を実施していきたいと考えております。

次に、富士山静岡空港を活用した交流促進事業につきまして御報告申し上げます。

富士山静岡空港の開港によりまして生み出される多様な交流を地域のさらなる活性化につながるために、財団法人静岡縣市町村振興協会の助成を受け、富士山静岡空港を活用した交流促進事業を昨年度から平成24年度までの3年間で実施しているところでございます。

昨年度は、福岡県八女市を交流相手先に選定し、快諾を得ることができましたことから、モニターツアーの実施に向けてのキャンペーン事業やアンケート調査などを実施いたしました。

本年度は、10月19日から21日までの3日間の日程で、八女市の商工会議所、商工会、観光協会、農業協同組合、行政から10人程度のメンバーを選定していただき、実際にモニターツアーを体験していただくように調整を図っており、八女市では人選に入っているところでございます。一方、モニターツアーの受け入れ先となる当町におきましては、その受け皿となる吉田の魅力創造委員会を設置する方針を掲げ、吉田町観光協会、吉田町商工会、ハイナン農業協同組合、吉田町漁業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合、吉田町煮干協同組合、吉田町菓子組合、NPO法人しずかちゃんに参画をお願いしましたところ御理解を賜り、8月5日に1回目の委員会を開催したところでございます。この会議では、構成団体のスキルを発揮することを前提としたモニターツアーの見学先や体験場所などを前向きに御提案いただくなど、早くも町の新たな魅力を創造できる手ごたえを感じ取った次第でございます。

このモニターツアーには、意見交換会や交流会も設ける予定になっており、参加者からは、吉田の魅力づくりについての忌憚のない御意見をいただけることになっておりますので、平成24年度に策定を予定しております多岐に御活用いただける交流事業計画やモデルルートづくりにも生かしてまいります。

目下、事業実施の途中の時期ではございますが、この交流促進事業を通じて八女市の方々との交流が実際に生まれ、町の中に対外的にアピールできる魅力を生み出そうとする機運がわき上がっただけでも喜ばしいことではないかと感じておりますので、行政といたしまして

も、こうした新しい芽をみんなで成長させていけるようにたゆまぬ努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、平成23年度の地方交付税における普通交付税算定結果につきまして御報告申し上げます。

平成23年度の普通交付税の算定結果につきましては、8月5日に総務省から発表されましたが、それによりますと当町の基準財政需要額は46億3,911万7,000円、基準財政収入額は45億346万1,000円となり、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた差額は1億3,565万6,000円となります。平成23年度は、この差し引き額が普通交付税として交付されることとなりますが、この額は昨年度の普通交付税当初算定結果より2,687万3,000円少なく、16.5%の減少となります。

また、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得る財政力指数の状況でございますが、平成23年度の単年度財政力指数は0.971となり、平成22年度の再算定後の指数0.957と比較すれば0.014とわずかながら上昇しております。これは、町税の法人税割が平成22年度よりも増えることが主な原因であります。なお、単に財政力指数という場合には、3カ年平均の財政力指数を指すことになり、この指数が多くての制度の適否の判断基準とされておりますが、この指数は0.994となります。平成23年度は、3カ年の平均、単年度のいずれの指数も1.0を下回る結果となりましたが、この状況でも県内35市町中5番目に高い財政力指数を保っております。

次に、平成22年度決算に基づく健全化判断比率の結果でございますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字であるため表示されず、健全な状態であるとの結果が出ております。また、実質公債費比率につきましては15.2%と、起債許可が必要となる基準の18%や早期健全化基準の25%を大きく下回っております。そして、将来負担比率につきましても92.6%と、早期健全化基準の350%を大きく下回る結果となっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて行った平成22年度決算での算定結果のもとでは、当町の財政運営の健全性が実証されております。

財政運営では、常に健全化を強く意識しながら全体を考えて慎重に取り組み、現在のところ健全性は保たれていると判断しておりますが、財源確保は依然として厳しい状況が続いている上に、新たな防災対策の課題も浮上し、その対策につきましては、早期にかつ継続的に取り組まなければならないものと受けとめております。さらに、国の政策も目まぐるしく変わり、先を見通すことが難しい状況でもございますので、国や県の動き、そして経済情勢を注視するとともに、多様な財源各語の道を探りながら、今後とも健全な財政運営のもとで町民のための町政運営に努めてまいり所存でございます。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、国政におきましても新たなリーダーが誕生し、東日本大震災の復興と福島第1原発事故の収束という非常に重い課題を背負いながら出発したところでございます。我が町の運営は、町民の皆様から信頼される行財政運営であることはもちろんのこと、今後は津波防災まちづくりを最重点施策の1つと位置づけた上で、町政を運営していかなければならない状況でございます。町民の皆様が安心して生活ができる町を築いてこそ、町の発展があると考えております。

議員におかれましても、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、増田一榮君。

〔監査委員 増田一榮君登壇〕

○監査委員（増田一榮君） それでは、平成22年度吉田町各種会計決算審査意見書、皆様のお手元にいらっしゃると思いますけれども、これによって重要なところだけを報告させていただきます。あとは皆さんの御判断で読んでいただければありがたいと思います。

では、目次といたしまして、審査の概要が1ページ、審査の概要が1ページ、審査の対象、審査の時期、審査の方法、審査の結果が2ページに載っております。それから、決算の概要としまして、総括が2ページ、一般会計が3ページ、歳入歳出決算額、歳入決算額の概要、歳出決算額の概要。特別会計、これが8ページに載っております。特別会計の報告といたしまして、吉田町土地取得事業特別会計、吉田町国民健康保険事業特別会計、吉田町老人保健事業特別会計、吉田町後期高齢者医療事業特別会計、吉田町介護保険事業特別会計、吉田町公共下水道事業特別会計。4の企業会計といたしまして、これは12ページに載っております。吉田町水道事業会計。物品調達基金の運用状況、これも14ページです。平成22年度の決算審査の総括は14ページに載っております。

それでは、報告させていただきます。

吉田町監査委員、増田一榮、同、大塚邦子。兩名によりまして、平成22年度各種歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査事件につきまして報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方自治法施行令第5条第3項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成22年度各種会計（一般会計、特別会計、企業会計）歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見書を報告させていただきます。

平成22年度各種会計歳入歳出決算審査意見書。

審査の概要といたしまして、審査の対象。平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町土地取得事業等会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度吉田町水道事業会計決算、平成22年度吉田町物品調達基金の運用状況です。

審査の時期といたしまして、平成23年7月19日、吉田町特別会計及び水道事業をやりました。平成23年7月28日と29日の両日、吉田町特別会計及び吉田町一般会計をやりました。平成23年8月1日、2日、3日、吉田町一般会計及び物品調達基金の運用状況をやりました。

審査の方法、2ページになります。町長から送付されました各種会計歳入歳出決算及び附属書類について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査いたしました。

審査の結果、各種会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、それぞれ計数的に誤りのないものと認めました。審査の結果の詳細は、下記のとおりであります。

決算の概要。

総括。平成22年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は下記のとおりであります。これは表を見てください。それから、この表に基づきまして、項目ごとに千円未満を四捨五入してありますので、差額が生じることがありますのでお願いいたします。

平成22年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は150億409万2,000円です。これは、前年度の3億9,434万3,000円の増ということで、率は102.7%であります。歳入、歳出は、下記のとおりであります。

次に、一般会計に入ります。

一般会計歳入歳出決算額。一般会計歳入歳出決算額及び収入額並びに前年度の比較は次のとおりであります。これは表を見てください。これも同じように千円未満を四捨五入してありますので、差額や合計が一致しない場合がありますから注意してください。

平成22年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額97億3,104万8,000円、歳出額93億6,757万8,000円、差し引き額は3億6,347万円です。23年度への繰越財源4,330万9,000円を差し引くと、実質収支3億2,016万1,000円となる。あと、これは皆さんのほうで以下は読んでいただきたいと思えます。歳入歳出は下記のとおりであります。

次に、4ページに入ります。これも皆さんのほうで見ていただくとおり、町税からいろいろなあります。これも表であらわしてありますから見てください。ここも同じように千円未満は四捨五入してありますからよろしくお願いいたします。

本年度の特徴といたしまして、前年度と比較すると、町民税では、個人が1億6,150万5,000円、10.23%減、法人は1億7,790万9,000円、38.64%の増となっております。これもあと表にまた出ております。過去5年間における町税収入率、これは国保の税を除いておりますので、状況は次のとおりであります。この表も見てください。ここも千円未満を四捨五入してあります。

収入未済額は、前年度に対し1,020万1,000円増加し、3億4,073万8,000円となり、不納欠損額は前年度より1,098万1,000円多い2,776万5,000円を計上することとなりました。本年度の分収納率は98.2%となり、平成20年度並みの数字となり、収納率の向上が図られた。今後も税負担の公平性の観点から、長期及び高額滞納者に対する徴税に努められたいと思えます。

歳出決算額の概要は、下記のとおりであります。よく見てください。

次に、第6ページ、歳出決算額の款別内容は次の表のとおりであります。議会費、いろいろ入っております。これもやっぱり千円未満を四捨五入してありますから、見てください。

款別の主な事業及び支出額は次のとおりであります。これもずっと目を通していただければわかると思えます。

歳出の特徴的な事業及び支出内容としまして、企画課が、第4次吉田町総合計画後期基本計画策定事業、以下やっております。社会福祉課、総合障害者自立支援施設整備事業、子ども手当などがあります。高齢者支援課、介護保険給付事業です。健康づくり課、榛原総合病院の負担金があります。産業課、漁港の改修工事があります。都市計画課、愛宕前2号線道路改良事業ほかがあります。学校教育課、ちいさな理科館、吉田中学校の空調及び室内運動場のトイレの改修が実施されております。総務課、全国瞬時警報システム設備をやっております。以上のような事業が出ております。それぞれ成果を上げていると思えます。

次に、8ページ、特別会計。ここからは円になります。千円未満切り捨てておりましたけれども、ここは最後まで円になります。



土地取得事業特別会計、歳入総額 2 億 2,412 万 4,162 円、歳出総額 2 億 2,412 万 4,113 円、差し引き残額 49 円の決算内容であります。歳入、歳出は記載のとおりであります。見てください。

吉田町国民健康保険事業特別会計、歳入総額 25 億 125 万 8,952 円、歳出総額 23 億 6,558 万 3,537 円、差し引き残額 1 億 3,567 万 5,415 円の決算内容であります。これも歳入、歳出のほうをまた見ておいてください。

それから、国保の過去の 5 年間の収入等の推移は次のとおりであります。これもまた表を見てください。

次に、吉田町老人保健事業特別会計、歳入総額 84 万 4,221 円、歳出総額 83 万 9,323 円、差し引き残額 4,898 円の決算内容であります。これも歳入、歳出のほうはまた比較してみてください。

それから、老人保健医療給付費、これも状況は表のとおりであります。

次に、10 ページ、吉田町後期高齢者医療事業特別会計、歳入総額は 1 億 9,103 万 5,771 円、歳出総額 1 億 8,457 万 7,902 円、差し引き残額 645 万 7,869 円の決算内容であります。これも歳入、歳出のほうはまた見てください。

それから、後期高齢者事業の歳入歳出に関する事務処理並びに事業運営は、適正に処理されていることを認めます。

次に、吉田町介護保険事業特別会計、歳入総額 15 億 302 万 6,548 円、歳出総額 14 億 6,203 万 3,041 円、差し引き残額 4,099 万 3,507 円の決算内容であります。歳入、歳出のほうは、また目を通しておいてください。

それから、被保険者の状況も、これもまた表になっております。目を通してください。介護保険認定関係も表になっております。施設サービスの費用も表になっております。居宅サービス費、それから高額介護サービス費、審査支払手数料、これもみんな表になっておりますから見てください。

それから次に、吉田町公共下水道事業特別会計、歳入総額 9 億 9,234 万 7,459 円、歳出総額 9 億 6,003 万 7,400 円、差し引き残額は 3,231 万 59 円となります。歳入歳出のほうは目を通してください。

これも公共事業における歳入歳出に関する会計処理及び事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき適正に執行、処理されていることを認めます。

企業会計、吉田町水道事業会計、平成 22 年度の業務量は下記のとおりでございます。

給水件数は 1 万 2,957 件で、前年度比を 18 件オーバーしております。給水人口は 3 万 3,489 人、うち吉田町が 2 万 8,953 人、給水普及率は 92.8%、前年度 92.9% であります。

収益的収入及び支出は次のとおりであります。これも表になっておりますので、また目を通してください。

収入のその他は、工事負担金・加入分担金であります。

あとはずっと下のほうへ行きまして、13 ページはまた目を通してください。

14 ページに入ります。

物品調達基金の運用状況。基金運用に係る収入額は前年度からの繰越金 377 万 8,429 円、本年度売上金額 504 万 2,575 円で、合計 882 万 1,682 円となっております。これもあと、支出のほうからの説明。

この物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていることを認めました。

平成22年度決算審査の総括といたしまして、審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令、諸規定に基づきまして作成されていた。また、歳入歳出額は予算に基づき、各事業目的並びに事業計画に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成22年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを確認いたしました。

予算の執行状況は、おおむね良好であり、初期の目的に沿った成果が得られるものと認められます。

平成22年度町税の収入額は、長引く経済不況の影響を受け、法人町民税は前年度を上回ったものの、個人町民税及び固定資産税等の減収により、前年度を下回る決算額となった。先行き不透明な政治経済の情勢下において、町の行財政運営も厳しさが増すと思われませんが、町民のニーズにこたえるべく、最少で最大の効果が得られるよう事業実施に努められたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分ということをお願いいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時28分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど報告いただきました監査委員決算審査報告につきまして、監査委員から内容の補足を求められましたので、再度、報告をいたしますのでよろしくをお願いいたします。

監査委員、増田一榮君。

〔監査委員 増田一榮君登壇〕

○監査委員（増田一榮君） それでは、もう一度、特別会計のほうをさせていただきます。ちょっとはしより過ぎてしまって、まことに申しわけありませんでした。

8ページから9ページ、特別会計の審査報告を再度させていただきます。

特別会計、吉田町土地取得事業特別会計、歳入総額2億2,412万4,162円、歳出総額2億2,412万4,113円、差し引き残額49円の決算内容であります。

当事業に関する歳入歳出合計処理及び事業は、合法的に処理されており、財産運用も適正であることを認める。

吉田町国民健康保険事業特別会計、歳入総額25億125万8,952円、歳出総額23億6,558万3,537円、差し引き残額1億3,567万5,415円の決算内容であります。歳入歳出のほうは見ていただくということになります。

国民健康保険事業の歳入歳出に関する事業処理は、適切に執行されていることを認める。国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくりと疾病予防に対する取り組みを強化するとともに、滞納額の減少と徴収率の向上を図るため、納税相談、また職

員における訪問徴収等、滞納者との接触を多く図るよう努めていただきたい。

それから、吉田町老人保健事業特別会計、歳入総額84万4,221円、歳出総額83万9,323円、差し引き残額4,898円の決算内容であります。

老人保健事業は、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、3年間の移行措置を経て平成22年度をもって終了となりました。なお、事業終了に伴う精算金は一般会計に繰り入れられていることを確認いたしました。これを言ってありませんでした。すみませんでした。

それから次、吉田町後期高齢者医療事業特別会計、歳入総額1億9,103万5,771円、歳出総額1億8,457万7,902円、差し引き残額645万7,869円の決算内容であります。

後期高齢者医療事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に処理されていることを認めました。

吉田町介護保険事業特別会計、歳入総額15億302万6,548円、歳出総額14億6,203万3,041円、差し引き残額4,099万3,507円の決算内容であります。

介護保険事業の歳入歳出に関する事業処理及び事業執行は、事業計画並びに諸規定に沿って適正に処理されていることを認めます。

それからあとは、吉田町公共下水道事業特別会計、歳入総額9億9,234万7,459円、歳出総額9億6,003万7,400円、差し引き差額は3,231万59円となっております。

これも公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき適正に執行、処理されていることを認めます。

企業会計、吉田町水道事業会計、平成22年度の業務量は、総配水量486万2,952立方メートル、前年度比1万1,754立方メートルの増です。総有収水量428万3,222立方メートル、前年度5万5,112立方メートルの増となっています。

給水件数は、先ほど言ったように1万2,957件で、前年度比18件の増、給水人口は3万3,489人で、うち吉田町が2万8,953人、給水普及率は92.8%、前年度92.9%であります。

提出された決算書、決算附属書類の内容について決算審査を行った結果、地方公営企業法及び事業計画に基づき、事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営及び棚卸資産管理は適正であることを認めます。

最後の14ページになります。

物品調達基金の運用です。基金運用に係る収入額は、前年度からの繰越金377万8,429円、本年度売上金額504万2,575円等で、合計882万1,682円となっております。

支出金額は、本年度仕入れ金額505万2,623円、一般会計繰出金（預金利子）678円で、合計505万3,314円となっている。差し引き現金は376万8,368円で、期末棚卸額（伝票・封筒等）23万1,632円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.3となっている。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていることを認めた。

最後になります。平成22年度決算審査の総括。

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令・諸規定に基づき作成されていた。また、歳入歳出額は予算に基づき各事業目的並びに事業計画に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成22年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを認めた。予算の執行状況は、おおむね良好であり、初期の

目的に沿った成果が得られるものと認められる。

平成22年度町税の収入額は、長引く経済不況の影響を受けて、法人町民税は前年度を上回ったものの、個人町民税並びに固定資産税等の減収により前年度を下回る決算額となった。

先行き不透明な政治経済の情勢下において、町の行財政運営も厳しさが増すと思われるが、町民のニーズにこたえるべく、最少の経費で最大の効果が得られるように事業実施に努められたい。

以上です。すみませんでした。

○議長（八木 栄君） 監査委員、御苦労さまでした。

---

### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

7番、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 総務文教常任委員会から議会閉会中の委員会活動を報告いたします。

所管事務調査は、地震・津波対策についてとし、委員会として町民の安全・安心を確保するため、町民の皆さんの要望をまとめ、調査し、町に提案をしていきます。

平成23年6月8日、役場4階会議室にて9時より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会しました。当日は、当局より総務課長、課長補佐に出席を求め、町の地震・津波対策の現状と課題を検証するための資料と説明を受けました。

委員。海拔表示はどうなっているか。

職員。ハザードマップに載せて住民にお知らせする予定。

委員。各家庭ごとに標高がわかるのではないか。あなたの家は標高何メートルですと入れると親切ではないか。

職員。12.5メッシュでやる予定。

委員。避難ビルの指定は。

職員。民間のアパートや工場にお願いしなければならないと考えている。避難ビルを確保したいが、そうなるところを考えなければならない。浸水区域がどうなるか確認する。

委員。避難棟を建ててほしいという声が多いが。

職員。町内会単位で相談を受けているものもある。シミュレーションをもとに、ビルやタワーをどこほどのくらいのものを建てたらいいか、検討したい。

当局が退席後、今後の調査項目とスケジュールを検討し、閉会、11時22分。

平成23年6月16日午後2時より、4階会議室にて、出席委員7名、定足数に達していることを確認して委員会を開会。

委員会の調査項目について、各委員の提案を検討。

委員。吉田町民の立場に立って、町民、自主防、吉田町の役割を具体的に議会から提案するための調査として、短期で行うものと中長期で行うものを分けて調査する。

委員。災害時要援護者の避難支援体制や災害時の地域医療対策の取り組み、保育園、学校の安全な避難場所の確保などの調査をする。

委員。地震防災に対する啓発活動と防災資機材の整備充実など、10項目の調査をする。

委員。町民がどういうことを求めているかを明確にして調査をする。町民目線でわかりやすく安心を提供する。

委員。建物の耐震化について調査する必要がある。5月21日の津波避難訓練の反省を聞くことはどうか。

委員。次回までに調査項目と、どのように町民の皆さんの意見を聞くか案を提案することに決め、閉会、15時8分。

平成23年6月29日午前9時より、4階会議室にて、出席委員7名、定足数に達していることを確認して委員会開会。

前回に続き、調査項目の検討。

委員。町民が何を心配しているのかを知りたい。

委員。住民の意識調査の目的を明確にする。

委員。住民の意見を聞いて町に提言できたらよい。町が依頼したハザードマップの作成会社のスケジュールを確認すべき。担当課より津波ハザードマップ作成事業、GISデータ作成業務委託書を入手した。

委員。町民からアンケートをとったらどうか。

委員。アンケートの対象は自治会役員、町内会長、住吉、川尻、片岡の津波避難訓練をした組長に依頼したらどうか。

委員。実態調査ではなく、町民が何を求めているのか、議会は何を求めているのか、より明確なアンケートにしたい。

委員。実態はどうであるかは自治体、行政への希望も聞きたい。

次回7月6日にアンケート案を各委員提出して決める。7日の自治会連合会定例会にアンケートの協力をお願いすることに決め、閉会、11時10分。

平成23年7月6日午後1時30分より、4階会議室にて、出席委員7名、定足数に達していることを確認して委員会を開会。

地震・津波に関するアンケートの内容について検討。

委員。4案出ているのを重複しないようにしたい。

委員。住民は何を心配しているのか、町の地震・津波対策についての考え、食料や備蓄など基礎情報を載せたらどうか。

検討した結果、基礎情報と11項目の内容に決定し、前回決めた対象者に、7月の各区の定例会に協力をお願いに伺い、8月3日に回収し、17日までに各委員がまとめて提出することを決定。次回の委員会を19日に決め、閉会、15時48分。

平成23年8月19日午前9時より、4階会議室にて、出席委員6名、定足数に達していることを確認して、委員会を開会。

地震・津波に関する住民アンケートの集計結果についてと今後のスケジュールを検討。

委員。アンケート回収は364通で、回収率82.5%と、よかった。

委員。住吉は木造が9割と多い。昔から住んでいる人が多いからか。

委員。鉄筋コンクリートづくりは避難用になるのではないか。

委員。7割を超える人が危険と感じている。町も対策をとっているが、議会として早急にまとめて提案していく。

委員。避難場所は78.9%が心配している状況。

委員。避難場所は、従来の想定が崩れた。今後見直すとき、調査して提案すべきでは。大地震のように避難部分の指定ができないか。その中に調査する問題が隠れているのではないか。

委員。防潮堤を高くすることが必要ではないか。

委員。海拔を知らない人が5割を超えている。3月に町が開いた講演会でも、自分のいる海拔は知っておくべきと話されている。海拔は表示すべき。

海拔や避難場所などで、できるものから調査に出かけ、アンケートから得られた町民の方の思いをしっかりとめ、各自治会に報告に行くことを決め、閉会、11時21分。

平成23年8月23日午前9時より、4階会議室にて、委員7名出席、定足数に達していることを確認して委員会開会。

当局より、総務課長、企画課長、会計課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長より、9月定例会審議事項について報告。当局対策を委員会開会。

8月28日の総合防災訓練についてと委員会視察を検討。防災訓練には、各委員それぞれの地区で参加することに決定。委員会視察は、次回、行き先を検討することを決め、閉会、12時3分。

平成23年8月26日午後1時30分より、4階会議室にて、出席委員7名、定足数に達していることを確認して委員会を開会。

アンケートに基づく調査項目について検討。

委員。調査項目はアンケートの回答にある13の項目で行ったかどうか。

委員。避難棟の建設は町民の要望が高い。御前崎市は計画している。避難場所の協定も必要。アンケートの中身を調査して報告をする。

委員。海拔表示から調査する。当局に何を提案していくかの調査をする。

委員。避難棟の建設は町民の大きな要望。

委員。海拔表示、避難棟建設、町内の避難施設の高さの調査を実施する。

意見を集約して、海拔表示、避難場所、町内の建物の高さの調査、避難棟建設の調査には、近隣自治体の避難棟建設計画を参考にすることとし、この3項目の調査を優先し、早急に調査することに決めました。アンケートは分析のための資料を今作成中です。まとめ次第、報告する予定でございます。

委員会視察は、検討した結果、東北の被災地へ調査に行くことに決定し、閉会、15時50分。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、議会閉会中の委員会活動報告を産業建設常任委員会委員長から報告願います。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告申し上げます。

平成23年6月22日午後13時30分より、役場4階第2会議室において、出席委員7名、定足数に達しているのを確認し、委員会を開催しました。

さきの委員会で決定した議会閉会中の調査案件、都市整備と産業振興に関する調査について具体的にどう進めていくべきかを協議しました。安全・安心な町づくりへの機運が高まっている都市整備への取り組みが先とする一方、景気、雇用の不安定に伴う産業経済の実態把握への取り組みが先とする意見がありました。

協議の結果、当委員会では、町の産業、経済状況をいち早く把握していくことが先であるという判断から、まず産業振興での視点での調査研究を進めていくことにしました。

具体的な活動として、7月に当町の産業の現状と課題について担当課から説明を受けること、8月中に産業団体であるハイナン農業協同組合と吉田町商工会の2団体と懇談会を開催することに決定しました。

開催日等の日程については、正・副委員長に一任することとして委員会は終了しました。閉会は14時42分でした。

平成23年7月12日午前9時より、役場4階第2会議室において、出席委員6名と当局より産業課長ほか2名の御出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開催しました。

町の産業の現状を探るということで、当町の産業別の統計データをもとに担当課長から説明を受けました。町の産業における共通の課題は、景気低迷による販売額、製造出荷額の減少や高齢化に伴う後継者不足が挙げられました。一方、消費者の食に関する安全・安心な志向を背景に、生産者と販売者が積極的に地産地消に取り組んでいることが報告され、地域活性化への足がかりに期待が膨らみました。

報告後、質疑等を行い、委員会を終了し、閉会は10時20分でした。

平成23年8月16日、調査案件の産業振興をテーマにハイナン農業協同組合と産業懇談会を開催しました。出席委員数は7名です。当局より産業課長ほか1名、事務局1名の合計10名で参加しました。当日は、午前10時からJAハイナン吉田営農経済センター2階会議室において、ワラシナ常務理事を初め、職員4名の御出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、懇談会を開催しました。

同組合の事業の概要と農業の現状、課題についてお話を聞かせていただきました。吉田町の主な農産物は、レタス、水稲、お茶が主流であります。吉田町のレタスは、JAハイナンレタスとして京浜地区にほぼ100%出荷されており、その出荷額は約5億円とのことでした。また、サニーレタスの評判は全国でもトップクラスであるが、栽培農家がふえてこない。レタスの栽培面積は変化はないが、後継者不足で農家は最大時400戸あったものが現在は70戸に減少しているとのことでした。

課題としては、営農者の高齢化や後継者不足に休耕地が増加している。農地に隣接して宅地化が進み、作物の栽培環境がよくない。住吉地区の吉田田んぼは排水が悪く、他の作物の栽培に適していない。大規模量販店への出荷は、生産量が少なく、吉田町を含め榛南地区だ

けでは対応できなくなっている。将来的には県規模での出荷になり、吉田町の特産品レタス、メロンとうたえなくなるのでは。これは消費者の農産物の価値観、質より価格への変化があるとのことでした。

また、原発事故による放射能の農産物への風評被害については、県内の茶工場、茶農家に影響があった。お米についても、お茶とは違い、放射性物質は検出されませんでした。古米が品切れになる状態とのことでした。レタスについては、静岡県における農産物の放射性物質検査計画では、平成24年1月に実施される予定であります。

以上でハイナン農業協同組合との懇談会を終了しました。閉会は11時35分でした。

平成23年8月18日、調査案件の産業振興をテーマに吉田町商工会との産業懇談会を実施しました。出席委員は7名です。当局より産業課長ほか1名、事務局2名の合計11名で参加しました。当日は、午後17時から吉田町商工会2階会議室において、松浦商工会長を初め商工会理事10名と商工会職員2名の御出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、産業懇談会を開催しました。

初めに、商工会事務局長から、商工会の組織名及び事業内容について説明をいただきました。会員は、平成23年7月末で765名とのこと。会員の減少に歯どめをかけるため、増強目標を年間30名とし、平成22年度実績は26会員加入したとのこと。主流事業は、経営改善事業、地域総合振興計画事業があり、具体的な活動、商工業や観光の推進、金融対策、税務対策、労務対策など、地域の商工業の振興、公共の福祉の増進活動を行っているとの説明を受けました。その後、懇談に入りました。

意見としては、商工会への補助金削減の理由は、予算づけの説明がほしい。商工会員の減少は後継者不足による廃業が原因。だから、町内へ大企業の支店、工場が来たときは、行政サイドから商工会への加入を促してほしい。地元の産業を活性化して税金をたくさん納めてもらうようにすることが大事。産・官・学の連携に産業課の動きがほしい。産業課を農漁業、商工業、観光と、課を分けることはできないのか。国道、県道が絡む工事の進捗が遅過ぎる。管轄が違うなどと言わないで、町内の道路であるという認識でやってもらいたい。健康福祉事業も大事ですが、税金を生む産業界の活性化にも力を入れてほしいなどの意見が出ました。また、このような懇談会を継続してもらいたいとの要望もいただきました。

以上で吉田町商工会との懇談会を終了しました。閉会は18時45分でした。

平成23年8月24日午前9時より、役場4階第2会議室において、出席委員7名と、当局から会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長と社会福祉課長、下水道課長、水道課長の御出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開催しました。

初めに、9月議会に上程を予定されている議案と報告事項について、各担当課長から御報告いただきました。報告事項を終了した後、当局の皆さんには御退席いただきました。

引き続き、議会閉会中の所管事務調査についての協議に入りました。

協議内容は、所管事務調査について、定例会開催中も閉会後も引き続き協議を重ねることを確認しました。また、本年10月と11月にかけて、吉田町漁業協同組合と静岡うなぎ漁業協同組合と懇談会を開催することとし、開催日程等は正・副委員長で対応することにしました。

8月16日のハイナン農業協同組合、8月18日、吉田町商工会との懇談会の検証を踏まえて、産業4団体との懇談会は1回だけに終わらず、今後継続的に行っていくこととしました。また、2回目以降はテーマを絞って意見交換をすることも確認し、委員会を終了しました。閉



会は11時10分でした。

以上で、当委員会の議会閉会中の委員会活動報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を議会改革特別委員会委員長から報告願います。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） それでは、議会改革特別委員会から委員会活動につきまして御報告申し上げます。

6月15日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

まず、前回委員会で提案のあった議会報告会とまちづくり意見交換会について協議を行いました。一部意見を報告します。

議会報告会は、定例会ごとに各自治体単位で議案審議経過と結果などを報告する。まちづくり意見交換会は、多くの方々と車座的に行い、その結果を議会だよりに掲載する。住民と語りあい、訪問対話が議会力のアップと実績づくりとなり、地域の抱える問題を町政に反映させるものである。この活動を通じて、町民への目に見える行動する議会の第一歩として提案する。

その後、協議を行い、住民の参加につきましてはさまざまであるが、当委員会では、議会基本条例について住民との意見交換を中心に行い、議会報告会とまちづくり意見交換会の内容や実施等は全員協議会で詰めていくこととなりました。

次に、委員会スケジュールについて協議を行いました。

その結果、7月いっぱいには議会改革に対する委員間の共通認識の形成を十分に行う。その後、住民に対する説明と意見聴取を行った後に、当局と打ち合わせを行うこと、そして法令審査を行うことを経て条例案を作成し、3月定例会に上程する予定を確認いたしました。

最後に、議会改革の方向性について協議を行いました。一部報告いたします。

議員定数と議員報酬の検討について、議員の削減を行い、減った分を一部増額するなど報酬の見直しが必要ではないか。吉田町議会は、過去において議員定数を18名から16、14、13と他市町に先駆けて削減してきた。合議体として、本会議や委員会等を考えると現状が望ましい。報酬はみずからよりルールに沿って検討していく。定数を減らすと、一方の方向へ傾く心配がある。民意を反映するための人数は確保すべきである。報酬に関しては、他市町を

調査する。報酬は、財政力等の兼ね合いもある。会議などの運営を考えると、現状でよいと考える。

最後に、元議員定数特別委員会委員長から経過等の説明を受け、条例に項目を入れる方向を確認いたしました。

次に、議会基本条例の制定と議会改革の実行、または見直しについて協議しました。議会の後に町民と話し合う場をつくり、町民の参画を図っていく。全国の議会基本条例の調査をして改善などを行う。学識経験者を招いて進めていく。

次に、政策形成に向けて調査研究・政務調査費について協議を行いました。この町をどうしたいのかという思いやビジョンを持って行うべきである。委員会や視察など調査研究の目的を明確にして、結果の報告を行い、フォローしていく政務調査費は必要である。議員が見識を持つための研究は必要であるが、政務調査費は、書籍や物品等の購入などさまざまな報道がなされている。導入は慎重に行いたい。調査研究は、必要があれば個々で行えばよいと考えている。時代の流れは、行政視察や委員会視察から政務調査費への移行と考えるが、議会費全体の削減との関係を憂慮する。世の中は急激に変わっている、ついていくためにも勉強しなければならない。委員会視察と政務調査費とは別と考えているので話し合いたい。政策提言を担保するためには、政務調査費も一つの項目であるが、何が議会政策提言で必要であるかを議論し、条例に盛り込んでいきたいなどございました。

議会運営の見直し、傍聴について。今、この委員会に傍聴者がいないので、開かれた議会として検討し、改善すべきと考える。通年議会の長所、短所等を検討してみたい。以上でございました。

以上で協議を終了し、次回委員会を6月22日9時とし、本日の続きを行うこととお伺いしたところ、全員異議がなく決定いたしました。

以上で委員会を閉会いたしました。閉会は11時30分です。

6月22日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

協議について意見の一部を報告いたします。

議会改革の方向性、議会事務局の評価について。議員情報ファイルや各会議の議事録を作成、管理する。事務局が3人体制の中、監査事務局を兼務しているので人員が欲しい。各議員が持っている情報をどこまで共有化すべきなのか。

次に、議会広報活動について協議しました。町民が求めていることを伝えること。ホームページの充実を図る。町民参加の紙面づくりも検討したい。タイムリーに情報を発信する。受け手だけではなく、内容まで、そのほかネット配信や定例会議事録などについて御意見をいただきました。

次に、議決事項の追加について。前期協議の結果は、第96条の2項であるが、具体的な事案が出たときに追加する認識であった。追加するときには当局との共有をどのようにするか不明確である。221議会は制定し、730議会は制定していない。制定されている主な項目は、基本計画やマスタープランなどであり、入れるべきだと考える。議決する事項は15あるが、それ以外でも追加できる認識でよいと考える。

最後に、方向性を確認し、今後の委員会について協議しました。町民に対する意見の求め方をどうするのか。過去の事例から考えると、議会の方向性がないと意見がただきにくい。

議会報告会はシンポジウムを行っているので、案を示したほうがよい。

以上、協議の結果、議会報告の方向性と案をもって町民に伺うこととお諮りしたところ、異議がなく決定しました。

次回委員会は、7月7日に行い、議会改革の方向性と条例案の1章から3章までの整合性を図ること、住民説明会の日程等を協議することを決定し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時でした。

7月6日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会しました。

まず、議会基本条例案の前文と第1章について協議しました。前文の中にある議会に関する情報は何かについて意見を出し合い、確認いたしました。

1、町民の意見、自治会の情報、支援者の声、各議員みずから情報収集に当たり、必要があれば全議員に報告し、協議、検討していく。

2、議会内、委員会、組合議会、正・副議長や委員長の情報について、各定例会で行われているので、議長報告、議員派遣報告、委員会報告、組合議会報告で共有化していく。ただし、緊急かつ重要なものについては、議長判断でその都度、全員協議会を開催し、報告し、協議を行う。

また、各委員会の終了後、決定事項と次回委員会の内容について副委員長が報告することを決定しました。

また、行政の情報については、今ある手段を最大限に活用することも確認しました。

次に、条例内の語句について意見交換を行いました。町民に信頼されるについて、主な意見は、説明責任を果たすこと、正確に判断し、町民目線でチェックを行うこと、最後まで取り組むことの責任でした。

開かれた議会について、主な意見は、町民に対して議会の情報を正確に伝え報告すること、町民の意見を伺い、発言し行動すること、町民に身近な議会、町民参加の議会でした。

議員及び議会活動の活性化について意見交換をしました。勉強と実践すること、議員が主体的に行うことで集合体の議会が活性すること、会議で決めたことを議会として実践し、行動すること、既成概念にとらわれずチャレンジすること、行動が町民に見えることで建設的な変革につながることでした。

最後に、活力ある住みよいまち、吉田町の町づくりについて協議しました。訪れたいなるまちや特色のあるまちでした。だれでもが住んでよかった、住みたいなるまちであるなどのイメージを確認しました。

次回委員会と今後のスケジュールについて、住民説明会は、現状の進行から考えて8月下旬とし、次回、案を提示すること。次回委員会は7月14日と22日、午前9時から開催することを決定し、協議を終了し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時46分でした。

7月14日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数12名、8番遅刻、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

基本条例案の第3章第3条から第8条までのキーワードについて、各委員の考えの提出を受け、内容の確認を行いながら協議を行いました。出た意見の一部を報告いたします。

議員の指名について、自ら研さんとは、方法は多様であるが、正しい判断議決のために行う。公正性及び透明性とは、法にのっとり、疑惑や不信を抱くことのないよう公人として行

動する。議会の公開制は制度上保たれているが、町民の意見を議決に反映するために積極的に行う。情報公開の環境整備としてアンケートなどで意見を聞く。町民の意見を反映するためのまちづくり意見交換会は名称変更を検討する。また、議員活動に対する町民からの評価についても検討することといたしました。

最後に、議会基本条例案に対する住民説明会の開催について説明し、協議を行いました。開催目的は、条例案の説明と意見聴取を行い、条例に反映すること。開催方法は、8月22日午後7時、北区自彊館、25日午後7時、住吉会館、27日午後1時半、健康福祉センターはあとふる、30日午後7時、川尻会館を予定する。対象者は、町内在住者と在勤者、議員は全議員で当たる。以上が決定いたしました。

また、次回委員会は7月22日9時、8月8日9時、8月22日1時半に決定しました。

以上で委員会を閉会し、閉会は11時55分でした。

7月22日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、第7回委員会を開会いたしました。

前回に引き続き、基本条例案の第9条から第19条までのキーワードについて協議を行いました。出た意見の概要を報告いたします。

健全な緊張関係とは、機関として広く町政の論点、争点を明確にし、お互いの存在を認め合い、監視すること。各議員の判断に当たっては、町のために是々非々で考えるでございました。

次に、一問一答方式について、従来の質疑方式と違ってくるので、質疑内容や3回の制限等について協議しました。質問も簡素にまとめ、明確な答弁を聞く。的確な答弁を得るまで繰り返し行うべき。論点、争点をはっきりする。なぜ3回なのか、納得のいくまで質疑が必要である。また、3回で十分である。十分に下調べを行い、論点を明確にする。全議員に平等に発言の機会を与える。質問の頭にテーマを明確にし、テーマについて3回までなどと、意見が分かれました。

論点や争点を明確にするための一問一答方式であり、会議規則の変更を行わず、議長、委員長の采配で運用して、今後、課題があれば検討することでまとまりました。

条例内の議会改革の推進の担当は、議会改革推進会議で決定いたしました。また、第三者として、町民や学識経験者なども会に入れる件には、必要なときに今後検討することといたしました。

最高機関制について協議しました。これは、あくまでも議会における最高規範の認識であるという認識をとりました。

議会及び議員の責務の規則規定を遵守については、全議員が守ることを確認いたしました。

最後に、吉田町議会基本条例の説明会について、開催案を説明し協議しました。1、なぜ議会改革が必要か、2、基本条例は何のために必要か、3、目指す方向、4、町民にとってのメリットなどを説明後、条例の説明を行うこととし、最後に、今後のスケジュールを説明する内容といたしました。

以上で協議を終了し、次回委員会は8月8日9時、全員異議がなく決定し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時55分でした。

8月8日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数12名、8番遅刻、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

住民説明会を前に、再度4点について協議し、確認いたしました。

1、なぜ議会改革が必要かについて。地方分権一括法の制定後、議会の役割は内容が重くなり複雑化している。議会は合議制の機関として町民の意思を完全に町政に反映するように取り組み、町民の信頼を得る行動が必要である。そのために開かれた議会として町民参加を得て政策形成を行い、さまざまな要求に対するための議会改革が必要である。

2、吉田町議会として何を指すのか。議会の役割や目的、そして使命を、現状を含め再認識して議会の規範を約束し、町民の参加を得てともに行動していく。

3、議会基本条例は吉田町議会として何のために必要か。議会としての約束、ルール、そして行動指針を宣言して実行するため。

4、町民にとってのメリットは。町政運営全体（税の使い道など）がわかり、町民が参加しやすくなり、よりよい町政運営がなされる。

次に、基本条例案の第1条から第21条までの協議を行いました。修正箇所や追加を行い確認し、住民説明会に案として提出することを決定いたしました。

最後に、説明会の役割分担とアンケートについて協議し決定し、次回は説明会のデモを行い、最終確認とすることといたしました。

以上で協議を終了し、次回委員会は8月22日午後1時半、全員が異議がなく決定し、以上で委員会を閉会いたしました。閉会は12時42分でした。

8月22日、役場4階第2会議室におきまして、午後1時半、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、第9回委員会を開会いたしました。

議会基本条例案に関する説明会について協議を行いました。まず、スライドによる説明を実際に行い確認し、説明内容を決定いたしました。次に、最終的な役割を確認し、各会場とも議事録やアンケートのまとめを9月20日までに担当者が提出すること、次回に説明会をまとめた報告書を検討すること、そして、その委員会を8月27日9時とすることをお伺いしたところ、全員異議がなく決定いたしました。閉会は午後2時55分でした。

議会基本条例案に関する説明会を8月22日、自彊館、参加17名。25日、住吉会館、参加12名。27日、はあとふる、参加12名。30日、川尻会館、参加23名の参加をいただきました。報告につきましては、次回委員会以降に行います。

以上で議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第31号～議案第46号の一括上程、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 日程第6、議案上程を行います。

第31号議案から第46号議案まで、一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第3回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の制定について1件、決算の認定について8件、補正予算について5件、物品の取得について1件、町道の路線認定について1件の合計16件でございます。そのほかに3件の報告事項がございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第31号議案は、吉田町行政財産の目的外使用料条例の制定についてでございます。

本議案は、地方自治法第225条の規定に基づき、同法第238条の4第7項による使用許可をする場合において使用料を徴収することを明確に規定することによって、行政財産の適正な管理を図るとともに、公共事業予定地の有効利用と歳入財源の確保を図るとする内容の条例を制定することについてお認めいただくとするものでございます。

第32号議案は、平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額97億3,104万8,490円、歳出総額93億6,757万8,198円、歳入歳出差し引き残額3億6,347万292円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第33号議案は、平成22年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億1,412万4,162円、歳出総額2億1,412万4,113円、歳入歳出差し引き残額49円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第34号議案は、平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額25億125万8,952円、歳出総額23億6,558万3,537円、歳入歳出差し引き残額1億3,567万5,415円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第35号議案は、平成22年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額84万4,211円、歳出総額83万9,323円、歳入歳出差し引き残額4,898円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1億9,103万5,771円、歳出総額1億8,457万7,902円、歳入歳出差し引き残額645万7,869円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第37号議案は、平成22年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額15億302万6,548円、歳出総額14億6,203万3,041円、歳入歳出差し引き残額4,099万3,507円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第38号議案は、平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額9億9,234万7,459円、歳出総額9億6,003万7,400円、歳入歳出差し引き残額3,231万59円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第39号議案は、平成22年度吉田町水道事業会計決算の認定についてでございます。

本議案は、平成22年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億4,896万6,491円、収益的支出5億678万9,880円、資本的収入1億711万1,536円、資本的支出2億8,227万3,217円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,506万1,681円は、減殺積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,047万736円、過年度分損益勘定留保資金6,459万945円で補てんする内容をお認めいただくとするものでございます。

第40号議案は、平成23年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成23年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,011万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ92億1,127万6,000円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成23年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,717万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ25億8,518万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第42号議案は、平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成23年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億357万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成23年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,999万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億88万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第44号議案は、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成23年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,811万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億4,572万7,000円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第45号議案は、平成23年度防災行政ラジオの取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、防災行政ラジオを取得することにつきまして、契約金額5,762万4,000円でリズム時計工業株式会社、代表取締役社長、笠間達雄と請負契約を締結し、防災行政ラジオ9,800台を取得することをお認めいただくとするものでございます。

第46号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為に伴い新設されました道路を産業用道路及び生活道路として利用する必要から、片岡地内の1路線、神戸地内の2路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

会計管理者兼会計課長、水野辰明君。

〔会計管理者兼会計課長 水野辰明君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（水野辰明君） 会計課でございます。

上程いたしました第32号議案 平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成22年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料の2と3をあわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんいただきたいと思っております。

平成22年度吉田町一般会計の歳入総額は97億3,104万8,490円、歳出総額は93億6,757万8,198円、歳入歳出差し引き残額は3億6,347万292円でございます。これは前年度と比較いたしますと、歳入は金額で1億7,043万3,766円、率にいたしまして1.8%の増となっております。歳出は、金額で2億5,992万8,582円、率にいたしまして2.9%の増となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページ、3ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は、収入済額57億7,740万2,860円で、前年度に比べ金額で3,547万6,173円、率にいたしまして0.6%の減となっております。

内訳でございますが、1項町民税は20億5,526万7,133円で、前年度に比べ0.8%の増となっております。これは、景気の低迷による個人町民税が減額した一方で、法人町民税は、経済状況の悪化の影響を受けた平成20年度の企業業績に基づき納付された平成21年度の予定納税額の減少により確定申告納税額が増加し、全体として増額となるものでございます。2項固定資産税は32億1,606万5,063円で、前年度に比べ1.9%の減となっております。これは、固定資産税のうち企業設備投資の減により、償却資産について減出となったことが主な要因でございます。3項軽自動車税は6,476万4,600円で、前年度に比べ3.6%の増でございます。4項町たばこ税は、税制改正によりたばこ税が増額されたことから1億7,507万8,828円で、前年度に比べ3.2%の増となりました。5項都市計画税は2億6,622万7,236円で、前年度に比べ1.5%の増でございます。

以上が町税の収入状況でございます。なお、本年度の町税の不納欠損額は2,776万5,345円、



収入未済額は3億4,073万7,541円となっております。

次に、2款地方譲与税は1億845万3,076円で、前年度に比べ金額で216万5,465円、率にいたしまして2.0%の減となっております。

内訳でございますが、1項地方揮発油譲与税は3,192万76円、2項自動車重量譲与税は7,653万3,000円で、前年度に比べ4.9%の減でございます。

3款利子割交付金は1,390万6,000円で、前年度に比べ7.6%の減となりました。

4款配当割交付金は632万2,000円で、前年度に比べ26.4%の増となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は235万6,000円で、前年度に比べ15.6%の減となっております。

6款地方消費税交付金は3億1,764万5,000円で、前年度に比べ0.2%の減となっております。

7款自動車取得税交付金は3,658万9,000円で、前年度に比べ12.6%の減となっております。

8款地方特例交付金は5,834万5,000円で、前年度に比べ22.2%の減となっております。これは、児童手当及び子ども手当特例交付金と個人住民税における住宅借入金等特別税額控除や、自動車取得税交付金の地方公共団体の減収を補てんするための減収補てん特例交付金でございます。

9款地方交付税は、平成22年度に地方交付税の交付団体となったことにより、普通交付税1億9,142万2,000円、特別交付税9,845万9,000円の交付を受け、全体としまして2億8,988万1,000円となり、前年度に比べ193.9%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は602万6,000円で、前年度に比べ1.1%の減となっております。

11款分担金及び負担金は1億2,758万7,542円で、前年度に比べ1.4%の増となっております。

内訳でございますが、1項分担金は596万9,850円で、漁港施設の整備に伴う水産基盤整備事業分担金及び小規模局部改良事業分担金でございます。2項負担金は1億2,162万7,542円で、社会福祉費の老人施設入所者負担金や児童福祉費の保育所保護者負担金でございます。

12款使用料及び手数料は6,692万4,726円で、前年度に比べ0.3%の増となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,071万6,082円で、健康福祉センター使用料、漁港施設の占用料や使用料、道路河川の占用料、町営住宅使用料、学習ホール、体育館等の教育施設の使用料などでございます。2項手数料は、1,620万8,644円で、税務関係の各種証明等の手数料や督促料、戸籍窓口手数料などでございます。

13款国庫支出金は7億3,372万2,087円で、前年度に比べ17.3%の減となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は5億9,991万4,723円で、前年度に比べ3億8,305万7,276円の増額で、主に子ども手当費の増額によるもので、このほかの主な負担金は自立支援給付費負担金などが主なものでございます。2項国庫補助金は1億2,336万7,100円で、前年度に比べ5億3,731万1,920円の減額となりましたが、前年度にありました定額給付金給付事業費や事務費補助金の減額によるものでございます。このほかの主な補助金は、地域活性基盤創造交付金事業費や地域活性化・きめ細かな臨時交付金などでございます。3項国庫委託金は1,044万264円で、国民年金事務費などの委託金でございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

14款県支出金は4億6,524万5,847円で、前年度に比べ5.0%の減となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は1億8,929万682円で、自立支援給付費や子ども手当費、後期高齢者医療事業費などの負担金でございます。2項県補助金は1億9,669万723円で、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費が重度障害者医療費助成事業費、乳幼児医療費、水産基盤整備事業費などの補助金が主なものでございます。3項県委託金は7,926万4,442円で、参議院議員選挙費、静岡県議会議員選挙費や町税費、国政調査等の統計調査費などの委託金でございます。

15款財産収入は、7,883億9,144円で、前年度に比べ537.6%の増となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は629万1,590円で、土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。2項財産売却収入は7,254万7,554円で、静岡県へ榛南幹線、吉田大東線道路用地の売り払いなどによる不動産売り払い収入でございます。

16款寄附金は275万9,464円で、前年度に比べ209.4%の増で、一般寄附が170万9,464円、それから指定寄附金が105万円でございます。

17款繰入金は5億1,296万4,345円で、前年度に比べ9.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金は86万4,345円で、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金は5億1,210万円で、財政調整基金繰入金2億8,000万円、教育振興基金繰入金210万円、地域福祉基金繰入金1億3,000万円、減殺基金繰入金1億円でございます。

18款繰越金は、前年度繰越金でございますが、4億5,296万5,108円で、前年度に比べ15.4%の増となっております。

19款諸収入は7,851万4,291円で、前年度に比べ46.3%の減となっております。榛原総合病院運営資金貸付金返済金が減額となったことが主な要因でございます。

内訳でございますが、1項延滞金加算金及び過料は593万1,540円で、町税の延滞金でございます。2項町預金利子は34万7,741円で、運用定期、普通預金などの利子でございます。3項貸付金元利収入は35万4,000円で、住宅資金貸付返済金でございます。4項受託事業収入は21万7,000円で、農業者年金基金受託事業収入でございます。5項雑入は7,166万4,010円で、納付金といたしまして日本スポーツ振興センター納付金、総務費雑入では区市町村振興協会市町村交付金など、民生費雑入では心身扶養共済保険料や放課後児童クラブ徴収金など、衛生費雑入ではがん検診徴収金など、教育費雑入では講座受講料などがございます。

20款町債は5億9,460万円で、前年度に比べ23.1%の増となりましたが、償還元金以内の借り入れでございます。

内訳としましては、障害者自立支援施設整備事業、榛南広域農道整備事業、水産基盤整備事業、地方特定事業大幡川幹線整備事業、大窪川改修事業、ちいさな理科館建設事業に伴う借り入れと臨時財政対策債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費は、支出済額9,068万3,112円で、前年度に比べ1.2%の増となっております。議会運営費、議会調査活動費などがございます。

2款総務費は、支出済額11億8,923万1,033円で、前年度に比べ29.1%の減となっております。

内訳でございますが、1項総務管理費は8億4,634万5,050円で、前年度に比べ33.8%の減となっております。平成21年度に実施されました定額給付金給付事業が減額になったことにより、前年度に比べ大幅な減額となりました。主な支出といたしましては、1目一般管理費では、土地取得事業特別会計繰出金や日曜開庁事業費などがございます。5目財産管理費は、庁舎管理費や公有財産管理費の土地借上料などがございます。6目企画費は、平成22年度が総合計画後期基本計画策定の年度に当たり、後期基本計画の策定業務委託料や男女共同参画プラン策定業務委託料、地域活性化大規模イベント事業補助金、上海万博出展事業費などがございます。7目自治振興費は、自治会や町内会への補助金や防犯灯整備委託料などがございます。9目交通安全対策費では、交通安全推進費や交通指導員活動費、交通安全施設整備事業として、道路の区画線工事や防音柵設置工事などを実施しております。11目事務改善対策費は、電算処理業務に関する委託料などと情報公開制度の推進費でございます。12目空港対策費は、空港対策協議会補助金などがございます。

2項町税費は、2億5,991万364円で、前年度に比べ17.2%の減でございます。これは過年度分町税還付金が減額となったことなどによるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は5,078万5,740円で、前年度に比べ5.2%の増で、事務量の増加に伴う職員の人件費の増によるものでございます。

4項選挙費は2,064万8,979円で、前年度に比べ39.7%の減でございます。参議院議員選挙費、静岡県議会議員選挙費が主な支出でございます。

5項統計調査費は1,013万242円で、前年度に比べ276.0%の増となっております、5年に一度の国勢調査や工業統計を実施しております。

6項監査委員費は141万658円で、63.8%の増となっております、監査請求による監査事務が増加したことから監査委員報酬が増額となるものでございます。

次に、3款民生費は支出済額22億4,763万8,379円で、前年度に比べ30.0%の増となっております。

内訳でございますが、1項社会福祉費は支出済額11億1,716万570円で、前年度に比べ19.1%の増となっております。これは、主に平成21年度、平成22年度で建設いたしました障害者自立支援施設整備事業による総額でございます。このほかの主な支出は、1目社会福祉総務費は、民生・児童委員活動費や社会福祉協議会補助金などがございます。3目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金などがございます。4目老人福祉費は、敬老会費や健康福祉センター、北区いきいきセンターなどの指定管理委託料、相寿園管理組合負担金やシルバー人材センター補助金などがございます。5目心身障害者福祉費は、重度心身障害者医療費給付事業や駿遠学園、つくしの家などの心身障害者施設等負担金、障害者自立支援施設整備事業費などがございます。6目人権地域改善費は、神戸西会館運営費などがございます。7目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金などがございます。

2項児童福祉費は11億3,047万7,509円で、前年度に比べ43.0%の増となっております、子ども手当が22年6月から給付となったことから増額の主な要因でございます。

主な支出といたしましては、1目児童福祉総務費では、母子家庭医療助成事業や子ども手当事務費などがございます。2目児童措置費は、児童手当及び子ども手当で、前年度に比べ3億5,906万7,600円の増額となっております。3目保育所費は、保育園5園の運営費などがございます。4目児童館費は、児童館運営費や学童保育事業、子育て支援事業費で、中央所

放課後児童クラブ室を22年10月に1カ所新設したことによりまして増額となっております。3項生活保護費の支出額は、行旅人扶助費300円でございます。4項災害救助費は支出がございませんでした。

次に、4款衛生費は支出済額16億4,057万751円で、前年度に比べ23.0%の減、金額で4億8,888万9,288円の減額となっております。これは、主に榛原総合病院組合負担金が病院事業が指定管理に移行したことにより減額となったものでございます。

主な支出といたしましては、1目保健衛生総務費では、救急医療対策事業費や榛原総合病院負担金、吉田町牧之原市広域施設組合火葬場費負担金などがございます。2目予防費では、乳幼児予防接種や高齢者のインフルエンザ予防接種、子宮頸がん予防接種委託料などがございます。3目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置費補助金や吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理費負担金やごみ処理費負担金などがございます。5目母子保健衛生費は、乳幼児医療費や小・中学生医療費などがございます。6目健康づくり事業費は、若返り貯金塾やヨガ講座などの健康づくり事業、保健センター運営費、ダンス健康づくり事業費などがございます。7目老人保健事業費では、後期高齢者医療事業療養給付費負担金、保険基盤安定繰出金などがございます。8目健康増進事業費は、がん検診などの委託料が主な支出でございます。

次に、5款労働費は支出済額299万3,780円で、前年度に比べ1.8%の減です。雇用対策費や労働福祉費で、小規模勤労者福祉推進事業費補助金などが主な支出でございます。

6款農林水産業費は支出済額2億1,752万2,466円で、前年度に比べ22.3%の減となっております。

内訳でございますが、1項農業費は9,772万7,701円で、前年度に比べ18.1%の増でございます。1目農業委員会費は、農業委員会運営費や農業者年金事務費、3目農業振興費では、戸別所得補償制度導入推進事業費や担い手育成総合対策事業費など、5目農地費では、土地改良事業費の榛南広域農道に係る県営事業負担金、大井川土地改良区負担金などがございます。

2項林業費は1,079万4,693円で、前年度に比べ3.0%の減で、松くい虫防除事業費、保安林等環境保護整備事業費でございます。

3項水産業費は1億900万72円で、前年度に比べ41.4%の減でございます。平成21年度まで実施いたしました津波・高潮危機管理対策緊急事業の減額によるものでございます。3目漁港管理費は、水産基盤整備事業費、小規模局部改良事業費などが主な支出でございます。

7款商工費は支出済額5,320万8,694円で、前年度に比べ46.9%の減となっております。これは、平成21年度に実施いたしました商店活性化事業補助金、それから地震で被災しました小山城などの災害復旧工事の減額によるものでございます。2目商工業振興費は、商工業振興事業費補助金などで、3目観光費では、観光振興費としまして、たこ揚げ大会、花火大会、小山城祭りの委託料などを支出しております。

次に、8款土木費は支出済額13億1,948万3,610円で、前年度に比べ6.7%の増となっております。土木費の増額は、道路新設改良費の整備事業費の増額が主な要因でございます。

内訳でございますが、1項土木管理費は3,029万4,688円で、前年度に比べ11.7%の減でございます。主な支出では、道路台帳更新業務委託料や土木施設電気料などがございます。

2項道路橋梁費では2億6,628万3,405円で、前年度に比べ71.2%の増でございます。2目道路維持費は、道路の植栽管理や維持修繕費、3目道路新設改良費は1億4,075万2,733円で、

前年度に比べて105.8%の増額となりました。大幡川幹線改良事業、愛宕前2号線道路改良事業、県費カネマン大井線道路改良事業、西の坪大浜5号線道路改良事業などの道路整備事業などが主な事業でございます。4目橋梁維持費では、平成21年度からの繰越明許事業としまして、橋梁長寿命化調査委託費518万2,800円を実施しております。

3項河川費では4,123万5,960円で、前年度に比べ18.5%の増でございます。2目河川維持管理費では、堤防の除草や水路の浚渫など、3目河川新設改良費は、大窪川改修工事が主な事業でございます。

4項都市計画費は9億6,919万8,168円で、前年度に比べ2.9%の減でございます。1目都市計画総務費は、土地利用事業の附帯用地買収費、それからブロック塀等耐震化促進事業費や既存住宅耐震診断促進事業費などが主な事業でございます。2目土地地区画整理事業費は、浜田土地地区画整理組合、富士見土地地区画整理組合の負担金補助金などがございます。3目街路事業費は、榛南幹線整備事業、東名川尻幹線整備事業、中央幹線整備事業などの街路整備事業でございます。4目は公共下水道事業繰出金、6目は公園管理費、7目は緑化推進費でございますが、花のまち推進事業費やみどりのオアシスマつり委託料などがございます。

5項住宅費は1,247万1,389円で、前年度に比べ11.4%の減で、町営住宅の維持管理費でございます。

9款消防費は支出済額2億9,469万7,536円で、前年度に比べ5.5%の増でございます。1目常備消防費は、吉田町牧之原市広域施設組合消防費負担金、2目非常備消防費は、消防団運営費や消防団福利厚生費でございます。3目消防施設整備事業は、消防団用資機材の修繕料や消火栓の維持管理費でございます。5目災害対策費は、地震対策事業として防災資機材やMCA無線等、防災備品の購入を行いました。国民保護対策費では、平成21年度からの繰越明許事業としまして、全国瞬時警報システムJ-ALERT設備工事の実施をしております。

次に、10款教育費でございますが、支出済額6億3,420万3,724円で、前年度に比べ2.7%の減となっております。

1項教育総務費は1億8,926万85円で、前年度に比べ12.4%の増でございます。主な支出でございますが、2目事務局費では、小・中学校の緊急連絡システム通信料や就学奨励費補助金、幼稚園運営費補助金などがございます。3目教育諸費では、平成22年8月に完成いたしましたちいさな理科館事業費や小・中学校健康診断費、国際理解推進事業委託費、高校奨学金事業などがございます。

2項小学校費は8,761万7,069円で、前年度に比べ6.6%の減でございます。1目学校管理費は、3小学校の維持管理費でございます。2目教育振興費は、要保護・準要保護児童就学援助費で、3目特別支援学級費は、3小学校の特別支援学級運営費と就学奨励費でございます。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

3項中学校費は5,563万8,938円で、前年度に比べ4.8%の増で、1目学校管理費は、吉田中学校維持管理費、2目教育振興費は、要保護・準要保護生徒就学援助費、3目は、特別支援学級費でございます。

4項社会教育費は1億5,339万3,676円で、前年度とほぼ同額でございます。1目社会教育総務費は、芸術文化推進事業費や青少年健全育成事業費、生涯学習推進事業費などござい

ます。2目公民館費は、中央公民館の運営費や活動費でございます。3目学習ホール運営、4目図書館費は、図書館の管理運営費でございます。

5項保健体育費は1億4,829万3,956円で、前年度に比べまして18.9%の減でございます。これは広域施設組合共同調理場負担金の減額、それからダンス健康づくり事業や親子体操教室などの事業を4款の健康づくり事業に移したことなどによるものでございます。1目保健体育総務費では、社会体育振興費、体育施設などの維持管理費などがございます。2目給食施設費は、吉田町牧之原市広域施設組合共同調理場費負担金でございます。3目体育館運営費は、総合体育館及び体育センターの運営費などがございます。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は支出済額8億7,882万4,235円で、前年度とほぼ同額となっております。

内訳でございますが、1目償還元金は7億3,393万4,527円、2目償還利子は1億4,488万9,708円でございます。

13款諸支出金は支出済額7億9,852万874円で、前年度に比べ1,424.0%の大幅な増となっております。

1項普通財産取得費は4,148万3,874円で、土地取得事業特別会計からの土地の購入でございます。

2項基金費は7億5,703万7,000円で、前年度に比べ1,344.8%の増となっております。財政調整基金に7億4,636万7,000円、減債基金に1,000万円、環境保全基金に2万1,000円、小中学校建設基金に64万9,000円の積み立てをいたしました。

14款予備費は、木造住宅耐震補強助成事業や事業所合併浄化槽漏水調査など緊急を要する事業に624万6,000円を充用いたしました。

平成22年度の決算におきましては、歳入では厳しい経済状況のもと3年連続の町税の減収となりまして、一方、地方交付税繰入金、町債の増額となりました。歳出におきましては、障害者自立支援施設、ちいさな理科館の建設、榛南幹線などの整備事業を進める中、子ども手当の給付が始まり、歳入歳出ともに前年度に比較して増額となりました。

以上が、平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分ということでお願いいたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上程議案の詳細なる説明を引き続きお願いいたします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長兼防災監 田村政博君登壇〕

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

第31号議案、第33号議案、第45号議案の計3議案について御説明申し上げます。

初めに、第31号議案 吉田町行政財産の目的外使用料条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

行政財産の目的外使用につきましては、地方自治法第238条の4第7項において、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができることとされております。また、地方自治法第225条において、行政財産の目的外使用の許可をした場合には使用料を徴収することができ、同法第228条では、条例で使用料に関する事項を定めなければならないとされております。

本議案は、これらの規定に基づきました行政財産の適正な管理を図るとともに、公共事業予定地等の有効利用と歳入財源の確保を図るため、本条例の制定をお認めいただくというものでございます。

第1条は、この条例の制定根拠と制定の趣旨を規定しております。

第2条には、行政財産の目的外使用料の算定方法を規定しております。

第1項第1号では、土地の使用料の基準額を規定しておりまして、その方法は、公有財産台帳に登載された土地の評価額を土地の地籍で除した1平方メートル当たりの価格に100分の3を乗じて得た額といたしました。

第1項第2号では、建物の使用料の基準額を規定しておりまして、その方法は、公有財産台帳に登載された建物の評価額を建物の延べ面積で除した1平方メートル当たりの価格に100分の6を乗じて得た額といたしました。

第2項では、土地使用料の年額の算定方法を規定しておりまして、その方法は、前項第1号の規定により算出した基準額に土地の使用面積を乗じて得た額、ただし土地の使用期間が1カ月未満の場合にあっては、その額に100分の100を乗じて得た額といたしました。

第3項では、建物使用料の年額の算定方法を規定しておりまして、その方法は、第1項第2号の規定により算出した基準額に建物の使用面積を乗じて得た額と、町有地上にある建物にあっては、建物の建築面積に相当する土地の使用料の年額に建物の延べ面積のうち使用面積の割合を乗じて得た額、借地上にある建物にあっては、建物の建築面積に相当する土地の地代の年額に建物の延べ面積のうち使用面積の割合を乗じて得た額の合計金額といたしました。

第4項では、前3項の規定にかかわらず、電柱、地下埋設物、架空の工作物等を設置する場合の使用料は、吉田町道路占用料等徴収条例第2条及び別表の規定を準用することといたしました。

第3条には、使用期間及び使用面積の計算方法を規定しております。

第1項及び第2項では、使用期間の計算方法を規定しております。第1項では、使用期間が1年未満の場合または1年未満の端数がある場合は、日割りにより計算し、この場合において1年の基準日数は365日といたしました。第2項では、使用期間が1日未満の場合または使用期間に1日未満の端数がある場合は、1日として計算することと規定しております。

第3項では、使用面積が1平方メートル未満の場合または使用面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算することと規定しております。

第4条第1項には、使用料の最低限度額及び端数処理の方法を規定しておりまして、使用料の額を計算した場合、計算した額が100円未満であるときは、その使用料は100円とするこ

と、第2項では、計算した額が100円以上であるときは1円未満の端数は切り捨てるものと規定しております。

第5条には、使用料を減額または免除することができる場合を規定しております。

第1号では、国または他の地方公共団体、その他公共的団体が公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき、第2号では、前号のほか、町長が特に必要があると認めるときと規定しております。

第6条には、使用料の納付について規定しておりまして、行政財産の使用の許可を受けた者は、町長の発行する納入通知書により指定された期日までに納めなければならないこととしております。

第7条には、使用料の還付について規定しておりまして、既納の使用料は還付しないこと。ただし、公用または公共用に供するため行政財産の使用許可を取り消したとき、その他特別の理由があると認められるときは、その全部または一部を還付することができることとしております。

次に、附則では、この条例の施行期日を平成24年4月1日と規定し、条例施行の周知期間を設けること及び行政財産の目的外使用許可事務を平成24年度の開始に合わせることであります。

また、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるものでございまして、当該規則の案につきましては、参考資料1を御参照いただきたいと存じます。

続きまして、第33号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成22年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

その6ページをごらんください。

歳入総額2億2,412万4,162円、歳出総額2億2,412万4,113円、歳入歳出差し引き残額49円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は3万3,163円でございます。これは、土地開発基金に係る利子の収入でございます。

次に、1款2項の財産売払収入の収入済額は、8,556万7,583円でございます。これは、民附宅地造成地の2区画と公衆用道路分、また榛南幹線用地の2筆を一般会計へ売り払いを行った収入でございます。

次に、2款1項の繰入金の収入済額は1億3,852万1,530円でございます。これは、財産取得費の公有財産購入費分を土地開発基金から繰り入れた430万9,900円と、総合運動公園整備用地取得に係る借り入れの定期償還分1億3,421万1,630円を、一般会計から繰入金として収入したものでございます。

次に、3款1項の繰越金の収入済額は330円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子の収入済額は1,556円でございます。これは、土地取得事業特別会計



の預金の利子収入でございます。

次に、歳出でございます。12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は3万5,000円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。2目の財産取得費の支出済額は430万9,900円でございます。これは、西ノ坪公園用地1筆329平方メートルを先行取得したものでございます。3目の繰出金の支出済額は8,556万7,583円でございます。これは、民附宅地造成地の2区画と公衆用道路分及び榛南幹線用地の2筆を一般会計へ売り払いを行った収入を土地開発基金へ繰り戻したものでございます。4目の公債費の支出済額は1億3,421万1,630円でございます。これは、総合運動公園整備用地の借りに係る定期償還分を公債費で支出したものでございます。

償還の詳しい状況につきましては、24ページに用地先行取得償還表を掲載させていただきました。また、23ページには、平成22年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料ナンバー4の平成22年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきました。

続きまして、第45号議案 平成23年度防災行政ラジオの取得についてでございます。

議案書の25ページ、26ページ及び参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、災害時における防災情報及び緊急を要する行政情報等の迅速かつ的確な情報伝達手段の充実を図るため、防災ラジオを取得するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

取得の内容でございますが、品名は、防災行政ラジオ。契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による契約でございます。契約の金額は5,762万4,000円。契約の相手方は、埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12、リズム時計工業株式会社、代表取締役社長、笠間達雄でございます。当該防災行政ラジオ9,800台を平成23年11月15日までに吉田町役場総務課に納入することとしているものでございます。

以上が、総務課からの3議案につきましての御説明でございます。

なお、第45号議案 平成23年度防災行政ラジオの取得についての議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第40号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊となっております第40号議案をごらんいただきたいと思います。

議案の表紙の裏面に補正内容が条文としてあらわされておりますが、その第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,011万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,127万6,000円とする補正予算の内容となっております。

また、2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただこうと

するものでございます。

次の第2条でございますが、地方債の補正をお認めいただくとするものでございまして、その内容は4ページの第2表地方債補正に掲げてございます。

まず、平成23年度当初予算でお認めいただきました地方債のうち、大窪川改修事業につきまして、地方債充当率に変更になりましたことから、事業に充当される特定財源を確保するために起債限度額を400万円増額いたしまして2,650万円とするものでございます。

次に、榛南幹線整備事業でございますが、こちらにつきましては、起債対象事業費の変更によりまして、起債限度額を100万円減額いたします。その結果として4,050万円とするものでございます。

臨時財政対策債につきましては、8月5日に普通交付税の交付額が確定されまして、それに合わせて臨時財政対策債の限度額も確定されております。これに伴いまして3,527万4,000円を減額いたしまして3億4,472万6,000円とするものでございます。

なお、今回の臨時財政対策債は、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に人口を基礎として算出される人口基礎方式を廃止いたしまして、財政力に応じて逡増する財源不足額基礎方式に移行されております。このため、財政力の高い当町にありましては、昨年の臨時財政対策債発行可能額といたしますと1億9,930万2,000円減額される結果となりました。

それでは、続きまして補正内容を別冊の説明書によって御説明させていただきます。別冊の資料をごらんいただきたいと思っております。

平成23年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、3ページの歳入からごらんいただきたいと思っております。

8款地方特例交付金でございますが、1,543万2,000円の増額でございます。この中の児童手当及び子ども手当特例交付金につきましては、平成22年度における子ども手当創設等に伴いまして、交付する9月分までの支給に対応した国負担分と平成18年度及び19年度児童手当制度拡充継続分1,653万8,000円の増額を計上しております。一方、平成20年度から個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団地の減収を補てんするための減収補てん特例交付金でございますが、110万6,000円の減額となっております。

続きまして、9款の地方交付税でございますが、3,565万6,000円の増額でございます。これは、8月5日の総務大臣による平成23年度普通交付税大綱の決定に伴いまして、当町に普通交付税額1億3,565万6,000円が交付されることが確定いたしましたので、今回、当初予算措置分を除いた金額を増額させていただくものでございます。

4ページに移りますが、11款分担金及び負担金でございますが、今回47万円の減額でございます。これは、対象事業費の内示額の減額に伴いまして、吉田漁業協同組合からの分担金を減額いたします。その結果として、水産基盤整備事業費が11万円減額、それから小規模局部改良事業費が36万円の減額となるものでございます。この水産業費分担金は、歳出の6款農林水産業費の3項3目の中に計上してございます水産基盤整備事業費と小規模局部改良事業費に当たるものでございます。

次に、14款県支出金でございますが、1,941万4,000円の増額でございます。2項1目中の総務管理費補助金には、新しい公共の場づくりのためのモデル事業として新規に700万円を計上してございます。これは、歳出の2款総務費の1項6目の中に計上してございます大

井川流域 s m i l e ネット事業費の財源となるものでございます。

次の2目民生費県補助金の中の社会福祉費補助金には、地域支え合い体制づくり事業費として新規に500万円を計上させていただいております。これは、歳出の3款民生費の1項4目の中に計上してございます老人福祉対策費に充当いたしまして、日常的な支え合い活動の体制づくりを目指す地域支え合い体制づくり事業の財源となるものでございます。

続きまして、5ページでございますが、児童福祉費補助金でございます。今回は754万2,000円の増額となっております。そのうち放課後児童健全育成事業費と国からの間接補助金となる児童の居場所づくりのための特別事業の補助金につきましては、歳出の3款民生費の2項4目の中に計上してございます放課後児童健全育成事業費に充当するものでございます。また、地域子育て総合支援事業費につきましては、新規に711万8,000円を計上するものでございまして、これは歳出の3款民生費の2項5目の中に計上してございます児童厚生施設整備費に充当するものでございます。

4目農林水産業費県補助金の中の水産業費補助金は、補助対象事業費が減額したことによりまして、小規模局部改良事業費を40万円減額する一方で、吉田漁港6号岸壁の崩壊に伴い、当初予定しておりました事業内容を組み替えた結果、補助対象経費が増額することとなりましたことから、県補助金である水産基盤整備事業費を27万2,000円増額するものでございます。この補助金は、歳出の6款農林水産業費の3項3目の中に計上してございます。水産基盤整備事業費の吉田漁港6号岸壁改修に伴う委託料などに充当するものでございます。

16款寄附金は132万2,000円の増額でございます。これは、庁舎等に設置してございます飲料用自動販売機の利益還元分を御寄附いただきましたものと、ふるさと吉田寄附金として御寄附賜りました金額を、一般寄附金としてそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、6ページ、17款繰入金でございますが、885万8,000円の増額となります。これは、平成22年度決算の確定に伴いまして、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の清算金を受け入れるため、繰入金として計上するものでございます。

18款繰越金でございます。これは、前年度からの繰越金を計上するものでございまして、当初予算で計上した分を除く9,016万1,000円と、平成22年度で廃止となりました老人保健事業特別会計の清算金4,000円の合計額9,016万5,000円を計上しております。

次に、7ページ、19款諸収入でございますが、200万7,000円の増額となります。これは、14款県支出金で御説明いたしました、新しい公共の場づくりのためのモデル事業を活用して事業を実施いたします大井川流域 s m i l e ネット事業を広くPRするために、10月8日と9日の2日間を町民の皆様への周知事業として s m i l e ネットキャンペーンを予定しておりますが、その際にキャンペーン参加代として自己負担がかかる場合がございますので、頭出しの7,000円を計上するとともに、コミュニティ助成事業助成金として新規に200万円を計上しております。これは、歳出の9款消防費の1項5目の中の地震対策費の財源となるものでございまして、住吉自治会へのコミュニティ助成交付金に充当するものでございます。

20款町債でございますが、3,227万4,000円の減額でございます。これは、先ほど地方債補正において御説明を申し上げましたとおり、2目土木費につきましては、地方債充当率の変更や起債対象事業費の変更により起債額を300万円増額するもので、一方、3目の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の交付額の確定に合わせ臨時財政対策債の限度額も確定されましたので、これを受けまして起債額を3,527万4,000円減額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。9ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、72万7,000円の増額でございます。これは、職員の人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

続きまして、10ページ、2款総務費でございますが、588万3,000円の増額でございます。1項総務管理費につきましては323万2,000円の増額となりますが、1目の一般管理費は人事異動等に伴う職員人件費の減額、6目の企画費につきましては、歳入の県補助金、新しい公共の場づくりのためのモデル事業を活用して行う大井川流域s m i l e ネット事業費として1,538万9,000円を新規に計上しております。主な事業概要としては、コミュニティ放送FM島田の受信エリアを吉田町全域に拡大するための吉田中継局の整備と本事業の周知を目的としたs m i l e ネットキャンペーンに係る経費のほか、情報ネットワークづくりのための事務費、非常時に備えての放送マニュアル作成経費などを計上しております。

11ページ、10目の人事管理費につきましては、職員の病気休暇等の不測の事態に対応するために措置する臨時職員の賃金を増額計上するものでございます。

2項の徴税費、3項の戸籍住民基本台帳費、そして13ページにございます4項の選挙費につきましましては、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

次、14ページ、3款民生費でございますが、1,091万4,000円の増額でございます。1項社会福祉費につきましては、676万1,000円増額となるものでございますが、1目の社会福祉総務費、2目の国民年金事務費及び3目の国民健康保険費は、それぞれ人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

16ページの4目の老人福祉費は595万3,000円の増額でございます。これは、臨時職員の賃金の増額と県補助金を活用して行われます新規事業の地域支え合い体制づくり事業の増額でございます。地域支え合い体制づくりの事業の内容でございますが、地域における要援護高齢者等への支援を目的として、町と民生委員、包括支援センターとの協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりの構築を目指すものでございます。この趣旨に沿って、今回、要援護高齢者等の基礎的事項やサービスの利用状況などを記載した台帳の内容が地図上にも反映される要援護者マップを作成するための委託料を計上いたしまして、10分の10の県費補助事業として実施させていただこうとするものでございます。

5目の心身障害者福祉費でございますが、57万8,000円の増額でございます。これは、障害者自立支援法の一部改正に伴うものでございまして、グループホームとケアホームの利用の助成、重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化にかかわる障害者自立支援給付費支払いシステム改修のための電算処理委託料を増額するものでございます。

7目の介護保険費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費を増額するほか、低所得者利用者負担額軽減措置事業において、平成22年度事業の実績に応じ、県補助金の返還金を計上するものでございます。

17ページ、2項児童福祉費でございますが、415万3,000円の増額でございます。1目の児童福祉総務費と3目の保育所費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の減額を計上しております。

4目の児童館費は84万7,000円の増額でございます。これは、児童館運営費として施設内において発生した雨漏り等に対応するための修繕費を計上したほか、放課後児童健全育成事業費として7月から9月までの夏期の電力需要対策に対応するための措置であります放課後

児童クラブの土日開所に伴う臨時職員賃金の増額を計上するものであります。この財源は、県補助金の放課後児童健全育成事業費と国の間接補助となります児童の居場所づくりのための特別事業を充てております。また、住吉区及び自彊区の放課後児童クラブに物置を設置するための一般備品費も、あわせて計上しております。

19ページ、5目の児童厚生施設整備費は711万8,000円の増額でございます。県補助金の地域子育て総合支援事業の申請が認められましたことから、町内10カ所の児童遊園地に設置してあります遊具の補修や撤去、そして新規設置の費用を計上しております。なお、財源は全額県補助金となっております。

4款衛生費は、1,562万8,000円の減額でございます。1項保健衛生費の1目保健衛生総務費は、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。5目の母子保健衛生費につきましては、少子化対策の一環として平成18年度から実施しております特定不妊治療費助成事業の助成限度額等の見直しによる増額でございます。6目の健康づくり事業につきましては、保健センター内において発生した雨漏りに対応するための修繕費を県整備課管理費に増額計上するものでございます。

次に、21ページ、6款農林水産業費でございますが、662万円の減額でございます。1項農業費につきましては355万2,000円の増額となり、1目の農業委員会、2目の農業総務費とも人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

3項水産業費につきましては1,017万2,000円の減額でございます。このうち1目の水産総務費は、人事異動等に伴う職員人件費の減額、2目の水産振興費は、漁業近代化資金貸付実績に基づく漁業近代化貸付資金利子補給補助金の増額となっております。

また、23ページ、3目漁港管理費でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の減額のほか、水産基盤整備事業費において、対象事業費の内示額が変更になりましたことにより200万円を減額する中で、6月5日に崩壊した吉田漁港6号岸壁改修を行うために、当初予定しておりました吉田漁港河川護岸4号岸壁工事などの事業内容の変更を検討いたしまして、その結果、改修工事費を減額し、新たに測量調査委託料を計上することとしております。なお、この事業につきましては、調査委託の後、本年度内に工事の契約までこぎつけるように事業に沿うものでございます。

また、小規模局部改良事業費につきましても、対象事業費の内示額の変更を受けて120万円減額しております。

24ページ、7款商工費につきましては613万1,000円の増額でございます。これは、1項1目の商工総務費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。8款土木費でございます。2,245万6,000円の増額でございます。1項1目の土木総務費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を173万6,000円増額するものでございます。

2項道路橋梁費でございますが、2,615万9,000円の増額でございます。1目の道路橋梁総務費は、人事異動等に伴って職員人件費を減額する一方で、用地買収に伴う大井川用水決済金を2万2,000円増額し、合計で423万円の減額補正を行うものでございます。

3目の道路新設改良費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額と北区の亀の尻線改良事業費、住吉の西の坪5号線道路改良事業費、川尻の高島4号線道路改良事業費の3つの改良事業費を増額するものでございますが、いずれも道路用地の取得に伴う増額でござ

ございます。

28ページ、3項河川費につきましては、60万円の減額でございます。1目の河川総務費につきましては、二級河川坂口谷川に水門を設置するために8月4日に発足した坂口谷川水門建設促進期成同盟会の負担金として1万円を新規に計上いたしております。

また、3目の河川新設改良費では、人事異動等に伴って職員人件費を減額するものでございます。

29ページ、4項都市計画費につきましては516万1,000円の増額でございます。1目の都市計画総務費につきましては、人事異動等により職員人件費を減額する一方で、土地利用対策費として、土地利用事業の附帯用地買収費等を増額計上しております。

30ページの2目土地区画整理事業費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

30ページから31ページにかけての3目街路事業費でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の減額のほか、社会資本整備総合交付金事業費として国土交通省から交付税の採択を受けるために、榛南幹線、住吉幹線、中央幹線、東名川尻幹線の主要幹線と区画整理を盛り込んだ町独自の社会資本整備計画を策定する必要がありますことから、委託料を新規に計上するものでございます。

31ページにあります4目の公共下水道費は、642万2,000円の減額でございます。これは、公共下水道事業特別会計におきまして平成22年度の繰越金が確定いたしましたことから、一般会計が当初予定していた公共下水道事業特別会計の繰出金を642万2,000円減額するものでございます。

32ページの9款消防費でございますが、200万円の増額でございます。これは、1項5目の災害対策費の増額でございます。財団法人自治総合センターの自主防災会地域防災組織育成事業として住吉区でAEDを購入する事業が採択されましたことから、町を運営する助成金として同額のコミュニティ助成交付金を今回提示するものでございます。

10款教育費でございますが、525万円の増額でございます。1項の教育総務費につきましては、14万8,000円の増額でございます。2目の事務局費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費が減額となっております。

33ページの3目教育諸費につきましては、中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金を実績に応じて補正するものでありまして、今回は増額となるものでございます。

2項小学校費につきましては、458万1,000円の増額でございます。これは、1目の学校管理費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の増額を行いますとともに、住吉小学校の校舎の維持管理修繕費の増額を行うものでございます。

34ページ、35ページにかけての3項中学校費でございますが、102万5,000円の増額でございます。これは、1目の学校管理費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費増額と吉田中学校において一般備品を購入するための増額を行うものでございます。

4項社会教育費につきましては、64万2,000円の減額でございます。1目の社会教育総務費につきましては、人事異動等に伴って職員人件費を減額する一方、36ページの4目図書館費につきましては、人事異動等に伴う職員人権費の増額を行うほか、図書館の一般備品購入のための増額を行うものでございます。

5項保健体育費でございますが、13万8,000円の増額でございます、これは、1目の保健体育総務費において人事異動等に伴う職員の人件費の増額を行うものでございます。

最後に、37ページの13款の諸支出金でございますが、1億899万7,000円の増額でございます。

内訳でございますが、2項1目基金費につきまして、財政調整基金に1億円、減債基金に899万7,000円、それぞれ積み立てるものでございます。

ただいま申し上げました内容によりまして、今回、歳入歳出それぞれ1億4,011万円を増額させていただくものでございます。

以上の内容でございますが、今回計上いたしました予算の中には、早期に事業着手する必要がある事業に係る予算もございまして、早期議決をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（八木 栄君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第34号議案、第35号議案、第36号議案、第41号議案、第42号議案の5議案についてお認めいただくとするものでございます。

最初に、第34号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の8ページと9ページ、別冊の平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー5をごらんください。

別冊決算書の一般会計、土地取得事業特別会計の次に国民健康保険事業特別会計がございまして、2ページ、3ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

予算総額24億2,810万2,000円に対しまして、収入済額は25億125万8,952円でございます。前年度に比べ1億5,330万9,549円、6.5%の増となっております。不納欠損額は1,698万4,808円、収入未済額は2億8,341万3,638円でございます。

歳入の内訳を申し上げます。歳入事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額が7億4,019万7,061円で、前年度と比べ5,493万66円、6.9%の減となっております。収納率につきましては、現年度分で89.81%、前年度よりも0.6ポイント増加しており、過年度分は18.17%、前年度より2.65ポイントの減となっております。

10ページ、11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料で収入済額37万2,300円、前年度と比べ1,300円、0.4%の減となっております。

3款国庫支出金は、収入済額が5億8,596万3,924円で、前年度と比べ3,111万8,936円、5.6%の増となっております。これは、歳出において保険給付費が増加したことにより保険税の割合が減り、これにより普通調整交付金が増加したこと、非自発的失業者の保険税軽減措置などに伴い、特別調整交付金が増加したことなどが主な要因でございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額1億3,698万9,000円で、前年度に比べ3,680万1,481円、36.7%の増となっております。これは、退職者の療養給付費の支払いに対して保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、退職者の医療費の増加が主な要因でございます。

5款前期高齢者交付金は、収入済額4億5,601万9,625円で、前年度に比べ1億1,535万7,217円、33.9%の増となっております。これは、保険者間において生じている前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、前期高齢者の医療費の増加が主な要因でございます。

6款県支出金は1億1,791万1,923円となり、前年度に比べ691万4,738円、6.2%の増となっております。これは、保険者の財政運営の安定化のために国民健康保険団体連合会の行う共同事業の高額医療費共同事業負担金の増加や特定健康診査等の受診件数の増加に伴い、特定健康診査等負担金の増加などによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

7款共同事業交付金は2億5,080万9,043円で、前年度に比べ4,471万6,711円、21.7%の増となっております。この交付金は、高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、1件80万円を超える医療費を対象とし、国・県・市町村国保からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整するための高額医療共同事業交付金と、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超える医療費について市町村国保からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整するための保険財政共同安定化事業交付金でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

8款財産収入は9万9,897円で、前年度に比べ26万4,914円、72.6%の減となっております。これは、基金の利息でございますが、利率の低下が主な要因でございます。

9款繰入金は1億1,570万1,201円で、前年度に比べ4,850万364円、29.5%の減となっておりますが、これは、一般会計からの繰入金は増加いたしました。国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金が減額となったためでございます。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

10款繰越金は8,930万1,477円で、前年度に比べ1,757万5,464円、24.5%の増となっております。

11款諸収入は789万3,501円で、前年度に比べ452万1,646円、134.1%の増となっております。延滞金、預金利子、返納金、交通事故による第三者行為納付金などがございますが、一般被保険者第三者行為納付金の増加が主な要因でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。4ページ、5ページをごらんください。

予算総額24億2,810万2,000円に対しまして、支出済額は23億6,558万3,537円でございます。前年度を比べますと1億693万5,611円、4.7%の増となっており、不用額は6,251万8,463円でございます。

歳出の内容を申し上げます。歳出事項別明細書の24ページから27ページをごらんください。

1款総務費は、支出済額1,510万1,278円でございます。1項総務管理費、1目一般管理費



は、臨時職員賃金や通信運搬費、電算委託料などがございます。2目連合会負担金は、国民健康保険団体連合会負担金でございます。

2項徴税费では、1目賦課徴収費で通信運搬費や電算処理委託料などがございます。

3項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などがございます。前年度に比べ284万932円、23.2%の増となっておりますが、国保総合システム導入に伴う国民健康保険団体連合会への分担金が増加の主な要因でございます。

次に、28ページから37ページをごらんください。

2款保険給付費は16億5,661万7,948円でございます。28ページからの1項療養諸費、30ページからの2項高額療養費、34ページからの4項出産育児諸費、5項葬祭諸費などで歳出の大半を占めていることとなります。前年度に比べ1億2,543万9,571円、8.2%の増となっておりますが、療養給付費、高額療養費の伸びが主な要因でございます。

36ページ、37ページの3款後期高齢者支援金等は3億361万8,488円で、前年度に比べ3,678万6,321円、10.8%の減となっております。これは、被用者保険や国民健康保険の保険者が後期高齢者の医療給付費等を賄うために現役世代からの支援金である後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので、後期高齢者支援金の加入者1人当たりの負担金が減額となったことが主な要因でございます。

次に、38ページから39ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は52万7,658円で、前年度に比べ44万247円、45.5%の減となっております。これは、各保険者の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が各保険者の義務的支援に占める割合を勘案して、全保険者で公平に再案分する負担調整措置であり、減額要因は前期高齢者納付金の加入者1人当たりの負担金の減額によるものでございます。

次に、40ページから41ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は277万4,897円で、前年度に比べ671万8,193円、70.8%の減となっております。これは、老人保健制度が廃止されて資格の異動に伴う過誤返戻分に係る拠出金のため、大幅な減額となっております。

6款介護納付金は1億3,733万5,351円で、前年度に比べ954万6,778円、7.5%の増となっております。介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象とし、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、42ページから43ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は2億1,448万1,024円で、保険者の財政運営の不安定を解消するために国民健康保険団体連合会が運営する共同事業に対し町が拠出金として負担するものですが、前年度に比べ655万7,865円、3.2%の増となっております。

次に、44ページから47ページをごらんください。

8款保健事業費は2,657万4,997円で、前年度に比べ261万6,698円、10.9%の増となっております。国民健康保険事業の円滑なる運営と健康増進のための費用で、1項特定健康診査等事業費では、看護師等謝礼金や特定健康診査委託料、特定保健指導委託料など、2項保健事業費の保健事業活動費では郵便代などの通信運搬費や人間ドック委託料などがございます。増加要因といたしましては、人間ドックの受診件数の増加などがございます。

次に、48ページから49ページをごらんください。

9款基金積立金は43万1,811円でございます。これは、国民健康保険給付費等支払準備基

金積立金で、前年度に比べ232万5,349円、84.3%の減となっており、年度末の基金残高は2億5,274万5,643円でございます。

10款公債費は一時借入金の利息でございますが、前年度同様に実績はございません。

11款諸支出金につきましては、812万85円で、一般被保険者と退職被保険者等の保険税還付金、療養給付費還付金、退職療養給付金還付金、退職療養給付金等償還金などで、前年度に比べ620万3,877円、323.8%の増となっておりますが、これは、平成21年度の給付費等の精算に伴い、国への償還金が増額になったためでございます。

次に、52ページから53ページをごらんください。

12款予備費につきましては、11款1項3目償還金へ4万円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

戻っていただき、6ページをごらんください。

歳入総額25億125万8,952円から歳出総額23億6,558万3,537円を差し引いた歳入歳出差し引き残額1億3,567万5,415円が、平成23年に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第34号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第35号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の10ページと11ページ、別冊の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー6をごらんください。

最初に、決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入は、予算総額84万4,000円に対しまして、収入済額は84万4,221円で、前年度と比較いたしますと1,026万7,126円、92.4%の減となっております。これは、医療制度改革によって老人保健制度が廃止され、過誤返戻分だけだったことによるものでございます。また、設置が義務づけられておりました特別会計も平成22年度をもって廃止となりました。

それでは、8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款支払基金交付金は3,448円で、前年度と比べ119万552円、99.7%の減となっております。

2款国庫支出金は28万3,524円で、前年度と比べ322万2,646円、91.9%の減となっております。

3款県支出金は7万881円で、前年度と比べ6万3,411円、47.2%の減となっております。

10ページ、11ページをごらんください。

5款繰越金は48万5,680円で、前年度と比べ346万6,127円、87.7%の減となっております。

6款諸収入は688円で、預金利子と返納金でございました。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、5ページをごらんください。

予算総額84万4,000円に対しまして、支出済額83万9,323円でございます。前年度に比べ978万6,344円、92.1%の減となっており、不用額は4,677円でございます。

12ページ、13ページの事項別明細書をごらんください。

歳出の内訳を申し上げますと、1款医療諸費は3,772円で、前年度に比べ303万4,607円、99.9%の減となっております。

2 款諸支出金は83万5,551円で、前年度に比べ675万1,737円、89.0%の減となっており、償還金と一般会計への繰出金でございます。

戻っていただき、6 ページをごらんください。

歳入総額84万4,221円から歳出総額83万9,323円を差し引いた4,898円が平成23年度へ繰り越しさせていただくものでございます。先ほども申し上げましたが、老人保健特別会計は平成22年度をもって廃止となりましたので、平成23年度は一般会計へ引き継がれることとなります。

以上が第35号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第36号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

議案書の12ページと13ページ、別冊の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー7をごらんください。

最初に、決算書の2 ページ、3 ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額 1 億9,107万3,000円に対しまして、収入済額は1 億9,103万5,771円で、前年度と比べますと290万9,650円、1.5%の増となっております。不納欠損額は12万9,700円、収入未済額は94万4,200円でございます。

それでは、事項別明細書の8 ページ、9 ページをごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1 款後期高齢者医療保険料は1 億5,900万6,900円で、前年度に比べ97万4,600円、0.6%の増となっております。これは、75歳以上の後期高齢者の皆様方からいただいた保険料でございます。

2 款使用料及び手数料は1 万8,400円で、前年度に比べ1 万1,800円、39.1%の減となっております。これは、督促手数料でございます。

3 款繰入金は3,174万4,702円で、前年度に比べ244万1,302円、8.3%の増となっております。これは、低所得世帯の均等割額減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分を一般会計から繰り入れたものでございます。

4 款繰越金は8 万8,900円で、前年度に比べ40万2,021円、81.9%の減となっております。これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

5 款諸収入は17万6,869円で、前年度に比べ9 万2,431円、34.3%の減となっております。これは、保険料還付金及び預金利子でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。4 ページ、5 ページをごらんください。

予算総額 1 億9,107万3,000円に対しまして支出済額は1 億8,457万7,902円で、前年度に比べ345万9,319円、1.8%の減となっております。

事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

内訳でございますが、1 款後期高齢者医療広域連合納付金は1 億8,437万1,702円で、前年度に比べ335万4,398円、1.8%の減となっております。これは、後期高齢者の皆様方からいただいた保険料と低所得者等に対し保険料を減額した分を町から繰り入れたものでございま

す。

2款諸支出金は20万6,200円で、前年度に比べ10万4,921円、33.7%の減となっております。これは、資格の異動に伴う保険料還付金と前年度精算に係る一般会計への繰出金でございます。

6ページをごらんください。

歳入総額1億9,103万5,771円から歳出総額1億8,457万7,902円を差し引いた645万7,869円が平成23年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

以上が第36号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

続きまして、第41号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書の21ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,717万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,518万7,000円とするものでございます。今回の補正は、平成22年度の決算に基づくものでございます。

最初に、歳入でございます。補正予算書の1ページと説明書の3ページ、4ページをごらんください。

9款繰入金3,850万円の減額は、繰越金の一部を支払準備基金に充てて繰入金を減らそうとするものでございます。

10款繰越金1億2,567万4,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。補正予算書の1ページと説明書の5ページから7ページをごらんください。

2款保険給付費、6款介護給付費につきましては、予算額の増減がございませんが、歳入におきまして支払準備基金繰入金を減額したことにより、特定財源から一般財源に財源が変わったものでございます。

9款基金積立金の5,569万5,000円の増額は、前年度繰越金の一部を支払準備基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金の3,147万9,000円の増額は、療養給付費、退職者療養給付費、出産育児一時金補助金、特定健康診査等事業費交付金の前年度精算に伴う返還金でございます。

以上が平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、第42号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書の22ページ、別冊の補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億357万1,000円とするものでございます。今回の補正は平成22年度の決算に基づくものでございます。

最初に、歳入でございます。補正予算書の1ページと説明書の2ページをごらんください。

4 款の繰越金に前年度繰越金645万7,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。補正予算書の1ページと説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金643万5,000円を増額は、平成22年度に収入となりました保険料のうち未精算の分の保険料を納入するためでございます。

2 款諸支出金の2万2,000円を増額は、平成22年度分の預金利子と督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から提出いたしました5議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、山村丈太郎君。

〔高齢者支援課長 山村丈太郎君登壇〕

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程いたしました第37号議案、第43号議案について御説明申し上げます。

初めに、第37号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案の14ページ、歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次にあります吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成22年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は15億302万6,548円、歳出総額は14億6,203万3,041円、歳入歳出差し引き残額4,099万3,507円という内容をお認めいただくとするものでございます。前年度比で歳入は6.0%の増、歳出は5.2%の増となっております。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページ及び参考資料ナンバー8をごらんください。

歳入でございますが、1 款保険料は、第1号被保険者保険料で収入済額2億9,130万6,047円、前年度比0.4%の増と、ほぼ同額となっております。保険料の収納状況は、収納率98.37%、不納欠損額は72万8,128円となっております。

2 款使用料及び手数料は3万4,500円で保険料の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金は3億668万3,002円で、前年度比4.7%の増でございます。国庫支出金は介護給付費に対する法定費用負担分で、居宅給付費の20%と施設給付費の15%の合計でございます。居宅介護給付費と施設介護給付費の増額による国庫支出金の増でございます。

4 款支払基金交付金は4億1,763万2,455円で、前年度比5.6%の増でございます。こちらも介護給付費の増額によるものでございます。

5 款県支出金は2億635万1,470円で、前年度比3.5%の増で、県負担金は介護給付費、県補助金は地域支援事業費の負担分でございます。

6 款財産収入は10万5,891円で準備基金の利子でございます。

7 款繰入金は2億5,189万5,641円で、前年度比11.2%の増でございます。

内訳としまして、1 項一般会計繰入金は介護給付費等の法定費用負担率に基づく増額となっております。また、2 項基金繰入金は3,169万6,641円で、介護給付費準備金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金を平成22年度事業実施のために取り崩したものでございます。

8 款繰越金は2,900万1,959円で、平成22年度決算によるものでございます。

9款諸収入は1万583円で、預金利子及び延滞金の収入となっております。

次に、歳出を申し上げます。決算書4ページ、5ページをごらんください。

1款総務費3,579万1,902円で、前年度比4.1%の増でございます。主な支出として、3項の介護認定審査会費で介護認定事務局運営負担金でございます。

2款保険給付費は13億6,349万2,104円で、前年度比4.2%の増額となっております。平成22年度は第4期介護保険事業計画の中間年度に当たりますが、保険の給付状況は、総額では22年度の事業計画の計画値に対しまして3.0%の減となっております。1項の介護給付費の居宅介護及び施設サービス費と4項の特定入所者介護サービス等費が主な支出となっております。

3款基金積立金は2,433万7,631円で、平成21年度決算による介護給付費準備基金でございます。平成22年度末現在で介護給付準備積立基金は9,206万4,000円となります。

4款地域支援事業費は3,366万3,386円、前年度費で1.8%の増額となっております。1項の介護予防事業費と2項の包括的支援任意事業のうち、包括支援センター運営事業費が主な支出となっております。

5款公債費の支出はございません。

6款諸支出金は、1項の償還金及び還付加算金で474万8,018円で、主な支出は介護給付費、地域支援事業費において交付決定額を実績が下回ったため精算を行う償還金でございます。

7款予備費の支出はございません。

以上が平成22年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算案でございます。

続きまして、第43号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

提出議案書の23ページと別冊補正予算書及び補正予算書（第1号）に関する説明書をごらんください。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出総額に3,999万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億88万9,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページの事項別明細書の歳入をごらんください。

8款の繰越金は、平成22年度決算に基づくもので3,999万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。3ページをごらんください。

3款1項基金積立金に2,543万4,000円の増額をしようとするものでございます。1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金条例に基づき前年度の剰余金の範囲で積み立てを行うものでありますが、本年度の積立金は平成22年度介護保険事業特別会計歳入歳出差し引き残額から給付費等の精算による返還金を差し引き、当初予算額を差し引いて算出したもので、2,543万円の増額をするものでございます。また、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、同条例第4条の規定に基づき、基金の運用から生ずる利益はこの基金に編入するため、預金利息4,000円を予算計上するものでございます。

4ページをごらんください。

6款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、572万5,000円の増額をしよ

うとするもので、国庫負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業支払基金、県負担金について実績が交付決定額を下回ったため返還するものでございます。2項繰出し金は、一般会計繰出金で883万6,000円の増額をしようとするもので、償還金と同様に平成22年度の介護給付費、地域支援事業費、事務費の実績が繰入金を下回ったことから一般会計に返還するものでございます。

以上が平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案でございます。

以上、2議案につきまして御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、大石悦正君。

〔都市建設課長 大石悦正君登壇〕

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。

都市建設課関係の議案は、第46号議案 町道の路線認定についての1議案でございます。

議案書27ページ、28ページをごらんください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、町道の認定をしようとするものでございます。

今回認定をしようとする路線は3路線でございます。路線名下川原8号線は、延長が128.5メートル、幅員9.0メートルから24.8メートルでございます。次に、路線名神戸辻3号線は、延長が97.8メートル、幅員6.0メートルから11.4メートルでございます。次に、路線名神戸辻4号線は、延長が21.0メートル、幅員6.0メートルから13.0メートルでございます。

それでは、参考資料をもとに詳細につきまして順次説明させていただきます。参考資料ナンバーの12をごらんください。

初めに、路線名下川原8号線でございます。この路線は、平成21年8月の開発面積5,245.20平方メートルの資材置き場造成事業により新設された道路で延長128.5メートル、幅員は9.0メートルから24.8メートルとして、新たに下川原8号線として認定をお願いするものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをごらんください。

路線名神戸辻3号線と神戸辻4号線でございます。この路線は、平成22年1月の開発面積3,554.24平方メートル、区画数11区画の宅地分譲造成事業の開発事業により新設された道路で延長97.8メートル、幅員は6.0メートルから11.4メートルとして、新たに神戸辻3号線として認定をお願いするものでございます。次に、神戸辻4号線は、新たに築造された道路であり、延長21.0メートル、幅員は6.0メートルから13.0メートルとして今回認定をお願いするものでございます。

以上が認定をお願いする3路線の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第38号議案、第44号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第38号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額 9 億 9,234 万 7,459 円、歳出総額 9 億 6,003 万 7,400 円、歳入歳出差し引き残額 3,231 万 59 円という内容をお認めいただくとするものでございます。前年度対比で、歳入は 1.3% の減、歳出は 2% の減となっております。なお、この残額は平成 23 年度へ繰り越すものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

歳入につきましては、決算書の 2 ページ、3 ページ、事項別明細書 8 ページから 13 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の 1 款分担金及び負担金、1 項の負担金、支出済額 2,228 万 3,290 円、前年度比 76.3% は受益者負担金でございます。

2 款の使用料及び手数料、収入済額 6,924 万 1,242 円、前年度比 108.7%、不納欠損額 8 万 3,888 円、収入未済額 125 万 6,343 円は、1 項の使用料収入済額 6,913 万 2,242 円、前年度比 108.7%、不納欠損額 8 万 3,888 円収入未済額 125 万 6,343 円でございます。使用料の収納率は、前年度と同じ 98.1%、現年度分では前年度比 0.4% 増の 99.3% となっております。

3 款の国庫支出金、1 項国庫補助金、収入済額 8,600 万円、前年度比 107.5%、これは汚水処理施設整備交付金 7,000 万円、前年度比 93.3% と、地震対策下水道事業費補助金 1,600 万円、前年度比 320% でございます。

4 款の繰入金、1 項繰入金、収入済額 5 億 8,931 万 8,000 円、前年度比 97.7% は一般会計からの繰入金で、職員人件費、公債費などを一般会計から繰り出し補ったものでございます。

5 款の繰越金、1 項繰越金 2,573 万 566 円、前年度比 137.1% は、前年度からの繰越金でございます。

6 款の諸収入、収入済額 607 万 4,361 円、前年度比 104.3% は、1 項の延滞金加算金及び過料 2 万 4,100 円、2 項の預金利子 1 万 3,817 円、3 項雑入 603 万 6,444 円で、区域外接続による下水道納付金、消費税還付金が主なものでございます。

7 款の町債、1 項の町債ですが、1 億 9,370 万円、前年度比 94.8% を管渠建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計 9 億 9,234 万 7,459 円となります。

次に、歳出でございますが、決算書の 4 ページ、5 ページと事項別明細書の 14 ページからと参考資料ナンバー 9 をごらんいただきたいと思います。

1 款の公共下水道事業費の支出済額 4 億 6,467 万 1,509 円は、前年度費 97.3%、管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費の目がございます。1 目の管渠建設費ですが、支出済額 3 億 5,831 万 8,999 円、前年度比 95.4% は職員人件費のほか公共管渠建設の 18 件を初め、町単独の管渠建設、その他附帯工事や取り付け管設置などの 30 件の工事費と実施設計の委託料 5 件などが主なものでございます。

次に、2 目の管渠維持管理費でございますが、支出済額 599 万 5,418 円、前年度比 108.6% は、下水道台帳作成業務やマンホール内ポンプの維持管理業務委託料、電気料が主なものでございます。次に、3 目浄化センター維持管理費の支出済額 1 億 35 万 8,092 円、前年度比 104% は、浄化センターの維持管理業務など 8 件の委託料、活性炭入れかえ手数料と電気料や薬品などの消耗品など需用費が主なものでございます。

2 款の公債費の支出済額 4 億 9,536 万 4,891 円、前年度比 98.7% は、1 目元金の起債による償還元金 2 億 9,847 万 8,670 円、前年度比 99.8% と 2 目の利子の償還金利子及び一時借入金の



利子の1億9,688万6,221円、前年度比97.2%でございます。

3款の予備費につきましては、75万円充用させていただきました。充用先につきましては、1款の公共下水道事業費、1目管渠建設費、8節の報償費へ75万円充用させていただきました。

以上、歳出合計は9億6,003万7,400円となります。

この結果、歳入歳出差し引き残額が3,231万59円となり、したがって、28ページの実質収支に関する調書にありますように、実質収支額は3,231万円となります。

以上が平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議案でございます。

続きまして、第44号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書（第1号）、補正予算説明書をごらんください。

補正予算（第1号）第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,851万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,572万7,000円とする内容のものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。これは、2ページにかけてございます公共下水道事業に充当する起債限度額を1億9,530万円に減額をお認めいただくこととさせていただきます。今回の補正につきましては、歳入としまして、平成22年度決算に基づく繰越金が当初予算を上回ることが見込めるため、繰越金の増額、国費の内示額が予算額を下回ったための減額及び補助対象事業費の減額に伴う町債の減額と一般会計からの繰入金の減額、歳出としまして、補助対象事業費の減額に伴う公共下水道事業費管渠建設費の減額、また浄化センターの故障した機器の修繕と災害対策に伴う災害対策用品備品の購入による浄化センター維持管理費の増額と予備費の増額をお願いしたいというものでございます。

補正予算の（第1号）、1ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思っております。

歳入ですが、3款の国庫支出金、1項国庫補助金は2,820万円減額して6,080万円とするものでございます。

4款繰入金、1項の繰入金は642万2,000円減額しまして、5億6,681万8,000円とするものでございます。

5款の繰越金、1項の繰越金は、ただいま決算の御説明を申し上げましたが、平成22年度の実質収支額3,231万円を繰り越しさせていただくもので、2,431万円増額させていただくものであります。

7款の町債、1項町債は、下水道事業債2,820万円減額して1億9,530万円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、1款の公共下水道事業費、1項公共下水道事業費3,901万2,000円の減額は、説明書の4ページ、1目管渠建設費5,640万円の減額と3目の浄化センター維持管理費1,738万8,000円の増額の合計でございます。

内容といたしまして、1目管渠建設費5,640万円の減額は、公共管渠建設費工事請負費の管渠整備を5,640万円減額して7,360万円とするもので、国費の内示に伴う補助対象事業費の減額でございます。

3目の浄化センター維持管理費1,738万8,000円の増額は、事業費の機械備品修繕料1,346

万8,000円追加しまして1,367万8,000円とするもので、5件の修繕料でございます。主ポンプインバーター、受電パックギア、汚泥脱水機、汚泥貯留攪拌機、事業員用のシャワー室のガス給湯器のそれぞれ修繕を行おうとするものでございます。吉田浄化センターの主ポンプインバーターは、流入する水量に応じまして主ポンプの回転数を制御する基盤の修繕料としまして598万5,000円、受電盤のパックギアは、高圧受電を担う場内で変換する際、事前に異常を察知し故障を防ぐ装置の修繕としまして148万7,000円、汚泥脱水機はロブローラー回転軸の傷みがありまして、その修繕料としまして265万7,000円、汚泥貯留層攪拌機の攪拌機軸の傷みがありまして、修繕料としまして283万5,000円、浄化センター運転管理委託先の事業員シャワー室のガス給湯器修繕料としまして50万4,000円をお願いするものでございます。また、備品購入費としまして392万円増額して472万円とするもので、特別備品としまして、災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により通常の汚水処理機能ができない場合に最低限の事業活動を継続するための災害対策用備品としまして、可搬ポンプ、発電機、ホースなど349万1,000円、軽量測定器具類としまして水質検査用透質度計と浮遊物質をはかるMLS計、42万9,000円をお願いするものでございます。

3款の予備費、1項予備費は、既に70万円を充用したため、今後予測しがたい歳出予算の不足を補うため50万円の増額をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,851万2,000円減額し、9億4,572万7,000円にさせていただきますというものでございます。

以上が平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案でございます。

以上、2議案につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、八木利幸君。

〔水道課長 八木利幸君登壇〕

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

水道課から第39号議案 平成22年度吉田町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成22年度吉田町水道事業会計決算書及び参考資料ナンバー10をごらんください。なお、本決算書の水道事業決算報告書及び水道事業報告書中、建設改良工事の概況につきましては、消費税込みの金額で、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、水道事業報告書中、事業収入、事業費用に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書につきましては、消費税抜きの金額で計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページの収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の決算額は5億4,896万6,491円で、前年対比101.2%でございます。

第1項の営業収益は5億4,468万6,649円で前年対比101.2%となりました。その内容は、給水収益につきましては、給水件数、有収水量がわずかながら増加したことにより5億4,267万9,188円で、前年対比101.2%となりました。受託工事収益につきましては19万6,361円で、前年対比211.1%となりました。その他営業収益につきましては、材料検査・設計審査手数料収入がわずかながら増額の181万1,100円で、前年対比102.0%となりました。

第2項の営業外収益は427万9,842円で、前年対比93.1%となりました。その内容は、受取利息及び配当金が預金利息の利率の引き下げにより35万4,105円で、前年対比44.9%、雑収

益は下水道料金算定資料提供分などの増加により392万5,737円で、前年対比103.0%でございます。

次に、2ページの支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の決算額は5億678万9,880円となり、前年対比106.3%でございます。

第1項の営業費用は3億9,939万3,853円で、前年対比106.6%となりました。その内容につきましては、原水浄水及び配水給水費は、修繕費等の増額により前年度より1,471万5,062円多い1億1,826万673円で、前年対比114.2%となりました。受託工事費は、今年度配水管の修繕費として15万1,021円となっております。業務費は、法定福利費などの増加のため315万2,087円増額の4,084万1,882円で、前年対比108.4%でございます。総経費は、前年度とほぼ同額の2,150万5,646円となりました。減価償却費は、施設等の整備により2億1,069万7,922円で、前年対比102.7%となりました。資産減耗費は施設の更新等により782万3,869円で、前年対比125.6%でございます。その他営業費用については11万2,840円で、前年対比172.1%となりました。

第2項の営業外費用につきましては、1億739万6,027円で、前年対比104.8%となりました。その主な内容は、支払利息及び企業債取扱諸費が199万2,235円減少し7,626万6,677円で、前年対比97.5%となり、繰延勘定償却が21年度取得の変更認可申請書作成業務の償却が新たに加わったことにより371万円増加し、1,382万6,000円で、前年対比136.7%となりました。また、雑支出が水道料金不納欠損などで296万6,050円となりました。

第3項の予備費につきましては、支払消費税に予算の不足が生じたので、133万8,000円を第2項の営業外費用の消費税に充用しております。支払消費税につきましては、1,433万7,300円ございました。

この結果、水道事業収益は、当年度純利益は税抜きで前年度より1,976万7,323円減額し3,531万934円で、前年対比64.1%を計上することになりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は1億721万1,536円で、前年対比92.8%でございます。

第1項企業債は5,900万円で、前年対比96.7%と減少しました。

第2項他会計出資金は、消火栓の設置に伴う支出のみで77万8,386円となりました。

第3項その他資本的収入は、前年より547万9,350円増額の4,743万3,150円で、前年対比113.1%となりました。

次に、4ページの資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は2億8,227万3,217円で、前年対比76.5%でございます。

第1項の建設改良費は1億9,028万4,630円で、前年対比69.2%となっております。その内容は、第1目の建設改良費の工事請負費が大幅に減少したことから8,624万8,050円減額の1億8,822万8,250円となりました。固定資産購入費につきましては、買いかえいたしました公用車1台分164万100円が増額となり、量水器購入費は昨年並みの41万6,280円となりました。

第2項企業債償還金につきましては、203万5,087円減少し9,198万8,587円で、前年対比97.8%となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,506万1,681円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,047万736円、過年度分損益勘定留保資金6,459万945円で補てんいたしました。

なお、収益費用明細及び資本的収支明細につきましては、33ページから41ページに計上してございます。

次に、11ページの平成22年度吉田町水道事業剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

当年度末処分利益剰余金5,596万7,867円を減債積立金へ1,500万円、建設改良積立金へ2,500万円、各積み立ての御承認をお願いするものでございます。

以上、水道課から平成22年度吉田町水道事業会計決算の認定についての説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第31号議案から第46号議案までの16議案につきまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第32号議案から第37号議案、第41号議案から第43号議案までの9議案については、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

第32号議案から第37号議案、第41号議案から第43号議案までの9議案について、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第32号議案については、産業建設常任委員会との連合審査により審議を行うことといたします。

お諮りします。

第38号議案、第39号議案、第44号議案、第46号議案の4議案については、会議規則第37条の規定により産業建設委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

第38号議案、第39号議案、第44号議案、第46号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第40号議案については6日、本会議5日目に、第31号議案については20日、本会議最終日で審議を行います。よろしく申し上げます。

---

### ◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第7、法令に基づく報告を行います。第2号報告 平成22年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成22年度決算に基づく吉

田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成22年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第3回吉田町議会定例会に上程いたします報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。各事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成22年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましてそれぞれ御報告するものでございます。

第3号報告は、平成22年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成22年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から順次報告をお願いします。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第2号報告の平成22年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

提出議案つづりの29ページと30ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、平成22年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率がございます。算出された比率を指標にいたしまして、財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。

当町の平成22年度決算に基づく4つの健全化判断比率は、29ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となるすべての会計において実質収支が黒字でございましたので、いずれも比率は表示されておられません。また、実質公債費比率につきましては15.2%、将来負担比率につきましては92.6%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数字は早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準より大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となっており、いずれの指標でも健全な状態であることをあらわしております。

それでは、詳細につきまして別冊の参考資料13、平成22年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページの総括表①の健全化判断比率の状況でございますが、上段には先ほどの4つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この4つの指標の値によって財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の3つに区分されます。その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など、県や国の指導が行われることとなっております。

それでは、個々の比率について御説明をさせていただきます。

初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計が対象となっております。この2つの会計の実質収支額が標準財政規模のどの程度の割合を占めるかを比率であらわすこととなっておりますが、いずれの会計でも黒字の実質収支となっております当町の場合は、計算結果が反映されないため、1ページ総括表には数値が表示されておられません。

1ページ下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合、14.33%が早期健全化基準となります。また、財政再生基準は20%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は2ページに示しておりますとおり、特別会計や公営企業会計などを含むすべての会計となっております。連結実質赤字比率は、対象となるすべての会計の実質収支額または資金不足額総額が、標準財政規模のどの程度の割合を占めるかを比率であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支は黒字でございますので計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されないこととなっております。

1ページ下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思います。連結実質赤字比率につきましては、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20%の中で早期健全化基準が設定されますが、当町の場合は19.33%が早期健全化基準となっております。また、財政再生基準は35%となっておりますが、これには経過措置がございまして、平成22年度決算については35%、平成23年度決算以降は30%と、率が変わってまいります。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体のすべての会計に加え、その地方公共団体に関係する一部事務組合及び広域連合のすべての会計が含まれます。この比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借り入れを行う場合、協議となるか、許可の対象となるのか、その判断の基準などに用いられております。具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還に充てたと

認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかをあらわしたものとなります。

この実質公債費比率は、3カ年平均で判断することとなりますので、平成22年度決算に基づく数値は15.2%となり、昨年度の14.8%から0.4ポイント上昇することとなりました。これは、3カ年平均において比率の低かった平成19年度決算分が算定から除かれたことが大きな要因でございます。

下段の早期健全化基準をごらんいただきたいと思います。実質公債費比率における早期健全化基準は、市町村の場合一律25%、財政再生基準は一律35%を定められております。

それでは、3ページの総括表③実質公債費比率の状況の内容を御説明申し上げます。

この表は、実質公債費比率の状況を一覧で表示しております。

①の欄は、一般会計と土地取得事業特別会計において繰上償還等を除いた元利償還金の額を計上するものでございまして、平成22年度の合計額は10億1,303万6,000円となります。

④の欄でございますが、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金の額を計上するものでございまして、これは該当する公共下水道事業と水道事業において、決められた計算方法により求めた値の合計額4億8,726万円を計上しております。

⑤の欄は、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金の額を計上するものでございまして、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合への負担金のうち、それぞれが借り入れた地方債の償還に充てたと認められる額3億8,893万7,000円が計上されております。

⑧の欄でございますが、特定財源の額を計上するものでございまして、起債償還の財源に充てられた貸付金元利償還金と都市計画税が決められた計算方法で求められ、1億7,457万6,000円が計上されることとなります。

⑨から⑭までの数値でございますが、普通交付税の算定で用いた基準財政需要額や算入公債費などございまして、平成22年度交付税算定資料からの数字となっております。

⑮の標準税収入額等は、交付税で定める方法によって算定した収入見込み額でございます。

⑯の普通交付税額でございますが、昨年度9年ぶりに交付団体に移行しましたことから、1億9,142万2,000円を計上することとなりました。

⑰の臨時財政対策債発行可能額につきましては、交付税算定におきます基準財政需要額を基本に算定された額を計上してございます。

以上の数値から算定してまいりますと、平成22年度決算に基づく実質公債費比率は、単年度で15.5%となります。平成20年度から22年度の3カ年平均では15.2%という結果となっております。

次に、将来負担比率でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、この比率の対象となる会計も地方公共団体のすべての会計に加え、その地方公共団体に関係する一部事務組合及び広域連合のすべての会計が含まれます。

当町の平成22年度決算に基づく将来負担比率は92.6%となり、昨年度の102.1%よりも9.5ポイント下回り、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

それでは、この表の個々の数値につきまして御説明を申し上げます。4ページをごらんい

ただきたいと思います。

上段の将来負担額の表の中の地方債の現在高につきましては、平成22年度末における一般会計等の地方債残高でございまして、87億6,203万7,000円を計上してございます。

次の債務負担行為に基づく支出負担予定額につきましては、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係るものでございまして、当町では、昨年度において債務負担行為をお認めいただいた金額となります。

次の公営企業債等繰入見込額につきましては、下水道事業及び水道事業の起債残高が対象となりまして、定められた方法による一定の割合をもって算定した額を計上しております。

次の組合等負担等見込額でございますが、一部事務組合に係る地方債の元金の償還予定額を計上しておりまして、吉田町牧之原市広域施設組合、榛原総合病院組合、相寿園管理組合、駿遠学園管理組合の地方債元金の償還予定額を負担率で算定した額となっております。

次の退職手当負担見込額でございますが、これは、職員全員が平成22年度末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合、実質的に負担することが見込まれる額を計上してございます。

次の設立法人の負債額等負担見込額につきましては、該当するものはございません。

次の連結実質赤字額につきましては、すべての会計が黒字でございますので、計上されておりません。

次の組合等連結実質赤字額負担見込額につきましては、組合等において資金不足額が生じておりませんので、これも計上されてはおりません。

ここまでの数値の合計が下段算式中、分子の将来負担額Aに計上されるわけでございます。

次に、中段の充当可能財源等について御説明を申し上げますが、充当可能基金につきましては、地方債の償還に充当可能な基金で、財政調整基金のほか11基金の平成22年度末現在高を計上してございます。

次の充当可能特定歳入につきましては、地方債の償還に充当可能な特定の収入を計上するものでございまして、主なものは都市計画事業に係る地方債現在高に対して、この償還に充当できる都市計画税収入を計上しております。

次の基準財政需要額参入見込額は、地方債の償還に要する経費として交付税算定に用いる基準財政需要額に算入することが見込まれる額を計上しております。

ここまでの数値の合計が、下段算式中、分子の充当可能財源等Bに計上されております。

次に、下段算式中、分母の標準財政規模C欄の数値でございますが、3ページ、実質公債費比率の状況の表の中の平成22年度の⑮標準税収入額等、⑯普通交付税額、⑰臨時財政対策債発行可能額を合計した額でございまして、一般財源の標準規模となります。

4ページに戻っていただきまして、下段算式中、分母の算入公債費等の額のD欄の数値でございますが、3ページ総括表③の⑨から⑭の合計額で基準需用額における公債費及び事業費補正と密度補正の合計額でございます。

このように算出いたしました数値をもとに算定いたしましたところ、この表にございまして、当町の平成22年度決算に基づく将来負担比率は92.6%となりまして、早期健全化基準の350%を大きく下回った次第でございます。

以上、算定の方法等も御説明申し上げまして、平成22年度決算に基づく財政健全化判断比



率の内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第3号報告 平成22年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案つづりの31、32ページと参考資料のナンバー14をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成22年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見を添えて議会に報告するものです。

平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計実質収支額は黒字でございますので、報告書につきましては、資金不足が生じていないため数字では表示してございませんので、よろしくお願ひします。

以上、平成22年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 続いて、水道課長、八木利幸君。

〔水道課長 八木利幸君登壇〕

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

第4号報告 平成22年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの33、34ページと参考資料ナンバー15をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、平成22年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告させていただくものでございます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定しました結果、黒字となっております。したがいまして、報告書につきましては、資金不足が生じていないため数字では表示してございませんので、よろしくお願ひします。

以上、平成22年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第45号議案 平成23年度防災行政ラジオの取得についてを議題とします。

これより、第45号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

まず、今回の取得に当たりまして、防災行政ラジオの仕様について、どのような経過でい

つごろ決めたか、お教え願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 防災行政ラジオの関係でございますけれども、仕様につきましては、重量が約480グラム、ACアダプターを使用できるもので低圧電力は4.5ボルトという形になります。電池ですと単三電池を3本使用する防災ラジオでございます。受信周波数としましては、AMとFM、防災行政無線の周波数を1波固定して受信できるようなものでございます。この防災ラジオにつきましては、平成11年にリズム時計工業株式会社が日本で初めて開発したものであるということで、現在まで静岡県内外の複数の自治体が使っているようなラジオでございます。

当町におきましても、今まで防災拠点となります公共施設や自治会、町内会、組長へも配布しているような状況でございます。ちょっと年度はわからないですけれども、このリズム時計のラジオを利用しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 前にも一部、700台ぐらいですか、配布をしてあるということで聞いているんですが、今回新たにそれを決定したというのはいつなのかという日にちを教えてください。

もう一度言います。リズム時計さんに仕様を出して、仮見積もりというんですか、仮契約というんですか、この状態に当たりまして調整したと思うんですが、その正確な仕様を決定した日にちはいつですかということをお聞きしております。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 本案件の仮契約日は7月25日になります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 7月25日に、ちょうど大井川smileネットの行政報告会がございました。それで、今回補正予算にも上程されたわけですが、FM島田を使いまして防災のコミュニティFMということで、地域コミュニティFM局の契約ということで、補正内容についても今後お話があるわけです。ということは、この防災行政ラジオの仕様を決めた日と同じ日に行政報告があるということは、庁舎内では、FM島田を使いまして地域コミュニティFMを町内全域でやるということは、もう周知の事実であったと思われまして、せっかくこのような形で町民全体に防災行政ラジオをお配りするのであれば、確かに同報無線の受発信が、強制的に使っているラジオをとめて入るということでございますけれども、実際に起きた場合、東北の地方を考えたときに、同報無線以外にも安否確認等々の形で、今回町長が考えられているようなFM島田の地域コミュニティラジオの運用というのをこのラジオも担うという形で、今回同じような目的でこの案件が考えられていると認識しております。

となると、せっかく配布するようであれば、FM島田の76.0メガヘルツですか、Gスカイという形でFM島田があるわけですが、その周波数を何らかの形でこの防災行政ラジオのところに明記するとか、そういったような相乗効果が生まれるような施策を考えられているかどうか、この仕様書では少しわかりませんので、ほかにもNHK、K-MIX等々、FMはあるわけですが、そういったものをあわせてやってもいいんじゃないのかなと思うんですが、その辺のことは御検討されているかということをお伺いいたします。

せっかく貴重な税金を使ってやる事業でありますので、もちのばしにもかかわらずFM島田ということで、そういうPRも含めて配布に当たってそのようなことを要請してあるかどうか確認したいと思いますのですが、お願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） s m i l e ネットの関係もございますので、私からお答えをいたしますが、ただいま御提案いただきました内容につきましては、今回の補正予算の中にも組み込んでございまして、大井川流域 s m i l e ネットの啓発事業といたしまして、周波数が76.5なんですけど、76.5ということをも明記したステッカーをつくりまして、それをラジオのどこかに張りつけていただけるようなものをつくらうということで、大井川流域 s m i l e ネット事業の中には組み込んでおります。ただし、予算をお認めいただければ、こちらが事業は動き出せないというふうに考えておりましたので、余りまだPRもできないということで、少し周知の計画を表に出していない関係でそれほどPRできていないと。今後、もし予算をお認めいただければ、お認めいただいた時点からPR事業へ着手してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町長にお伺いします。

この行政防災ラジオの予算は、6月に行われました第2回定例会の初日で承認されております。町民の皆さんに一刻も早くこの行政防災ラジオを配布しようという強い意思があれば、この定例会を待たず臨時議会でも開催して、早くこの議案を審議すべきではなかったかというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 今の御質問でございますけれども、6月議会の際に補正予算をお願いした件でございますけれども、町としましては、津波ハザードマップと住吉小学校とラジオという3つの防災関係のやつを予算計上させていただきました。期間的に津波ハザードマップにつきましては、不測の日数を要するというので、町長の意向もございまして12月4日の地域防災訓練までにはどうしても知らせたいということがありまして、現在も11月下旬に町民に知らせるために業者が一生懸命やっているような経緯でございますけれども、ラジオにつきましては、震災等がございまして品不足等もございましたので、ラジオについては特に初日ということではなかったんですけども、ハザードマップのほうをしておいた関係で、議員の皆様にも初日にそうお願いした経緯がございます。

そういう中で今回、先ほど言いましたように7月25日に仮契約をさせていただきまして、今後作業を進めていけば、年内には町民の皆様の方にラジオを配布することができるのではないかとこのように担当課では考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 平野です。

ちょっと趣旨を勘違いされているかもしれませんが、初日に議決したということを議論し

ているわけではないです。今おっしゃってのように7月25日に仮契約しているのであれば、とにかく早く配ろうという強い意思があれば、早く審議をすべきではなかったですかということです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 臨時議会等の話もございましたけれども、そこまでやる必要もないということで、今回にやったわけでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、防災ラジオも必要だけれども、年内に配ればいいのかというぐらいの議案であるということですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そう受けとめていただいて結構でございます。

○議長（八木 栄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ならぬこととお伺いしますが、配布するには約1万台のラジオが配布されるわけです。これ、先日ある事業所の社長に会いました。ところが、いや、うちはよそから来ている事業所であって、吉田町には住まいがないと。新聞へ載ったけど、吉田町はそういう事業所にはどうするんだと、こういうお伺いをいただきました。その点は、町長さん、どうお考えかお伺いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然、全体の数字を把握してはまいりませんが、基本的には事業所等からどうしても欲しいという要望があれば、手数料等を勘案して、できる限り前向きに対応してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） できたら、それこそただいま質問あったとおり、これは先に急ぐことでもあるし、それからまた緊急一大事のときの発信というか、受信の手法であると、このように思います。

それとまた一つ、これに1万台余のラジオが町内へ配布されるわけですが、もしこれの故障があったり、それから、いろんな聞きにくくなったりそういうことのメンテナンスはどうお考えか。町内のラジオ屋さんの修理、配る前からそんなこと言っちゃ失礼ですが、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には、故障等は余りないだろうと思っておりますけれども、それは当然、故障等がある場合もあります。それについては、また、こちらの会社等と相談していきたいと思っております。

○11番（河原崎昇司君） はい、了解。

○議長（八木 栄君） ほかにどうでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時42分

開議 午後 4時30分

○議長（八木 栄君） 決算連合審査会に続き、お疲れのところ御出席をいただきありがとうございます。

本日は、定例会5日目でございます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第40号議案「平成23年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより、第40号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の補正に関しまして、老人福祉対策というところで、要援護高齢者マップの作成ということが出ておりますけれども、これはどういうふうなものであって、どういうふうに使っていかうとしているかということについてお話ししたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

地域支え合い体制づくり事業の詳細でございますが、こちらのほうは厚生労働省から都道府県へ介護基盤緊急整備等臨時特例基金として積み増しとして交付されたもので、22年度補正、23年度繰り越しということで基金でございます。県費補助でありまして、10分の10の補助率でございます。

この事業の実施理由といたしまして、当町では現在、要援護高齢者等のデータが一元化されておられません。しかも、ペーパーデータであるために、今回データのデジタル化を図りまして事務の効率化を推進するとともに、緊急時に早急に対応できるシステムを構築するものでございます。

事業内容といたしましては、地域における要援護高齢者等に関する情報及び活用を目的としまして、高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳及びマップを作成することとさせていただきます。

内容でございます。個別データには、要介護、要支援認定者、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、その他地域包括支援センターに相談記録がある人など約3,000人の記載を予定しております。システムは、台帳、個別データ、マップの3つから構成されておまして、それぞれから検索可能というふうになっています。

個別データの内容でございますが、氏名、住所、生年月日、隣組、電話、緊急連絡先、世帯構成、担当民生委員、災害用時要援護者個別支援計画登録の有無、包括支援センター登録の有無、介護保険要支援、要介護認定の有無、利用している在宅サービスの種類と内容、担当課とのかかわり合いのケース記録等を予定しております。

また、マップにつきましては町内全域また地区別、使用する住宅マップでの縮尺となります。データ別複数の表示、個別ピンポイント表示ができるということを予定しております。

また、その他といたしまして、町の作成する津波ハザードマップとのリンクを視野に入れております。

緊急時、自然災害時等には町長判断によりデータ開示、各自治会へ町内会等へする予定であります。

方式につきましては、2台のノートパソコンによるスタンドアロン方式、これは情報流出防止のためであります。1台は高齢者支援課、1台は包括支援センターでデータ管理する予定であります。

スケジュールとしましては、お認めいただきましたら県のほうへ本申請をしまして、10月に発注、約4カ月くらい、2月完了予定をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

数点お聞きしたいと思いますが、まず1点目は、歳入の関係の町債に大窪川の改修事業があります。このことについては、下流については、以前より県単事業で取り組んでこられたものではないかと思っておりますけれども、現在150号線の上流について進められております。このことについて、内容は事業として、150号線の上流についての計画と現在の進捗状況をお聞きしたいとまず思いますし、準用河川としての位置づけがありますので、何か補助に乗っていかないかなということも思っておりますけれども、その辺の現状をお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。

大窪川につきましては、本年度で3年目になります。2年続けてやってきたわけですが、非常に進捗、水かえの費用が非常にかかっているという形で2,000万ずつ今までもらってききましたが、2年もらってききましたが、本年度から3,000万という形で、本年度につきましては約70メートルぐらい改良ができるというような状況になっています。

もう一つの話ですが、補助の関係でございますが、補助がないかという話だと思っております。

うちのほうも、今まで大窪川については農業サイドでやった事業でございます。そういった中で、その農業サイドでやった事業につきまして、準用河川の指定がされているような状況になっています。そういった中で、準用河川の150号から下については、準用河川の3分の1の補助をもらって県費補助をもらって今までやってきましたが、準用河川のほうも県のほうの補助がなくなってしまったという形で、2年間は今単費でやっているような状況でございます。

農業のほうに対しても、補助金があるかないかということで話をかけてありますが、なかなか新しい補助が見つかってこないというような状況になっています。議員のほうもわかっているかなと思いますが、大窪川を上流へ少し上がりますと二股に分かれておりまして、一つがまっすぐ行く大窪川第一という形で、左へ曲がりますと第二大窪川になっております。あの付近から上については、農業サイドの補助がいただけるかもしれないというような状況になっておりまして、その下について、今、下流側ですが、その下流側につきましては農業の補助が出ないというような状況で、一度農業サイドのほうからも現場に来てもらって調査はしてもらってございますが、なかなか対象になる補助がないという状況で、一般のほうでやらせてもらっているような状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 次に、32ページの消防費の関係で、災害対策費の関係で200万のお話があったわけで、その中にたしかAEDということで説明があったかと記憶をしております。そのことから、そのAEDについてお聞きをしたいと思えます。

現在の、町における設置状況と今後の計画をお聞きしたいということと、設置されたならばその日常点検あるいは管理についてどのようにお考えであるか。また、あわせてAEDの使い方やメンテナンスについてもご指導をいただき、普及してほしいなという思いでありますので、質問をいたします。

○議長（八木 栄君） 議員、一問一答なので、何を主に聞きますか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） すべてAEDに関することでありまして、今後の設置計画と日常点検、管理についてお伺いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

今回の補正につきましては、住吉区が平成20年から財団法人の自治総合センターのほうへコミュニティ調整事業の助成という形の中で、防災で8台を要求しておりまして、今回3年越しで採択されたということで、住吉区としましてはAEDを8台いただきまして、町経由で住吉自治会、住吉自治会から8町内会へAEDを設置するというで聞いております。今後のAEDの設置計画につきましては、特に今のところないですけれども、今後その辺のところにつきましては検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

最後になりますけれども、37ページに基金費の関係でそれぞれ財政調整基金、減債基金等



が計上されております。このことは22年度決算の中でも出されておりますので、大変積み立つことについてありがたく思っております。最近の東日本の大震災を見たときに、被災された自治体におきます復興費の関係は莫大なものであると認識しておりますので、ぜひこの基金については多くの積み立てをやってほしいと願っております。

その中で、町においては、積み立てをする場合に財政調整基金が優先か、あるいは減債基金が優先か、特別な取り決めはないとは思いますが、町の行財政の進め方次第によって判断されると思っております。しかしながら長期的に考えれば、健全財政を重視するならば、減債基金に多く配慮するのが望ましいという考えがあると思っております。そのようなことで、この二つの基金の考え方についてお聞きをいたします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 基金への積み立ての考え方でございますが、財政調整基金につきましては、法的に規制とまではいかないんですがある程度のルールづけがございまして、単年度実質収支の2分の1を翌々年度までに積み立てるということに、規則的にはなっておりますので、当庁の場合はそれに準じて、最低でもそうした措置はとるということで、今も行っております。

減債基金の積み立てにつきましては、公営企業法のような縛りはございませんので、これは任意的になるわけでございますが、減債基金をある程度、当庁の場合は公債費ずっと発生してまいりますのである程度は積みたいんですが、ただ現下の経済情勢からいきますと、どうしても今年度でも一たん取り崩しをして財源化を図らなければ、財政調整基金の繰り入れを行わないと非常に苦しい状態であったわけですが、今回の補正後の財政調整基金残高が10億3,185万5,000円という補正後の残高になります。この財源をどのように今後柔軟に運営できるかというのは、今のところはこの数年を考えますと財政調整基金に多く積み立てを行って、柔軟な財政運営ができるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。終わります。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

23ページお願いします。

一番最後、工事請負の水産基盤整備事業費、これに関して僕も現地を見たんですけども、これからやるものについてそのしっかりした調査、何が原因か、そういう詳しい調査はしてありますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） この件につきましては、行政報告等でも触れさせていただいておりますが、ここに測量調査委託料ということで当初予定していたものを予算の組みかえをいたしまして、300万補正いたしまして1,100万ということで組ませていただいておりますが、一応測量調査ということで内容については測量調査、タイロッド腐食調査、地質調査という形で、あと護岸設計に入る予定でおります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今聞きたかったのはそういうことではなくて、測量調査ではなくて、その原因が何であったか、要するにまた同じこと、例えば新設の問題があるかもしれないで

すね。そういうものが、これから全く同じことが起きないように調査、原因を究明して、そしてその絵図に向かって進んでいけるような、そういう体制が必要ではないかと思うんですね。だからその辺で、また特に反対をするわけではなくて、現地を見ていったら早急にやらなきゃならん部分だと思います。ただ、それは進めるに当たって必要な部分は老朽化だけだよ、そういうことも大きなファクターは持っていると思いますけれども、そういう形での、同じことが起きないために調査をするというか、そういうものが僕の中ではちょっとどうかなと思ひまして、以前、お聞きしたことはあったんですけども、その辺でまた何かありましたら。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 調査委託を実施しまして、最終的には工事のほう進めたいわけなんですけれども、当然その調査の中で、今のところ老朽化というふうな判断をしておるんですけども、見えてくるものがあればその原因を検討して工事のほうも進めていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。僕も、これある人にどういうふうになってると聞かれています。聞かれて、そして枝村議員と一緒に見に行かせてもらったんですね。その中で、また途中でもいいですので、聞かれたものに関して聞きっぱなしというわけにはいきませんので、途中そういう何かが出てきましたら、確かに老朽化であるよということはやっていけばわかると思いますので、そういう結論を出た段階でいただきたいと思います。よろしく願ひします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

今回、補正に当たりまして、どこの科目になるかわかりませんが、母子保健衛生費になるのか消防費になるかわかりませんが、8月28日の朝日新聞で、今回の東京電力福島第一原発の事故で、周辺住民が飛散した放射性ヨウ素を空中や食品から体内へ取り込むということにより甲状腺の被爆、健康被害を予防する安定ヨウ素剤を飲むべきレベルだった可能性があることが、27日、埼玉県で開かれました放射線事故医療研究会で指摘されたというような記事がありました。

浜岡原子力発電所を20キロ圏内、19キロに抱えております我が町吉田町にとりまして、今回の補正を組むに当たりまして、そのような、そういったものをゼロ歳児から大変に影響がある9歳児ぐらいまでのお子様の分を確保する手当を検討されたのかということをお尋ねしたいと思います。というのは過日、牧之原市で行われました中部大学の武田教授の原子力防災学習会がございまして、その中で原子力発電所の放射能の発生源からの距離、原子力発電所からの距離ではなくてそこから飛散されるちりから放射線を浴びるということが、今回の福島の事故において明白になったと。距離でなくて、風上に発生源がある場合は逃げる方向を考えなくてはならないということで、風向きの資料もいただきました。4月、6月、7月、8月、9月が統計上吉田町のほうに風が吹いているということで、もしものことでございまして、非常に放射線の影響を受けやすい子供たちのためにEPZ等々あるのは十分承知でございまして、町の独自の、これからの将来を担う子供たちを担うためにも

防御することが、これを飲むことによっていろんな副作用等も報じられてはいるわけですが、防御することができるということが事実ではありますし、このような形で新聞報道もありましたので、御検討されたかどうかということのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） それでは、企画からそれをお答えいたしますけれども、今回の補正予算について、ヨウ素剤の備蓄費用をという検討はされておられません。

なお、島田市についてはE P Z外ですが備蓄をしているということは承知しておりますし、袋井市についても今回の補正予算で80万程度の備蓄の経費を計上したというのは聞いておりますが、このヨウ素剤の処方については、自治体の判断で服用することが難しいようなことも聞いておりますので、ヨウ素剤については今この周辺に放射能が、人体に影響を与えるような放射能が発生しているという状況ではないというふうに認識しておりますので、今すぐにヨウ素剤を備蓄しなければいけないかどうかというところまでは結論を出してはおりません。

今後、原子力発電についてはいろんな動きがある中で、E P Z拡大もあるでしょうし、浜岡の原子力発電所のあり方そのものも含めて、当然当庁としては非常に、御質問にもありましたとおり風下になるなど、環境的に風下に置かれる場合が年間を通じてかなり多いというふうに実感しておりますので、それを踏まえて国の原子力政策そのものに意見を述べていく機会を持たなければいけないのではないかと、そういう総合的な中で、こうしたヨウ素剤の備蓄等も検討をしていかなければいけないと、こういうような考え方を当局としては持っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） お考えはわかりました。今後の検討課題の一つとして、できれば前向きな検討、そんなに高いものでもございませんし、有効期限というんですか、そういったものもある程度あるということは聞いております。子供たちの遺伝子が非常に影響を受けやすいということもありますので、20年、30年先に影響も出るということもあります。なければ、飲まなければ飲まないにこしたことはないものですから、またほかのところでもそういった災害があったときに送ってもいいですし、そういったことも活用できると思いますので、お願いしたいと思います。

次に、道路用地について御質問いたします。27ページです。

亀の尻線及び西の坪大浜5号線は、実施計画にもありますし、西の坪大浜5号線は22年度決算においても用地買収、工事等を行って、懸案だった土地のところ今回用地買収に行ったということで、非常にいいことだなと思います。また亀の尻線につきましても、実施計画においては24年度に予定を組んでいるものが早まったということですが、この高島4号線道路改良事業費についてお尋ねいたします。

平成19年度の実施計画までさかのぼったわけですが、町の道路関係の予定として、高島4号線の事業は載っていなかったといった中で、今回、当初においてもなかったものが、今回補正で、道路用地と測量調査委託料という形で上がってきました。担当課のほうにお聞きしたところ、地元からそのような道路の要望があったということでは聞いておるわけですが、道路の要望というものが富士フィルムさんの工場の北側から

駿河さんのところに行っている細い田んぼの中の道なんですけれども、陳情書を見させていただいたところによりますと、朝晩の通勤時間帯においてそこが通勤路になっていると。非常に混雑して危ないと。また、そのずっと東側の出口のところでも事故も多いということで、非常に危険であるということで、川尻自治会及び近隣の農業をやられている方々、地元の方々から陳情が来ているということは十分わかります。そういったことで今回なったと思われるんですが、平成11年に一部用地を取得して、20年度に一部舗装工事をして退避所的なものをつくったという形で流れている中で、そういった計画であるなら、何で当初においてそういった事業が上げて思い切りいっときに集中してやるようなことをやらなかったのか。何で補正で今回こういう形で出てきたというのがよくわかりません。それについて、都市建設課長、御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） ここで、本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

それでは、都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 議員のほうから要望の関係のほう、話がございました。

今までわかっているだけでも5回ぐらいの、年1回程度、5年位に分けて要望書が上がってきているような状況でございます。

そういった中で、6月でございますが、タイセーサッシさん、名前を余り出してはあれなんですけど、南側の富士フィルムさんのすぐ北側になります、その工場から寄附の申し込みが6月にごさしました。これについてはうちのほうも、都市建設課も道路として利用している部分でございますので、寄附を受けるというような状況で回答をさせてもらってございます。急遽そういう形の中で、寄附の申し込みも道路用地として多かったと。先ほど話をされていたんですが、平成11年に以前買収をかけているというような状況の中で、挟まれた土地一つ、今回上げさせてもらったのは1筆になりますが、それができればある程度のめどがついたということを考えまして、急遽9月補正をさせてもらったような状況でございます。それこそ、実施計画に載っていないのは事実でございます。それについては私のほうの対応が悪かったと考えております。今後、実施計画のほうに載せていきたいなと考えていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 富士フィルムさんということで、我が町にとって大変なパートナーであるところに関連することありますので、市としましても、そういった少しならずとも福利厚生的なことでバックアップすることはよろしいかと思うんですが、道が非常に拡幅しても狭い。その南北の今用地を拡幅しようとしている土地があるわけなんですけれども、それを一たん西のほうに向きを変えますと、細い川があって出てくると道幅も狭くなるということでして、本当に我が町が住民の方々の朝の通勤ラッシュの渋滞の緩和及び近隣住民の交通渋滞の緩和、交通安全等を考えたときに、その道を太くすることによって、より一層事故が多くなる可能性はないのかという点をお聞きしたい。というのは、その道を天下の世界的な企業さんである会社として、通勤路として認めているのかなど。もちろん、そういう会社には、安管にも入っているでしょうし交通安全委員会というものをちゃんとした組織でコンプライアンスではありませんけれども、社会的なことも考えておられると思うような会社が、

そこの町が拡幅した道を通勤道路として果たして使用するか、そういったところの確認はとれているんですかということを確認したいと思います。また、そのような要望があったかということですか。お願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 富士フィルムからの要望はございます。ただ、今言われた富士フィルムさんがどこを通勤路として指定しているかというのは、私は把握してございません。ただ、地元から上がってくる要望の内容を見ますと、あそこは通っているということでございます。

以上です。

〔「ちょっと確認したい」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほど、そういうお話を聞いたんですが、富士フィルムにおいて使っているのは事実です。しかし、事故があるということもあって、あそこの道は基本的には使わないようにという指導をしていこうというふうに私自身は聞いていまして、また富士フィルムがあそこの拡幅を要求しているという話は、少なくとも自分、センター長は聞いていないという話なんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 要望書には、富士フィルムさんの名前が入っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それはいつの要望書でしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 平成21年10月26日に川尻自治会から出た要望書でございます。私のほうが26日に受けてございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） よろしいでしょうか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、そのような形で要望書が出ているということであるでしょうけれども、フィルムさんの通勤道路ではなくて、町民の方々もほかにも御使用になられるということで、この道を拡幅するということもあると思いますので、全くこの考え方に対して反対することではないんですが、やはり完全に800名ぐらいの方々が、全員がそうではないと思いますが、通るといって考えたときに、私はフィルムさんがここを正式な形で通勤道路として認めるようなことは疑問がありますので、そういったところも含めて、せっかく好意で拡幅されるような用地を提供される方もいるし、平成11年度から用地も買収しているという町の計画もあるものですから、その間だけを今回やるというのは別段問題ないと思うんですが、フィルムさんの通勤の道の緩和をするためということでそれが走ってしまうと、やはり要望があったということは事実みたいですのであれですが、どうなのかな。かえって、この道は広くしますけれども、通勤はちゃんとしたところ、会社の中で交通安全委員会の中でしっかりとしたルールを決めて、交通事故撲滅のために町と一緒にやっていきましょうよといったような形でのお話をされるのがよろしいのではないかなと思うんですが、どうでし

ようか。

要するに完全な形での確保が、広い道から広い道までの確保ができないわけですよ、今回の買収をしても。一部しかない、退避所でしかないようなところの計画であるということはしっかりと認識してもらって、でもこの道を将来的に今回の買収を行うことによって、従業員の方の通勤路として認めるということをやるとなると、すべて南北に続いている道、今回の高島4号線に続いております高島12号線のところにかかっている橋も広くしなきゃならない、10号線の道も広くしなきゃならないということで、どんどんあれなんです、それが本当に需要とあれに合っているのかなと、限られた財源の中で貴重な財源を使ってやることでありますので、その辺についての考え方というのを、今後の展望として考えていることを確認したいと思いますので、お願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 去年、退避路として少し維持の中でやらせてもらった経緯があります。退避路がちょうど田んぼの真ん中にあるわけですが、前後が見えるような状況になって大分よくなったよという話は受けているんですが、今回南北に向けてやるという話で、今上げさせてもらっているんですが、10号線については今後考えなくてはいけないなと思っています。ただ、10号線の前のところには少し退避所があるものですから、そこで待つということができるといような状況になっていますので、今後の話でいいのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 貴重な財源の中で、実施計画もなく、また当初予算もなくして今回上がってきた道路用地買収及び測量ということで、その費用対効果を、確かに地元から陳情があるということは重々わかりますけれども、しっかりとした裏づけをとっていただいて、場所が本当に通行量的にもそんなに、一部の時間帯だけに集中するような形でありますので、しっかりとした協議をしていただきたいなと思いますので、これは要望です。お願いします。

○議長（八木 栄君） 要望ということでお願いします。

ほかには質疑は。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

スマイルネット事業についてちょっとお伺いしたいんですけども、11ページの13番、無線局免許申請委託料というのがあるんですけども、先日、行政報告会でもらった資料の中にあるんですけども、無線局の免許を取るということはどうのことなんでしょうか。というのは、ただ受信をするだけの設備にもそういうものが必要なのか、大変不勉強で申しわけないんですけども、その点が1点なんです。

それともう一つ、その行政報告会の資料の中に送信設備一式というのがあって、ということはここを局にして、吉田町からFM島田を利用して発信もするというような施設をつくってしまうということなんでしょうか。その2点、ひとつよろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 無線局の免許申請委託料ということで計上したのですが、ここを吉田中継局として電波を受信し、各世帯にこの中継局を通じて電波を送ることにな

りますので、そうしたことを行う上では免許を取得しなければいけない、こういうことになるようでございます。また、こちらの中継局を設置するためには、アンテナ立てればそれで済むというようなものではなくて、アンテナもありますし、それを自動通報装置とかそれから音声分配機とか、いろいろなものが附属設備がついて中継局として機能できるというようなものでございますので、それで中継局の一式という表現をさせていただいております。それら全体を含めて予定の事業費内でおさめることができるというふうに見積もっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） そのほか、質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

ちょっと気がついたんですけれども、29ページ見ていただきたいんですが。

一番上に都市計画費と出ているんですね。多分、歳出に都市計画費ってないと思うし、都市計画の補正の前の額が9億となっておりますけれども、2億6,000万しかないじゃないですか。何かの訂正ですか。

○議長（八木 栄君） もし、あれなら質問の取り消しをしていただければいいんですけれども。

3番、山内議員。

○3番（山内 均君） 山内です。すみません。ちょっと早とちりしました。よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） では、質問を取り消します。

そのほか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 19ページの児童更生施設整備費について伺います。

この修繕費という548万4,000円は、多分遊具の修理というように説明を受けたと思いますが、このような大きな500万というような遊具の修理については全町的に公園あるいは施設等々の小学生、幼稚園も含めてのものかどうかということですが、主にこの500万の修理する内容について、特に多かった順に修理内容について、どこのものが多かったか伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ここにございます修繕及び施設整備費につきましては、歳入でいきますところの5ページの地域福祉総合支援事業費、これを100分の100、全額県費補助ということでやらせてもらいます。今回対象になりますのは、児童遊園施設ということで8個に限定をしております。町内にあります児童遊園10カ所ありますが、その遊具が30数件ございますので、それに対する維持管理はこれまでやってきましたけれども、塗装がはげたり、そういったものを修繕をし、かつまた施設整備ということで工事費に上げさせてもらったのは危険な遊具が若干ありますので、撤去して新たに新設をすれば、この補助対象になるということでございますので、それを含めましてここに載せてもらっております。

以上です。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

今、危険な遊具ということで、塗装等はわかりますけれども、どのようなものが危険遊具に当たるのか、それを買いかえるという、どこが傷むのかその辺ちょっと教えていただければ

ば、これから今後の子供の遊具でけがをしたり、あるいは事故も起きているわけですが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 回転遊具、回転ジャングルジム等でございます。

これ回転しますと、どうしてもそこで子供がけがをしたりということで、今こういう遊具がなくなってきつつあります。したがって、余り動かないもの、要はスライドシーソーとかそういうものに置きかえようという考えでございます。あと、塗装の関係が主になりますけれども、これにつきましてはブランコ、鉄棒、ジャングルジム、雲梯と、かなりのものがございます。この柱からはりからつぎの交換から、そういったもろもろを含めました修繕ということを考えています。もちろん使えるものについては使っていきたいわけですが、どうしても使えないものは交換ということもありますので、これはすべて見積もりをとらせてもらった上で予算計上させていただいています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 非常に今言ったように精度がよくないと、子供たちもうまくいなくて引っかかりたりいろいろすればけがも多くなるわけですが、ここでこれだけのものをかけてやるということは、急いでやるほうが私はいいということで理解はできました。

そのページの20ページにありますけれども、先ほど不妊治療の話を、健康づくりの話をしたんですけれども、補正が出て216万円出たわけですが、23年度は80万円ということで少なかったものだから、この辺で不妊治療の数がふえてきたのか、それからもっと子供をたくさん欲しいのか、そういう形で216万円の増額した理由をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの質問にお答えします。

増額した理由なんですけれども、近隣市町の状況を見ますと、1回当たりの助成上限額が10万円が3市ありまして、上限なしが1市1町となっております。上限なしの島田市では1回あたりの平均助成額は21万3,000円となっております、吉田町では上限なしとはせずに、中間的な金額としまして1回あたり15万円という限度額を決めましたので、その分増額というかたちになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 最後ですけれども、8番。

○8番（吉永満榮君） 大変いいことだと思いますけれども、最低10万というよりもお金がかかるほうが診察受診率も多く上がるということで結構なことだと、わかりました。15万で、また多くの人にプラスになるわけですね、80万プラスということになりますので、非常に効果が上がればいい、こんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） そのほか、質疑はございませんか。

それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。



採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 5時20分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会第13日目でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 増 田 剛 士 君

- 議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。  
〔1番 増田剛士君登壇〕
- 1番（増田剛士君） おはようございます。初の一般質問なのでよろしく申し上げます。  
さきに通告いたしました地域交流事業について質問いたします。  
第4次吉田町総合計画後期基本計画にあります地域交流事業は、町内だけではなく、他の市町から吉田町に足を運んでもらい、吉田町の活性化につながることを意図していると理解いたしております。  
また、観光資源が少ない当町ではありますが、「行ってみたいと思わせ集客ができる町づくり」により、当町の産業も活性化していく足がかりとなると考えております。  
私は、今回の選挙において、通過の町から訪れたい町ということを訴えてまいりました。そのために今回の地域交流事業には大変興味を持っております。そこでお伺いします。  
一つ目。平成22年4月に施行されました吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金「吉

田カムカム補助金」の今年の7月までの実績は3件、250万円と聞いております。この制度をもっと御利用していただくためには、補助金対象のハードルが高いのではないかと思います。このハードルというのは、要綱にあるイベントへの入場者がおおむね2万人以上となるイベントであることというところでございます。当町において2万人以上の入場者をおさめる会場というのは限られております。また、公共交通機関である電車の駅がない当町では、自家用車で来場となり、駐車スペースの上でも2万人以上の来客ということを考えると大変厳しい数字ではないかと思われまます。

「吉田カムカム補助金」の大きな目的の一つが吉田町の宣伝にあるならば、このおおむね2万人以上という項目の見直しを図り、もっと多くのイベントが開催されて、この町に多くの方が訪れていただければよいのではないかと思われまます。

今後この補助金制度のこの点についての見直しは行いますかということが一つです。

次に、この「吉田カムカム補助金」の募集に関する広報、PRはどのように行っているのでしょうか。町のホームページをけさもちょっとチェックしましたがけれども、この補助金について示してあるところがどこにあるのかというのがほとんどわかりませんでした。積極的に広報して、吉田町を宣伝してもらえ多くのイベントを開催、誘致することが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

三つ目に、県の富士山静岡空港ティーガーデンシティ構想の「海の道」に当たる小山城の利活用について伺います。

当町のシンボルである小山城ですが、毎月1回第1日曜日に開催されている小山城楽市、そして毎週日曜日になでしこ会、うなぎ組合による販売、それしか利用されておりません。平日にも常ににぎわいのある小山城ということをやっていたらもっとこの町の活性化につながると思いますけれども、今後この小山城の扱いについてどのような施策があるか教えていただきたいと思ひます。

以上3点、御回答よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の質問にお答へする前に、議員はブログを開設されておりますよね。ブログの中で……

○議長（八木 栄君） 町長、できましたら質問の答弁を。

○町長（田村典彦君） 連合審査のことだけ。

○議長（八木 栄君） 今は一般質問です。

○町長（田村典彦君） いや、大丈夫です。

○議長（八木 栄君） 大丈夫じゃないです。一般質問だもんで質問答弁をお願いしますと言っています。

○町長（田村典彦君） 議員はブログの内容を全く書きかえておられない……

○議長（八木 栄君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（田村典彦君） そして、その中において、端的に……

○議長（八木 栄君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（田村典彦君） 推測を交えたことをやっております。もっとも重大なことは、商工会

が現職の……

- 議長（八木 栄君） 町長、一般質問ですので、御答弁をお願いいたします。
- 町長（田村典彦君） また、これについて公人としての……
- 議長（八木 栄君） 聞こえませんか。一般質問の御答弁をお願いいたします。
- 町長（田村典彦君） 自覚がありますので、また議会として扱っていただきたいと、こんなふうに思っています。
- 議長（八木 栄君） 回答のほうをお願いします。
- 町長（田村典彦君） 今からしますよ。
- 議長（八木 栄君） はい。
- 町長（田村典彦君） 「地域交流事業」についてお答えします。

まず1点目の「平成22年4月に実施されました吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金「吉田カムカム補助金」のこれまでの実績は3件、250万円と聞いております。もっと利用していただくには、補助金対象のハードルが高いのではないかと。今後、利用しやすい補助金制度とする見直しは行いますか」についてお答えします。

「吉田カムカム補助金」は、富士山静岡空港の利活用を高めるための方策としてつくった制度でございます。当町は観光資源に乏しく、一般的な観光客を呼び込むことが難しい状況にあったため、人や情報を呼び込むことができる仕掛けが必要ではないかと考えました。

そこでこの仕掛けとして、民間の企業や団体に吉田町を舞台として大規模イベントを開催する意欲を持っていただくためのインセンティブとして、吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金「吉田カムカム補助金」を創設した次第でございます。

この「吉田カムカム補助金」は、吉田町内において2万人以上の会場入場者または来町者を確実に見込むことができるイベントを開催しようとする民間の企業や団体を交付対象とするものでございまして、2万人以上5万人未満の規模のイベントに50万円、5万人以上の規模のイベントに100万円を交付することとしております。

これは、富士山静岡空港の利用客や空港を使っただけの方々を吉田町へ呼び込めるようなインパクトを持ったイベントを企画していただくということで来場者を2万人と想定しているものでございます。

制度の特徴といたしましては、空港利活用のためにインパクトのあるイベントを開催してきたことに主眼を置いていることから、イベントを開催しやすくするためにイベントを開催する前に補助金を交付できる事前交付の制度としております。

また、町をPRしていただける施策を最重点として考えておりますので、補助金の交付条件として、イベント実施中必ず吉田町を宣伝する内容を盛り込むことを義務づけております。

補助金の交付決定方法は補助金の交付を受けようとする団体から大規模イベント開催前に補助金交付申請書が提出された後、審査会を開催して審査を行い、決定することとしております。

審査会では、事業主体が民間の団体または企業であるか、イベント開催地が吉田町内であるか、大規模イベントの来場者数が見込まれるイベントであるか、町を宣伝する内容を含むイベントであるか、町外に対して広く宣伝されているかなどの項目について審査し、補助金の交付の可否について決定を行います。

このように「吉田カムカム補助金」はイベントの完了実績に基づいて交付する制度ではな

く、実施しようとするイベントの計画の確かさを審査して交付する制度であると同時に、イベント実施の直接的な運営資金に活用できるように前交付する大変便利な補助金でありますので、これ以上の緩和策は必要ないと考えております。

また、事業実施以後におきましては、補助金の交付を受けた団体から提出されました実績報告書をもとに審査会を開催し、イベントへの入場者数、町を宣伝する内容を含むイベントであったか、町外に対して広く宣伝されたかなどの項目につきまして審査を行い、補助制度に適合した事業だったか審査をしております。

現在までの補助金交付の実績は3件でございまして、補助額合計は250万円でございます。昨年度は「2010inインよしだチューリップまつり」に100万円、「2010吉田公園クラフトフェアin吉田町」に50万円、そして「チューリップまつり2011inよしだ」に100万円をそれぞれ交付をしております。

「吉田カムカム補助金」は創設からまだ2年目を迎えたばかりの制度であります。制度開始1年目で3件エントリーされたことを大変うれしく思っております。この補助制度が今後さらに活用されることによって、町内で多くの大規模イベントが開催され、人の交流が盛んになり、情報・物の流動性が高まり、町が活性していくことを願ってやまないものでございます。

地域活性化策は行政が仕掛けるだけでは限界があり、民間の活力に期待せざるを得ませんので、補助制度の活用や新規のモデル事業などを通して、民間と行政とが協働して町の活性化の推進を図ることができる仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

次、2点目の「吉田カムカム補助金」の募集に関する広報、PRはどのように行っているのでしょうか」についてお答えします。

この補助金の創設当時には、マスコミで大きく取り上げていただき、県内に広くPRされる機会がございました。そして、広報紙におきましても「まちのわだい」の中で、イベントの内容とあわせて制度のPRを行っております。また、FM島田を活用して、イベント情報とあわせて補助制度のPRを行っております。

なお、この補助金を使った場合には、イベントの宣伝の中で「吉田カムカム補助金」を活用していることと、吉田町を広く宣伝していただくことを義務づけておりますので、イベントの宣伝に触れた方々を通じて、さらに「吉田カムカム補助金」がPRされる仕組みとなっております。

続きまして、3点目の「県の富士山静岡空港ティーガーデンシティ構想の「海の道」に当たる小山城の利活用について、どのような施策がありますか」についてお答えします。

県は、富士山静岡空港の魅力を最大限に高めて、空港利活用の一層の促進を図るため、県内外の学識経験者、観光関係者、建築家などの有識者で構成されます「富士山静岡空港の魅力を高める有識者会議」を平成21年8月から開催をしておりました。そして、平成22年2月の第4回の有識者会議の中で、委員の中から富士山静岡空港を中心とした「グランドデザイン」に関する提案が出され、これが基本となって「空港ティーガーデンシティ構想」へと発展したものでございます。県は、この構想をまとめるに当たり知事の意向を受け、県と富士山静岡空港の地元市町で構成する「地元検討会」を立ち上げたことから、空港周辺市町の一つとして「地元検討会」に参加いたしました。

「地元検討会」は、平成22年4月以降3回開催され、富士山静岡空港の地元である2市1

町の首長と地元住民、有識者会議委員及び知事の間で富士山静岡空港を中心とした「グランドデザイン」をもとに意見交換が行われました。当町からはこの会議には、地元委員として2人の方に御参加をいただいております。

このような経過を経まして、「地元検討会」で出された意見、提案等は有識者会議に持ち上げられ、それらの意見等が反映された構想が第6回「富士山静岡空港の魅力を高める有識者会議」において「空港ティーガーデンシティ構想」として県に提言をされました。これを受けて静岡県は細部を整え、後に県の「空港ティーガーデンシティ構想」として公表をいたしました。

この構想は、富士山を正面に望む美しい茶畑を有する緑豊かな自然環境に恵まれた空港周辺地域を特に「ティーガーデンシティ」と位置づけ、ふじのくにの玄関口にふさわしい魅力あふれる空港の実現を目指しているものでございます。

構想の基本的な考え方は、空港の周辺のにぎわいの創出と空港利用の拡大を図るため、「ティー」という空港周辺地域にもともとあるすばらしい景観、観光資源を生かすことを基本とし、新しいものをつくるよりもともとある「いい素材」を活用するという視点を重視しているものでございます。

そして、本構想における中核施設と位置づけられたものとして、空港利用者や地元の皆様が空港を眺めながら憩える施設「石雲院展望台デッキ」や、空港ターミナル施設と石雲院展望デッキを接続する遊歩道「ペDESTリアンデッキ」、旬の農産品をそろえました特産品直売所とカフェを兼ねた「エアポート楽座」などがございますが、これらの施設の整備を先行的に進めることとしており、これらは具体性を持った整備構想でございます。

また、この中核施設以外には、駿河湾を臨む県営吉田公園から島田市金谷の石畳坂までのエリアを「空・茶・風・海」の四つの道にゾーニングして、県は地域の方々と協働して、具体的な計画づくりを検討していくこととなっております。

しかし、構想の中には、この「四つの道」の実現化を図る手法など具体性のあるものは一つとして示されておりませんので、空港周辺市町は異口同音にこの「空港ティーガーデンシティ構想」をどのように展開していくのか、県として構想の具体性をより一層深めていただきたいと県に対し働きかけをしているところでございます。

なお、この四つの道の中で、空港周辺から小山城を通過して県営吉田公園を結ぶ道を「海の道」と位置づけられておりますが、この「海の道」は当初、有識者会議で提案された「グランドデザイン」の構想の中には入っておりませんでした。

しかし、当町から県に強い働きかけをいたしまして構想の中に「海の道」を入れていただき、なおかつ構想の中に拠点として小山城と県営吉田公園を入れ込むことができましたが、今のところはそれ以後の進展はございません。

今後も当町といたしましては、小山城と県営吉田公園の拠点の整備、それから「海の道」ルートと関連づけた整備を県に求めていきたいと思っております。

また、この構想の中で小山城の利活用を高めるような整備ができるようであれば、それにあわせまして利活用を高めるような整備に結びつけていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 先ほどカムカム補助金の見直しというか、人数のあれはもうこれ以上の見直しはしないということでしたが、カムカム補助金の要綱について少し再質問いたします。

新旧の対照表を見ますと、第4条のところ(1)のところ、おおむね5万人以上の入場者を見込むことができる大規模イベントに係る事業、(2)おおむね2万人以上5万人未満の入場者等の数を見込むことができる大規模イベントに係る事業、これが改正後の文言です。改正前は、おおむね5万人以上の入場者の数を見込むことができ、かつ達成した大規模イベント、(2)がおおむね2万人以上5万人未満の入場者等の数を見込むことができ、かつ達成した大規模イベントとなっております。その「かつ達成した」という言葉を新しいほうでは抜いてあるんですが、少し緩くなったんでしょうか。

そして、このおおむね2万人の許容範囲というんですかね。何人くらいまでを認めるのか。この規定の中に、人数の確認というのもありまして、入場者数等の数の実績が計画を下回ったときには返還というような文もあります。そこで、人数、どれくらいの範囲で決定するのか。これはだめですよというのを考えているのか、質問いたします。

○議長（八木 栄君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの改正の内容につきましては、23年1月1日の改正だというふうに思いますが、その改正にあわせて、今御指摘があった第4条以外、この第4条の改正を行う必要が生じた背景を申し上げますと、もともと天変地異とか、嵐が来たとか、そういうときの万やむを得ないような来場者の達成が実現できないというような状況を想定していなかったと、当初の要綱においては。そうしたことがございまして、まずこの大規模イベントの補助を行うことによってもたらされる効果の大きな部分というのは、人の入り込みということもあるわけですが、吉田町を知っていただく、宣伝していただくということにも大きなウエートが置かれておりますので、まずそのイベントを行う前の取り組みがどうかということも大きな要素としてとらえるべきであろうということを考えまして、まず台風とか地震災害とか、そういう主催者側の責めによらないものについては、2万人、5万人を達成しなくても返還の責めを負わないと、こういう制度にすることが望ましいだろうということで、それも改正点の一つとして入れ込んでございます。

したがいまして、以前、まず2万人、5万人を達成しなければ補助金返還の対象にしていたわけですが、そういう主催者側の責めによらなければ返還の必要がないというような趣旨を加えたことによって、その達成の必須条件というのは外してございます。

それと、おおむねという解釈でございますけれども、下回ってもいいよということではなくて、計画でこれは事前交付制度でございますので、計画上において必ず達成されるという達成の確実性というのも審査の一つにしてございます。それで、計画時においてその2万人、5万人が達成できないというものであれば、それは審査途上で修正を求めるなり、交付決定までは至らないということになります。それで、計画の中でそれが達成される見込みが確実性が高いということで判断されるような企画内容でない限りは対象としない。

実際に行った結果、企画そのものによるものか、それ以外の要素によるものか、いろいろな要素で達成できなかった場合には、その個々のケースを見比べて審査会で判断をすると、こういうような内容になっておりまして、最初から下回ってもいいというような考え方は持

っておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ただいま天変地異であるとか、気象状況というのを旧のほうでも12条に補助金の返還ということであっていますよね。改めて、今の御答弁によるとそれを入れていなかったというのはおかしいと思います。入っていますので、12条のほうで。旧のほうでね。

企画の段階で2万人以上超えるであろうという主催者側の、当然これをとるためにはそれなりの企画は持っていくと思うんです。どのような内容で、じゃこれは2万人来るな、5万人来るなというのはどの時点、どの時点というのか、どのようなあれをもって判断されるのでしょうか、いま一度お願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） まず、1点目のもともと入っていたというのは何を見て言っているのか。まずそれを教えていただきたいというふうに思います。当初の要綱の中にはそれをうたい込んだものはないはずでございますが、どの時点の要綱を指して言っているのか明確にしていきたいと思います。

それと2点目、ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度お願いします。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 新旧対照表というのをいただいたんですけども、これの12条というところです。そこにありますよ。同じような文言が。

ただし、気象条件、天変地異、中止命令、その他申請者の責めによらない不測の事態により補助金対象イベントを開催できなかった場合、または第4条第1項に規定する入場者数の数の要件を達成できなかった場合で、審査員が認めるときはこの限りではない。

これうたっていると思うんですけども、これ違うんですか。

もう1点目のことなんですけれども、2万人、5万人という最初の企画段階ですね、主催者側がそれはどのようなところを見て、これは大丈夫だなという判断をされるのか、そこをお聞きしております。

○議長（八木 栄君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） 新旧対照表をごらんになっているということがわかりましたが、多分23年1月1日改正の新旧対照表をごらんになっているのではないかとということわかりましたが、私が申し上げましたのは、この制度が始まったのが22年の4月1日なんですけど、それから2回改正をしております。その改正の一度目が10月1日なんですけども、それから1月1日に改正をするというようなことを行っているわけでございますが、その10月1日の中で気象条件とか、そういうものが加わっております。

もともと当初の要綱の中にはそうした救済措置が入っていなかったということがあって改正をしているんですけど、これを適用したときの入場者の達成度というのが、要綱としてまだ必ず達成しなければならないような内容が残っていたので、1月1日の改正でそれも含めて修正をかけていると、こういうような経過がございます。2度の改正でそうしたところをすべて補完をしたということで御理解いただきたいと思います。

それと、2万人、5万人の達成の信憑性をどこに求めるかということでございますが、企



画の中に、特に重視して企画書を求めるのがこのイベントの入り込み客をどうやって確保するのかというところをかなり詳しい内容で企画を出していただくようにしております。

それと、吉田町のPR、それからカムカム補助金のPRあわせてどういうPRを展開されるのかということで、そのイベントだけをPRするのではなくて、吉田町で行われるイベントだと。吉田町が前面に出るように、そういうPRの仕方を求めています。

それで、その入り込み客に関しましては、例えばシャトルバスを運行するとか、それからPR先を工夫しているとか、いろいろな入り込み客を確保するための努力をどのように行うかということを個別に審査をして判断をしているという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

一応納得というか、とにかくPRしてくれと、その中で多くの方を吉田町へということですね。はい。

2つ目にちょっともう一つ御質問というか、再質問させていただきます。

吉田町のチューリップまつり、これは2007年より毎年開催されていまして、年々入場者が増えているということでございますが、このイベントを、これ私の提案かもしれないんですけども、吉田町の三大まつり、たこ揚げ、花火、小山城まつり、これにもう一つチューリップまつりというものをに入れてしまって吉田町四大まつり、そのような形で、相手のあることでするので、なかなかそれができるかわからないんですけども、そのような四大まつりということで、もうこれだけ大きくなったチューリップまつりなんで、補助金が云々ではなくて、もっと町にも全体でもチューリップまつりを応援しようよみたいな、そのような考えというか、これから検討できるのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（八木 栄君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） 御質問にありましたとおりチューリップまつりについては、吉田町の中で行われる大きなイベントとして定着されているということで、これは本当にうれしく思っております、これを吉田町を代表するイベントの一つであるという位置づけには変わらないわけでございますが、ただ、これを行政で運営するかどうかということについては、いささかほかのイベントと同一にはできないかなというふうに思っております、吉田公園の成り立ちそのものも、吉田町が深くかかわって県営公園まで整備していただけるような形になったと。それにあわせて、NPO法人しずかちゃんの結成、育成についても、吉田町が深くかかわって、立ち上がった団体でございます。

それに対して、金銭的な支援はできる限り行わない中でNPO法人しずかちゃんは力をつけてまいりました。そういう中で、このチューリップまつり、ここまで大きくなってさらに大きな展開をするという時期を迎えていることは町のほうも承知しておりましたので、できる限りチューリップまつりも具体的なテーマの一つとして、静岡空港のお客さんを直接的に呼び込めるようなイベントの一つに仕上げるために、行政としては支援をしていきたいという気持ちがございます、それも含めてこういうカムカム補助金というのができ上がりました、それが直接的に金銭的な支援を行った最初でございます。

そうしたものが行われることによって、さらに大きく発展していただければありがたいんですが、それを行政で引き受けるようなイベントになるとまた、しずかちゃんが独自の発想で独自に仕上げているイベントでございますので、行政が入りますととかく制約が入

ったり何かいたしますので、自由な発想で従来どおり行っていただいて、さらにさまざまなアイデアを駆使してやっていただければ、そちらのほうが発展性があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうですね、金銭的な補助というのか、支援というのは今回が初めて 100万円ということで 2 回やっているんですけども、私が思うに、金銭的な面だけではなく総合的な PR も兼ねて、何も行政がイベントをとってしまうとか何とかじゃなくて、共催、それこそ先ほど町長も言われたんですけども、共同という形でともにやるというような形の方向に行けば、もっといいアイデアも出るし、お金ももっとかからずにできるのかもしれないし、いろいろしずかちゃんのほうも本当にぎりぎりで行っているよというようなことも聞いています。逆に行政が絡んでくると、もっとお金が逆にかかってしまうんじゃないのということも先日聞いたんですけども、そういう中でも助けるところがあれば、どんどん助けて、助けるというもおかしいんですけども、支援して、もっとどんどん大きなお祭りになればいいのではないかと思いますので、ぜひ今後も検討のほうよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御要望でございませけれども、基本的に主催者が違う。議員がおっしゃられた三つのイベントは吉田町の観光協会が仕切るイベントです。ところが、端的に言うと、観光協会とは言っていますけれども実質は行政が資金の提供という形でやっているわけですね。

しずかちゃんがやっているチューリップまつりは、基本的には県というんでしょうかね、実質は県でございませ。そういうところでもありますので、直接的に共同の形でやるというのは町としても、行政としてもそれについては部を守ってやはり下がったほうがよろしいと。

ただ、我々がやることは先ほど企画課長から申し上げたとおり、チューリップまつりがこの町の大きなイベントとして栄えていくことはうちの町にとっては非常にいいことでございませるので、そのための環境整備に徹したいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） もう一つお伺いします。

ティーガーデン構想についてですが、先ほどの町長の御答弁の中で、県がこういうことをやるよ、こういうことをやるよということが示されないと町としては動けない、そのような御答弁だったと思いますが、小山城にしても吉田町のものですよね。吉田町からもどんどんあそこをにぎやかにしていって、逆に県のほうにプレッシャーかけるといったらおかしいんですけども、こちら側からどんどんやっていくというような方策というのか、施策というのか、そういうようなことはできないものなんでしょうか。県のやることを待っているというよりも、吉田力あるな、どんどんやっているなというような形でぜひお願いしたいと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長。

○町長（田村典彦君） 小山城の問題でございませけれども、うちのほうも例の小山城の西側の土地については、それなりに購入の方向で相手方とも少しずつ話をしておりまして、何と

かいい方向に行けるのではないかというような兆しが見えてまいりましたんですけれども、本格的な県のティーガーデンシティ構想の中に位置づける場合は、やはり基本的には県がティーガーデンシティ構想を今後どのような形で具体化していくかと。それをやはり待ってやるのがうちとしては得策ではないかと、こんなふう考えております。

○議長（八木 栄君） 企画課長。

○企画課長（塚本昭二君） 町長から概略御説明があったとおりなんですが、町長が最初に答弁を申しあげました空港ティーガーデンシティ構想の県の動きを待ってという意味は、実は空港整備のための財源として、今、いろいろ地区集会所等への助成も行っておりますが、隣接整備の空港関連の県の補助金がございます。そうした一環で、また県として空港をテーマとする交付財源をまだ多少持っていらっしゃいます。そういうこともございまして、2市1町、島田市さん、牧之原市さんと当町でございますが、この2市1町が空港周辺市町ということで隣接整備の対象地域と思っておりますので、小山城、それから吉田公園についても拠点に入れたというのはそういう意味がございまして、そういう整備をする場合に、補助対象となるような財源、そこに入るような、そういう道筋をつけるために強く働きかけを行ったということでございますので、そうした県のとらえ方も見ながら財源確保を進めてまいりたいという答弁でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。大変きょうはありがとうございました。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 以上で、1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 続きまして、7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） 佐藤です。

私は、さきに通告してあるこれからの町づくりについて質問します。

東日本大震災から半年が過ぎました。皆さん本当に心を痛めております。被災された方の一日も早い復興を願っております。

町では、ことしの4月に統一地方選挙が実施され、町長は3期目、新たな議員13名が選ばれ、スタートを切りました。3期目の当選を果たされた町長は、「広報よしだ」5月号に就任のあいさつを掲載され、3期目の公約として、「町民の目線に立ち、全力挙げて町づくりを進めます」とし、1、町民の生命・財産の保全、2、福祉社会の建設、3、町の健全な運営、4、教育環境の整備、5、都市防災基盤の整備、6、幹線道路の整備の6項目を挙げ、それぞれ何をいつまでにやるのかに触れています。

しかし、東日本大震災が起き、町の防災対策は緊急で最重要課題の一つになっています。町長は、6月議会、9月議会の補正予算で防災対策をとってございました。これは大変評価されているところでございます。今、日本の経済状況が大変厳しい中、町政では何を優先させ

た予算づけをするのが課題ではないかと思えます。そこでお聞きします。

一つ目、第4次吉田町総合計画の後期基本計画の見直しはするのですか。

二つ目、町の健全な運営として、「井戸端会議の設置」、「町づくり機構の立ち上げ」が計画されているが、これはどのように進めるのでしょうか。

三つ目に、自治基本条例の制定のスケジュールはどのようにするのでしょうか。以上お聞きします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「これからの町づくりについて」の1点目の「第4次総合計画の後期基本計画の見直しはするのか」についてお答えします。

御質問にございますとおり、第4次吉田町総合計画後期基本計画は、3月11日の東日本大震災の発生前に策定されているため、その教訓は反映をされておられません。

東日本大震災における津波の襲来は、長い海岸線を有する当町の津波に関する防御について、あらゆる角度から再検証するとともに、これからの防災対策の事業展開、具体的な施策の実施について見直すべきであることを突きつけております。東日本大震災の惨状をテレビの報道等で目の当たりにした震災後、いち早く行動を起こし、町民の皆様の不安を段階的にも取り除くため、6月定例会で御承認いただきました吉田町一般会計補正予算（第1号）により東京大学地震研究所の辻先生の技術指導のもと、当町独自の津波ハザードマップの作成及び津波避難計画策定事業に着手いたしました。

具体的な防災対策として、住吉小学校屋上への避難を可能とする階段及び屋上へのスペースの設置に加え、全世帯を対象とした同報無線の戸別受信機となる防災行政ラジオの無償配布事業にも着手をいたしました。

これらの取り組みの契機は、ただいま申し上げましたとおり東日本大震災における地震と津波災害を目の当たりにし、20年から30年後に80%の確率で起こると予想される東海地震に対する不安の解消と、今後の地震防災対策として実施しているものでございます。

第4次吉田町総合計画後期基本計画におきましても、第2章の重点化の方向の一つである災害に強く、住民が安心して暮らせる基盤整備に関し、「東海地震に備えた災害対策を強化します」と掲げておりますので、地震防災対策は継続した重要課題ととらえながら、計画づくりを進めていく方向性を強く打ち出しております。

東日本大震災を踏まえ、当町の防災対策に新たに津波対策が加わることにはなりますが、防災対策の基本的な方向性が変わるものではございませんので、第4次吉田町総合計画後期基本計画を見直す必要性はないものと考えております。

今後の地震防災対策につきましては、新たな津波ハザードマップのでき上がりをもって見直し等を行うこととなりますので、事業の優先順位を十分に吟味した上で取捨選択し、具体的な事業につきましても実施計画や予算に反映してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「町の健全な運営として「井戸端会議の設置」、「町づくり機構の立ち上げ」が計画されているが、どのように進めるか」についてお答えします。

議員の御質問にお答えする前に、まず、「町づくり機構の立ち上げ」や「井戸端会議の設置」に思い至った時代の認識について触れ、次いで協働型の町づくりを構想する際に人々が

政治に求めるものが何であるか掘り起こしてまいりたいと思います。

現代は「個人主義」の時代と言われております。個人主義とは、ポジティブにとらえれば社会に順応しつつ、多様なライフスタイルが尊重される生き方でございますが、反面、ネガティブな作用として住民のコミュニケーションを希薄にして、町のぬくもりや活力を失わせる要因となっていることもあながち否定できません。本来、町とはその地域の住民同士がかかわり合い、尊重し合い、共同意識、仲間意識といったものを持ち合い、何とも言えないぬくもりを感じることができるようなところと認識をしております。

町の様相は時代のニーズに合わせて移り変わるものであり、時代のニーズにこたえられる地域はおのずと発展の方向をたどりますが、ニーズに答えられない地域は景気の低迷、少子高齢化などの負の影響をまともに受けることとなります。

このように発展していく町と衰退していく町が顕著にあらわれ始めており、二極化する時代に突入しつつあると受けとめております。言いかえれば、町とは人の生きざまの集合体そのものであり、呼吸し、新陳代謝し、仕事があり、遊びがあり、季節が変われば衣がえをするというように、町自体に順応性が発揮されなければならない、それと同時に発散傾向にある個人主義の矛先を町の活力へとシフトさせていくような備えがあるか否かが、町の発展もしくは衰退の分かれ道になってきております。

そこで、時代のトレンドとして必要になるのが協働型の町づくりの展開となる次第でございます。

しかしながら、一言で「協働」といってしましても、町づくりを簡単にするための呪文ではございません。協働型の町づくりは、かかわる者同士が意識を醸成し、合意形成を図りながら、実現化のためのプロセスを見出し、対等な協力関係のもとで、それぞれの役割と責務を果たしながら進めなければ目的を達成することができないので、煩わしさがつきまといまいます。

しかし、その煩わしさが住民本意あるいは当事者本意の意識を呼び起こし、魂のこもった成果品を生み出していくことになるものと考えております。ここでいう協働の当事者には、町の住民はもちろんのこと、事業者も含まれておりますが、協働型町づくりの初期の段階では、すべての関係者が直接に加わることは不可能であり、初期段階におきましては関係の深い者や意欲のある者に限定された活動となることは仕方がないものと考えなければなりません。

大事なことは、協働型町づくりが段階を追うにつれて、一部の関係者から地域全体の関心事になるように参加の輪を広げていき、お互い連携を意識し、紡ぐことであり、その広がりがある町を育てる原動力になるものと考えております。

次いで、個人主義を奉じる現代人の存在を与件として協働型町づくりを考える際に、現代人が政治に求めるものが何であるのか少し掘り起こしてみたいと思います。そのヒントはヒビングとスイーツ・モースが2002年にあらわした「ステレスデモクラシー、アメリカンズビリーブス アバウト ハウ ガバメント シュッドウ ワーク」、日本語に訳しますと、まだ日本語にも訳されておられませんけれども、秘密の民主主義、アメリカ人が信奉する政府の行動規範にうかがい知ることができます。

彼らが説くところによれば、一般的なアメリカ人は特定のグループの利益を代表する政治家、自己中心的な政治家が政治をすることには大反対であるが、そうかといひまして、自分たちが政治にかかわる、あるいは監視していくことはしたくない。つまり自分たちが見えな

いところで民主主義が守られていることを望み、そこでは政治の膨大な情報——ハード・パワーといいますけれども、膨大な情報が求められているのではなく、国民との連帯感をはぐくみ、信頼のおける政治すなわち連帯をはぐくむ情緒的なソフト・パワーを求めていると結論づけております。

端的に言うならば、国民は政治に情報（レポート）ではなく、共感（ラポート）を求めていることを認識することが、ライフスタイルとして個人主義を奉じる現代人を与件として、協働型の町づくりを考える際の前提であることに思いを致すことが大事ではないかと考えております。

さて、前置きが長くなりましたが、議員の御質問にあります「井戸端会議の設置」や「町づくり機構の立ち上げ」は、この協働型の町づくりのツールとして考えたものの一部でございます。

まず、「井戸端会議の設置」でございますが、地方分権や地域主権のかけ声は、それぞれの地域は地域に住み、地域で生活を営む住民が「暮らしやすさ」、「過ごしやすさ」などといった生活に直結した指標を満たす町づくりを行うことを促すものであり、住民が地域を知り、責任を持って町づくりを担い、地域社会の運営に当たることが町づくりの要件となります。

つまり、これからの町づくりにおきましては、地域社会の生活の側面が前面に出ることになりまして、生活者としての意味合いを色濃く担う女性の視点で地域を眺めた意見を町づくりに取り込むことが不可欠な要件になるものとする次第です。

そこで、女性から見た生活目線での町づくりに対する御意見をいただく場として、井戸端会議と称するものを設置したいと考えた次第でございます。こうした考えから、本年5月末に女性団体連絡協議会に対して、井戸端会議の構想を披歴いたしました。その後いまだ具体的な働きかけは行っておりません。

今後、自治会を核として各所に働きかけながら御意見を承って井戸端会議の構想を具体化し、開催の運びに持ってまいりたいと考えております。

続きまして、「町づくり機構」でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、第4次吉田町総合計画後期基本計画での「これまでの行政主導の町づくりから住民目線の町づくりへの転換を図ります」とした重点化の方向に対する取り組みでございます。

この「町づくり機構」につきましては、現代という時代の認識と現代人の政治に寄せる思いといった導入部分の考察にとどまっているというのが現状でございます。いまだ構想の具体化には着手をしておりません。

議員におかれましては、いま少しの時間の御猶予をお許しくくださるようお願い申し上げる次第でございます。

次に、3点目の「自治基本条例の制定のスケジュールはどのようにするか」についてお答えします。

自治基本条例につきましては、一般的に住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例で、「自治体の憲法」とも言われております。

これまで制定されている条例の多くは、住民自治の充実、強化といった観点から、住民の権利、責務や行政の役割、責務を規定し、また情報を共有、情報公開や行政の説明責任等について定めるとともに、住民参加の手法としての住民投票等につきまして、その根拠や手続

等も定められております。

地方分権改革を一つの契機として、地方公共団体の運営全般にわたる基本理念や基本原則等を明らかにする自治基本条例の制定の動きは活発になってきておりますが、自治基本条例にどのような内容を盛り込むかは、それぞれの地方公共団体の町づくりに対する考え方により異なってまいります。

私は、一般的な形式をとる自治基本条例を否定するつもりはございませんが、当町の自治基本条例につきましては、形式を整えることには終始せず、首長の恣意的な行政運営に歯どめをかけ、実効性ある内容を盛り込むことに主眼をおきたいと考えております。

きょう、全国各地の地方公共団体において制定されている自治基本条例をかいま見ますと、その多くは理想的、道徳的な条項が並び、独創性の乏しい画一的なものであると感じておりますが、当町の自治基本条例につきましては、町が運営する上で必ず遵守しなければならない必須の条項を前面に打ち出したものにしたと強い思いを抱いております。こうした実効性のある条例につきましては、かなり奥深い議論を交わす必要がございますので、私のマニフェストでは自治基本条例の制定時期を平成25年としておりますが、住民の皆様のコンセンサスを得ることができたときが、自治基本条例を制定するタイミングであろうと受けとめております。

以上、自治基本条例の制定に向けて、住民の皆様の理解とコンセンサスを図りつつ、議員の皆様方とも十分吟味できる期間を設け、着実に歩みを進めてまいり所存でございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、再質問をします。

町長の姿勢というか、この間3.11を6月議会の所信表明、それからこの9月議会の行政報告でも明らかだし、毎月の「広報よしだ」にもときどき今度の震災のことについては町長の思い、考え、よく読めばわかるし、私も結構共感するところがあります。

町長がそういうふうを書く以上に、やっぱり町民はもっと心配していると思います。海に近い人たちは本当にノイローゼになるぐらい、原発の問題、それから津波のことを考えれば考えるほどノイローゼになりそうだよという人も私、聞きました。そういう意味では、本当にこれは最重要課題でありますので、ここはぜひ今、後期基本計画の基本的なあれは変わらないよということですのでわかりました。

ただ、そうなるとお聞きしたいことは財源だと思うんですよ、私。町長がこの間言っていることを、後期基本計画をそのまま進めていきたいと思います上になんか新たな重要課題がかかってきたときに、財源はどうするんでしょうかというところがまず心配になるんですけども、そこはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃることは、まさに住民の皆様が常日ごろ、とりわけ沿岸に近い方々が思っていることを議員がお話していただけたらと思っておりますけども、本当のことを申し上げますと、3月11日の東日本大震災がなければ、この町は、と申し上げるのは、三星の土地も売れて10億円近いお金も入って、豊かな安定期に入って、答弁の中でお話申し上げているように、町づくり機構であるとか、それから井戸端会議であるとか、そ

ういうふうな自治基本条例であるとか、ゆったりとした中において、いよいよ第3期の中でその実現を図っていくというふうに思ったことなんですけれども、東日本大震災の大津波は、そんなものは全部吹っ飛ばしてしましまして、ある意味においてはこの町はもっとつらい立場に追い込まれたと、こんなふうに思っています。

とりわけ、それはどういうことかといいますと、この町の豊かさというものは、企業とそれから当然立地がありますけれども、それに基づいていろいろなところからいろいろな方々がこの町に入ってきて勢いのある町であったわけでございますけれども、この町に進出している企業が、極端なことを申し上げますと、津波防災町づくりというものが具体的な形でスイサイ防御ができませんと、今後撤退する可能性すらも出てくるというわけで、まさに肝心かなめのことは、我が町の安全というものを究極的にどこかで保障すると、それが津波防災町づくりのスイサイ防御の防潮堤の問題です。

こういうことを考えると、確かに莫大なお金がかかるわけでございますけれども、しかしながら、当然海岸につきましましては、防潮堤につきましましては、直轄海岸でございますから、吉田町がどうのこうのできる余地はございません。基本的には国にお願いするという形になります。

それから、津波避難タワーの問題につきましても、お金のかかる問題でもありますし、また国が第3次補正、また平成24年度の予算につきましましてどのような形で東海地震に対する対策を打ち出すか、その辺を見ながらやはり動いていかなければならないと思っています。

そういうことを考えますと、第4次総合計画後期基本計画に記載しました重点項目につきましましては、今後原則として着実に進めてまいりたいと思っています。

当然、財政の問題もつきまといますけれども、財政の問題はその当時、その当時の状況を勘案しながら無理のない形で進めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） その財源については、そういう形で町の負担がなるべく少なくというか、どうしてもやらなければならないなら私は借金してもやるべきことはやってもいいのかなと思う部分もあるんですけれども、町長の言う住民の命と財産を守るということでいけば、その額にもよりますけれども、何十億円というのは困りますけれども、その辺はちょっと検討する必要があると思うんですけれども、ただ、沿岸、海に近い人たちはやっぱり逃げ場が至急欲しいよと。現に、幾つかの自治体ではそういう計画も進んでいるところもあるわけですから、その辺はやっぱりそうはいつでも、町長、11月20日でしたか、その津波ハザードマップを見てからというようなことも言っていらっしゃるものですから、そこは私はそれはそれとして、計画は持っていたきたいと私は思います。

ちょっと今の話ですと、そういうことで緊急な課題についてはそういう考え方はわかりましたので、ただ、この後期計画は特に見直す必要はないというような御判断なようですので、私、この中のことについて二つだけちょっと基本的な考え方を、見直さないというんであれば聞きたいと思っております。

一つは、この中で、町長のこっちの後期計画の中で医療のことについて基本的なことが書かれています。これは、地域医療、それから2次救急医療ということになると思うんですけれども、これは基幹病院ということが榛原総合病院ということでもいいと思うんですけれども、昨年8月に町づくりに関する住民意識調査というのをとられていまして、榛原病院のこと



は相当書かれています。皆さん心配しております。そこのところについては徳洲会が指定管理でやっているわけですが、そうはいっても、私、ふだんの医療体制がきちりしていなければ、災害が起きたときにはとても間に合わないとか、対応できないのではないかなと思うものですから、やはりふだんの医療体制を充実させるということが必要だと私は思います。そこでお聞きします。

この榛原病院の現状というか、今総合病院として休診科も多いし、そういう面では去年のアンケートをとったときとそんなに変わっていないと思うんですけれども、そこら辺についての今の認識というか、今後の考え方をちょっと基本的なところだけを聞いておきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 榛原病院の問題については徳洲会のほうで一生懸命頑張ってくれておるんですけれども、牧之原の西原市長も私も時間があれば、あちこち飛んで、医者さんとか、看護師さんの確保に努力しております。

何か先日、西原市長は内科医を1名ゲットと言っておりますけれども、私もいい話は聞いておるんですけれども、なかなか時間がないものですから飛んでいけないんですけれども、何とか医師の確保に向けて努力してまいりたいと、こんなふうに思っています。

だから、議員が言うように、急激にというのは非常に語弊がございますけれども、昔のいわば榛原病院が崩壊する前のいわばかなり医療スタッフが整備されていたころに戻るには、いましばらくの時間がかかると思いますので、当然西原市長と力を合わせて、やはり病院の医師の確保とか、それから看護師さんの確保とか、それについて努力してまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 指定管理になったときは医者数は25人いたと思うんですけれども、今大分減って、今1人増えたというような話ですけれども、それでも17、18人だと思うんですけれども、やはり徳洲会に強力に働きかけていただきたいと思っています。

それからもう一つ、町長の選挙のときの公約の中で、教育環境の整備というところにはあるんですけども、入っていないものでちょっとお聞きします。基本的な考え方を。

というのは、この後期計画の中でも79ページに、これ具体的に言うと中央小の改築のことです。これが後期計画の中で、これがそうなのかなと思うあれなんですけれども、実施計画も入っていないし、後期基本に入っているのか、入っていないのかわからないんですけども、私、この中央小の改築については、もう土地も確保できているし、だれかも一般質問していますけれども、はっきりした方向がなかなか出てこない。今、こういう時期で中央小も避難所になるわけだから、きちり改修をして、屋上もちゃんと逃げられるようなものにするとかということでは、やっぱり計画は持っていただきたいと思うんです。持っているとは思いますが、それを発表していただきたいと思うんですけれども。

そういう意味で、中央小の改築のことがここに入っていないけれども、その辺はどういう計画になっておられますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの中央小学校の改築の計画ということでございますが、直接的に中央小学校の改築というものは総合計画後期基本計画の中にも出てまいりません。

また、実施計画の中にも25年度までの中には出てこない、こういうことには現状では計画が25年度までの中では達成できないだろうということを考えております。

それで、26年度以降の事業計画の中にはそれを盛り込んだ形で計画をつくっておりますが、実施計画、公表をしておりますのは3年間に限っておりますので、まだ公表段階には至っていないと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 具体的になっていないから5年間はちょっと無理なのかなというのはわかりますけれども、私、ここ一つ言いたいのは、小・中学校の建設基金という基金がありますよね。あれがそんなに増えていませんよね。1億8,000万円か9,000万円しか今ない。やはりこれはもっと基金は積んでおくべきではないかなと私は思うんですけども、相当な建てかえには総予算がかかると思うので、そこは貯金でするので大変だとは思いますが、やっぱりそこら辺は相当しておかないと、いざというときに借金が相当かさんでしまうのかなと思うんですけども、その計画、基金の積み立ての計画なんかは考えていらっしゃいますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいま基金を積まないのかということでございますが、この中央小学校、学校の建築につきましては非常に今起債事業というのがかなり充当率が余りよくなってきてまして、それで起債事業、適債事業を見出すのも難しい中で、この学校建設というのは非常に手厚く起債措置を行っている事業の一つでございます。

それで、当町におきましては、今元金償還、22年度の借入れ実績で判断していきますと、今起債残高が徐々に24年からはかなり極端に減ってまいります。それで、27年度ぐらいまでになりますと、借入れ元金そのまま借りないと48億円程度まで、普通会計ベースでいきますとその残高というのはかなり減ってくるというような状況になってまいります。このところずっと借入れを抑制してまいりましたので、そうした効果がどんどんあらわれておりますので。

借金がゼロというのは、これは望ましいわけですが、ただ従来からどこもこうした考えは変わらないと思いますが、資産として残る投資的なものに使われる借金については、ちゃんと資産が形成されますので、そうした意味である程度借入れを起ししながら資産形成を図って基盤整備を行っていくということは、かえって町づくりにとっては有効な手段だというふうに考えておりますので、こうした起債残高とか、それから税収、そうしたところと見比べながら全体の中で財源の確保というのを検討してまいりたいというふうに思っております。ここで今、基金積み立てについては財政調整基金を優先させようということで取り組んでおりますので、それを目的基金の建設基金に積み立てるということになりますと財調を減らしてそちらへ回すということで、弾力性としてはかえって損なわれてくるということになりますので、今の財政状況では難しいかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） その辺の財政運営はうまくやっていただきたいと思います。

それでは、井戸端会議と町づくり機構の答えについて。

ちょっと井戸端会議とあって、女性の意見を聞く機会をというような話だったと思うんですけれども、町長、平成15年でしたか、当選した後、いろいろそういう町民の声を聞くツールというか、そういうのありましたよね。その辺の実情というか、どこでも訪問しますDAYでしたか、そういうのもやられたと思うんですけれども、その辺の最近の実績というか、その辺は回数とか、そういうのはどのようになっていますか、今。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 平成22年度におけます、町長のどこでも訪問しますDAYの実績につきましては、昨年度1回という格好になっています。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） どこでも訪問しますDAYは、昨年度の1件、ことしも1件で寂しいとは思っておりますけれども、私の場合は、基本的に私の部屋が1階にございますので、いろいろな方が直にどんどん入ってまいりますし、町民の方からいろいろなことについて話したいとか、聞きたいということがあれば、許す限りにおいてはそういうふうな方々ともいつも会っておりますので、住民の方々の話については耳を傾けているつもりでございます。

ほかの場合もいろいろな人が集まるような場合はしょっちゅう行っておりますので、そういうところでもいろいろな話ができておりますので、私は基本的には住民の皆さんの御意見については承っております、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） いろいろ町民の意見なり、要望を聞く機会はぜひたくさん持っていたきたいと思います。

これ、井戸端会議というのは、何か女性の声を聞くような場みたいのところだと思うんですけれども、男性の意見を聞くようなことは考えていないですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 女性はうちの町のいろいろな施策で女性を非常に重視するというんですかね、てことして使うという言い方は正しいかどうかちょっとわかりませんが、例えばがんの検診率も女性対象に50%という一応目標を掲げて、女性に手厚い形でのがん検診の財源も振り向けておりますけれども、これは基本的に女性が群れるという性格があるものですから、女性の場合はまたそれを口コミで話をしてくれるという面があるものですから、まずそちらのほうで初期的にはかかっていたいと、そんなように思っているんです。

この井戸端会議も、基本的には女性の皆さんは、結構ある程度の興味あることについては群れてくるという性格がありますので、女性の皆さんのそういう性格とあわせて、今後の地方主権になっていけば、基本的には自分たちの身近な問題は自分たちの町でやっていくというのが基本軸になってまいりますので、その場合はやはり生活という面が非常に表に出てまいりますので、女性という団体を通じてやられることがございますけれども、男性の場合はなかなかそういうのが非常に難しいところがございます。ただ、男性の場合、皆さん集まってくれませんかというとなかなか難しいところがあるんですけれども、それはそれでいろいろな会合もございますし、また場合によっては席にも出てまいりますので、特に男性という場を設けなくても、いろいろな形での場はあると思いますので、そちらの方向で現在の時点においては事は足りていると思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひこれは、町長23年度の中でやりたいというふうに書いてあるんで、もう一つの町づくり機構も23年度にということ、先ほど御猶予をというようにちょっと話がありましたけれども、これがどこまで猶予というのかわかりませんが、ただ井戸端会議というのは何となくイメージがあるんですけれども、町づくり機構というのがちょっとこれがよく、先ほどお話しただいたけれども、このイメージが町民がどこまでわかるのかなというのがちょっとわかりにくいと思うんですけれども、何か例があって言っていらっしゃるんですかね、これは。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 確かに先ほどお話ししたように、3月11日の大津波さえなければ、今本当に三星も売れて、お金も10億円ぐらい入ってきて、本当に町づくりがゆっくりと町民を巻き込んだ形でスタートは切れたと思うんですけれども、今私の頭の中のかなりの部分は津波防災町づくりのほうにもうかかり切りになっておりまして、そういうようなところでなかなかこれについて着手するところがないと。ただ、イントロ部分でこういうような形で構想は進めておりますので、そんなに遠くない日にスタートはできると思っておりますけれども、23年度という時間についてはちょっと先送りになるのかもしれないけれども、それについては御理解賜りたいと。

何か一つのイメージとか、そういう類似だったりとかありますかというのですけれども、余りございません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） これ、協働とかという町と町民の協働というようにお話のようですので、じっくり時間をかけて進めてもよろしいのかと思います。

最後に、自治基本条例の制定のスケジュールというのも、これは25年ということで書かれていますけれども、先ほどの町づくり機構ともちょっとかかわるんですけれども、意識調査、企画がとった、この中の最後のところに、これ相当率直な意見が具体的に書かれています。ただ、名前がないもんですから好きなこと書けるというのあると思うんですけれども、この中に、住民の方で、住んでいてアイデアが浮かぶことがあるがどこに言えばよいかわからない。町づくりに参加したいがその方法がわからない。気軽に発言できる場を設けてほしいとかという率直な御意見を持っていらっしゃる方がいるわけで、やっぱり私はそういう気持ちがある人はいると思うんですけども、どうしたらいいかわからない、システムがうまくできていないのかもしれないし、ちょっとどうすればいいか私もわかりませんが、そういう自治基本条例とかという、そういうシステムをつくろうというような意味合いもあるということでもいいんでしょうかね。自治基本条例というのは、自治体の憲法とか言っていますけれども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 自治基本条例と直接的な関連は余り考えておりませんが、今議員がおっしゃられた自分の意見を持っているけれどもどこへ行ったらいいかな。いわゆる町づくりの一番難しい問題は、これは議員さんもそうですし、私もそうでございますけれども、基本的に町づくりに関して自分なりの考えを持っています。また、単純な話、昔藤田議員なんかその一員だったGOGO委員会、あの委員というのは一つには自分の意見を持っている人々が集まるわけですね。そういう意見を持っている人は、いろいろなことに意見を言う

わけですね。それでもって町づくりを進めてもいいのかということ、どうもそうではないと。

というのは、不特定多数、サイレントマジョリティーというのが、やはりこの辺が一番重要な部分でございまして、基本的に私がこれまでずっとやってきたのは、基本的にはサイレントマジョリティーを対象にした政策というものをやってきているわけで、このサイレントマジョリティーの方々をどういう形でいわば町づくりの中に引きずり込んでいけばいいのか、どのような形であればサイレントマジョリティーの方々が中に入ってこられるのかというのが最大の問題なんですけれども、その部分がなかなかうまくいかない。

単純な話、アンケート調査なんかも一つの例でございませうね。そういうようなことをしながらもやっぱりやっていかなければならないと思うんですけれども、ある団体とか何とかと、それぞれの団体というのは目的があって、その目的に賛同する方々が集まると。そういうふうな団体も大事ですけれども、実はどこの団体にも属さないけれども、普通に生活しているんだけれども、町の中にはいろいろ意見を物申したいような人々もいると。全く全然政治は興味ないよという人もいますけれども、やはり基本的には町政というものが、政治というのはやはりどなたにも関係する部分でございませうから、そういうサイレントマジョリティーの方々の意識をいかに醸成していくかということに最大のポイントを置きながら町づくり機構というものをつくってまいりたいと思っています。そのシステムが非常に難しいというわけで御理解賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先ほど初めの説明で住民自治というようなことを言われましたけど、本当にこれは原点というか、基本的なことだと思うんですけれども、その上で自治体の憲法である自治基本条例の制定を目指すということなんですけれども、町民から町、議会も入ると思うんですけれども、そここのところ町というとなんとなく町長というような形になってしまうわけだから、本来行政ですよね。私、この自治基本条例の制定というところのポイントというか、かぎというか、ちょっと職員が大きな要素があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺町長はどう考えますか、職員は。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 自治基本条例の制定過程に職員がというんですけれども、職員ってどういう意味なのかちょっとわからないですけれども、意味がわかるようにちょっと説明してください。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 町民から見れば、役場の職員というのがやっぱり町というか行政の直接の担当者だと思うんですけれども、町を本当によくしたいというか、それはみんな一緒だと思うんですけれども、私、職員の役割というか、職員がやっぱり町民とよく接触して、町民の要望をよく聞いてくるとか、それからそれをつかんでいるとか、日々やっていらっしゃるんですよね、サービスを。職員の働きというのはすごく大切だと思うので、やる気というか、そここのところが町長が幾ら号令かけても職員のほうで、それこそ検証したりいろいろしているわけですから、そこが私は大事じゃないかなという意味で言っているつもりなんですけれども、伝わらないですかね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には、自治基本条例の制定に職員がどのような形で関与かとい

うんでしょうけれども、基本的には当初のいわば出発段階においては基本的には職員は関与いたしません。一番大事なのは、私、答弁の中でもお話ししましたけれども、ほかの町もいろいろ自治基本条例をつくっているんですけれども、私の見た限りでいうと、大体美辞麗句が並んでいるというのが私の感想でございまして、実効性、いわば首長の裁量を縛ると。はっきり言って、首長は恣意的な行政運営を縛るというふうなところにやはりこれ大事なことじゃないかと、そういうふうな実効性あるものをつくってまいりたいと思っておりますので、職員がその中に直に入ってくるというようなことは今のところは考えておりませんし、それについてはちゃんとした骨子がまとまった段階で当然職員の方々にも参加してもらいますし、また法曹関係者にも入ってもらいますし、場合によっては住民の方の御意見を伺う場合もあるということでございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、25年度中には制定させたいということは変わってないですね。そういうつもりですね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には変わっておりません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そうすると、もう23年度も半分来ましたが、あと2年半ですね。その間に進めていくということだと思うんですけれども、ぜひ町民というか、パブリックコメント、牧之原もやりましたけれども、そこは十分にやっていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 確かにほかの町も住民の皆さんの御意見を当然伺っておりますけれども、一般的に、先ほど申し上げたことなんですけれども、ほかの町の自治基本条例は非常に美辞麗句で、非常に道徳的なところであって、首長の恣意的な行政運営の歯どめというのはほとんどかかっていないというのが私の実感でございますので、首長の恣意的な行政運営ができないような、そういうふうな実効性のあるものを自治基本条例として町民の皆さんとの合意の上につくりたいと。

住民の皆さんも基本的には首長の恣意的な行政運営をしてはもらいたくないというのが基本的には住民の皆さんのおそらく大多数の御意見だと思いますので、その辺を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

単純な話、首長の恣意的な行政運営でもって、今までたくさんあったんじゃないですか。そのことについての議会の皆さんもチェックされましたか。難しいんですよ、はっきり申し上げて。だからこそ自治基本条例という形で、首長の恣意的な行政運営をできないような仕組みをつくっていくと。それが結果として町民の利益につながるというわけですから、そういうふうな趣旨だ考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この条例案、できれば議会できちっと審議というか、議論することになると思うので、議会がやっぱりそこは決めるということになると思うので。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それはもちろん最終的には議会の皆さんの議決を仰がなければならないです。議会の皆さんは議会の基本条例つくるときに、うちには全くお話もございませぬし、

だからといって別に議会の皆さんにお話ししないという意味ではなくて、当然事例的なポイント、ポイントでは詳しく御説明申し上げたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 条例案が、過程でもそうです、最終的には議会が議決することですので、しっかり審議したいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議会の皆さんがつくっておられる議会基本条例でございますけれども、これ自治基本条例との整合性の問題は当然のことながら議会の皆さんも考えていただかなければならないですけれども、議会基本条例というのは吉田町の議会基本条例なのか、吉田町議会の基本条例なのか、非常に思いが伝わってこないものですから、その辺も今おっしゃられたように、吉田町の議会基本条例なのか、吉田町議会の基本条例なのかというのは、端的に申し上げますと、本来は議会基本条例というのは議事の問題を扱うべきものだと思うんですよね。その議事の問題というのはほとんど出てまいりませんので、要件の問題ですよ、そういうのがまた出てまいりますので、その辺はまたいろいろ教えていただかなければならないですけれども、議会の皆様にはこの議会基本条例と自治基本条例がつくった議会基本助例というものは、自治基本条例とどのような整合性をもっておつくりになられるのか、またその辺についても御意見を賜ればうれしく思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、議会基本条例のほうは議会で議論しているところですので、これはこれでそういう機会があればお話しすると思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） ちゃんと本題を。関連質問じゃなくて。

○7番（佐藤正司君） これ、僕のほうからしているんじゃない、向こうからしているんです。

○議長（八木 栄君） 佐藤さんが、自治基本条例に関してやっているもので、それに関する質問、答弁という形にしてもらわないと、横道に外れてしまって、関連することになっていきますから。

○7番（佐藤正司君） 私は、自治基本条例についてはさっき最後に言ったつもりなんですけれども、議会でしっかり審議させていただきますというところで終わります。

終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時48分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 4番、平野 積でございます。本日は、乳幼児及び小・中学生の医療費補助について質問いたします。

今回の一般質問の目的は、乳幼児医療補助制度と小・中学生医療補助制度の違いの要因を明確にして、今後の施策に関するお考えを問うということ、及び重要な町の施策を決定するときの町の姿勢をかいま見たいという思いでございます。では、質問を始めます。

吉田町は、平成16年から県の医療補助よりも進んだ未就学児の医療補助制度を設け、その後年々改善いたしてまいりまして、平成19年からはその対象を小学生に拡大、児童医療補助制度といたしました。続いて、平成20年からは、実施している自治体が全自治体の30%以下でもある中学生まで医療保障を拡大し、乳幼児を対象とする乳幼児医療補助制度及び小・中学生を対象とする小・中学生医療補助制度を設けました。私自身、この制度は近隣市町よりも進んだ町民福祉に大きく貢献する制度であると評価しております。

この吉田町乳幼児医療補助要綱には、目的として、この要綱は乳幼児の疾病につき適切な療養を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療に要する医療費の補助を行い、乳幼児の健全な育成に寄与することを目的とするとあります。

また、吉田町小・中学生医療補助要綱にも目的として、この要綱は小・中学生の疾病につき適切な療養を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療に要する通院に係る医療費及び入院にかかわる医療費の補助を行い、小・中学生の健全な育成に寄与することを目的とするとあります。

若干の文言の差はございますが、基本的に同じ趣旨だというふうに考えております。

このような先進的な施策であります。私自身さらなる町民貢献を望む声というものを聞いておりますので、以下に質問させていただきます。

1として、小・中学生までの医療費補助を検討する際に当たりまして、さまざまな検証を行った後、決断されたというふうに考えておりますけれども、その決定するときの理由、根拠をデータを示しながら御教示いただければというふうに考えております。

2番目といたしましては、乳幼児は受給者証を呈示して、医療機関で支払いをすることなく現物給付方式であります。それに対して小学生は、医療機関において一度自己負担分を支払った後、町に月単位で負担分を請求する償還払い方式を用いております。なぜ同じ目的であるにもかかわらず、異なる方式システムを採用されたのでしょうかということ、今まででも一般質問とかいろいろな場で、質問とかありますが、それをちょっと読んでおりますと、基本的には定性的な説明しかございませんので、できれば定量的に説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「乳幼児及び小・中学生の医療費補助に関して」の1点目の「小・中



学生までの医療補助の導入を決断された理由をデータに基づき御教示ください」についてお答えします。

当町では、少子化対策の一環として、安心して子供を産み、健やかに育てる環境の整備に努めているところでございますが、その施策の一つとして、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子供の疾病の早期治療を促すため、乳幼児及び小・中学生の医療費の補助を行っているところでございます。

当町の医療費補助制度につきましては、昭和48年度に「乳幼児長期疾患医療費補助制度」として発足し、幾多の変遷を経て現在に至っております。制度発足当時は、県の補助制度に追従する形で所得階層別給付を設けた償還払い方式で、補助対象は未就学児の入院と養育医療費のみでございましたが、その後県の補助内容の改正に合わせ、所得階層別給付や対象年齢等の改正を重ね、徐々に適用範囲の拡大を図ってまいりました。

補助制度の改正の経緯を見ますと、平成9年度には入院日数の制限を1歳以上から3歳以上に拡大するとともに、あわせて所得階層別給付を廃止、1日当たりの定額自己負担を導入いたしました。

平成10年度には県の制度改正にあわせ、給付方法を償還払い方式から現物給付方式に変更し、国保連合会を介しての事務処理になりました。これにより当町における事務の簡素化が図られ、他方受給者証の発行により利用者の利便性も向上いたしました。

平成11年度には通院の補助対象年齢を1歳未満から3歳未満に、平成13年度には3歳未満から4歳未満に拡大いたしました。平成16年度には入院日数の制限を撤廃するとともに、補助対象年齢を4歳未満とする県の補助制度に対し、当町では補助対象年齢を就学前まで広げ、4歳から就学前までの子供の医療費については当町が単独で補助する取り組みを開始いたしました。

その後は県の補助内容に追従することなく、町単独事業の範囲をさらに拡大し、平成18年度には定額自己負担額及び入院時食事療養費標準負担額に対する補助を追加し、乳幼児医療費の無料化を実現いたしました。

また、平成19年度にはさらなる子供の疾病予防と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、補助対象年齢を小学校6年生までに拡大いたしました。さらに、翌20年度には補助対象年齢を中学校3年生までに拡大し、町単独事業としての「小・中学生医療費補助制度」を立ち上げました。

このように当町が子供の医療費助成の拡大に取り組んでまいりました背景には、急速な少子化の進展がございます。

国は、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備するため、母子保健医療体制の充実や経済的負担の軽減等、施策の基本理念を示しました。

当町におきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減することが子育て家庭の定着と流入を促進し、出生数の増加等が期待できるものと判断し、小・中学生医療費補助制度を開始することといたしました。

平成14年度に302人でありました出生数は平成17年度には260人に減少いたしました。平成18年度以降回復し、300人を下回ることなく横ばいで推移し、平成21年度は312人となって

おります。出生率で見ますと1.6%で、全国平均の1.37%を大きく上回っております。

また、平成17年の国勢調査では、当町の年少人口は4,532人で、人口全体で15.8%を占めておりますが、平成17年の国勢調査に基づく市区町村別将来推計人口では、人口全体に占める割合は12.6%に下落すると推定されております。12.6%を全国市区町村別将来推計人口から出しますと3,686人となると推定されております。

しかしながら、住民基本台帳によりますと、平成23年9月1日現在の当町の年少人口は、男性2,338人、女性2,215人の合計4,553人となっており、平成17年の国勢調査による4,530人を上回っておりますので、中学3年生までの広い補助制度は子育て支援対策の効果であると受けとめております。

このような経緯で導入され、実施してまいりました小・中学生までの医療費補助制度ですが、この制度により少子化に歯どめをかけ、当町の人口増加を図ることにより町の財政力を高め、だれもが安心して生活できる環境整備につながっていくものと確信しております。

次に、2点目の「乳幼児は受給者証提示で医療機関での支払いはなし。それに対して、小・中学生は医療機関において一度個人負担分を支払った後、町に対して月単位でその負担分を請求しています。なぜこのようなシステムを採用したのでしょうか。定性的説明ではなく定量的説明をお願いいたします」についてお答えします。

県の補助制度に基づいてスタートしました乳幼児医療費補助制度につきましては、県が実施する施策であるがゆえに、県内統一した形で現物給付方式を取り入れることができたという経緯がございます。

小・中学生医療費補助制度を立ち上げるに当たりまして、所要経費や県内市町の実施状況、関係機関の体制等を調査し、それらに基づいて補助対象年齢や自己負担額、給付方法等、対象者が適宜適切な医療を公平に受けられる制度を検討し、町内関係部署との調整を図ってまいりました。

所要経費につきましては、国保診療費の実績及び補助対象人数に基づいて医療費自己負担分を試算し、乳幼児医療費補助制度と同様に医療費自己負担分の全額補助による事業実施の可能性を検討いたしました。

平成19年度の医療費自己負担分の試算額は約3,000万円、そのほかに現物給付方式とした場合の国保連合会への事務手数料を試算し、町の財政状況や他の事業との整合性等を照らし合わせて、事業実施の可能性を模索いたしました。

当時も現在も同様、町の財政状況は厳しいものでございましたが、事業の重要性を重視し、平成19年度には小学校6年生までの医療費自己負担分及び入院時食事療養費標準負担分の全額補助をスタートさせることといたしました。

平成20年度につきましても同様に試算を行い、補助対象年齢を中学校3年生までに拡大いたしました。同時に、申請方法や給付方法等につきましても関係機関等の意見を伺いながら検討を進めてまいりました。

補助対象年齢が小・中学生まで拡大することを検討する際に最も問題となりましたのが給付方法の選択でございました。既に実施をしておりました乳幼児医療費補助制度では受給者証発行による現物給付方式を採用していたことから同様の方式による給付が可能かを検討いたしました。その結果、町といたしましては現物給付方式ではなく償還払い方式を採用することが望ましいとの判断に至りました。

その理由の一つ目はシステム上の問題でございます。乳幼児医療費補助制度は県の補助制度に基づいていることから、県主導で国保連合会や医師会等の関係機関と協議を行い、医療費の自己負担分についての事務処理は、国保連合会を通して各市町へ請求されるシステムが構築されておりました。これにより各市町は平成10年度から受給者証発行による現物給付方式を採用することができました。

この方式は、利用者の利便性の向上と各市町における事務の簡素化につながるものと認識をしております。そのため、小・中学生医療費補助制度におきましても現物給付方式での取り組みを検討いたしました。現物給付方式を取り入れるためには、それまで使用してまいりました国保連合会のシステムを変更しなければならず、国保連合会との調整が必要となりました。しかし、システム変更には多額の費用を要することや、当時県内で小学校1年生以上を対象に医療費を補助している市町が少なかったことなどの理由で、国保連合会の協力が得られず、システムを変更することはできないとの結論に至りました。

国保連合会を通さずに現物給付方式による給付を行うためには、各医療機関から町に医療費の自己負担分を直接請求してもらわなければなりません。各医療機関の事務量の増加につながることから、医療機関との協議は整わず、現物給付方式を取り入れることは困難な状況となりました。

二つ目の理由といたしましては、現物給付方式にしますと、利用者の利便性が図られる反面、親の不安から軽度な症状でも安易に医療機関での受診をする方が増え、適正受診が妨げられることを危惧したことでございます。

実際に、乳幼児医療費補助制度における給付方式を現物給付方式に変えた平成17年度は、前年度よりも通院の給付件数が3,171件、11.1%増加し、翌18年度は自己負担額の全額補助を開始したこともありまして、前年度よりも2,866件、9.1%増加をしております。この数字は1日に同じ症状で異なる医療機関を何回も受診する親が目立ったとの町内の小児科医の指摘を裏打ちするもので、現物給付方式の問題点が顕在化してきております。特に子供の場合は大人に比べて、夜間や休日の受診頻度が増えますが、その中には昼間や平日の受診でも対応可能な場合や、電話相談での対応により受診する必要がなくなる場合も少なくないと言われております。

他方全国的な医師不足を受け、当町でも榛原総合病院の小児科や夜間救急センターの医師が不足し、速やかに医療が必要な救急患者の受け入れ体制が不十分であるといった問題を抱えておりました。また、平成18年度には深刻な医師不足や医療費の増加等の問題に対応するため、国は安心・信頼の医療の確保を目的とした医療制度の改革に着手いたしました。

これを受け、医療機関の機能分担や質の高い医療の提供、疾病予防の強化等を図るための施策が全国規模で展開されるようになりました。

これらの状況を踏まえ、当町におきましても町民に適切な医療機関受診を促し、必要な方が速やかに質の高い医療を受けることができる環境を整えることが求められておりました。そのためにも、この補助制度における給付方式を現物給付方式にすることにより、利用者の利便性の向上を図ることは、自宅での対応が可能な軽症者の受診増加と速やかに治療を開始しなければならない患者の治療が妨げられることに加え、受診者の増加により医師が疲弊し、地域の医師不足を助長し、地域の医療体制の崩壊が懸念されると判断をいたしました。

以上のことから償還払い方式を採用することにより、安易な受診の抑制を図り、適宜適切

な医療を受けられる環境を整えることが重要であるとの結論に至りました。

三つ目の理由といたしましては、町税滞納者に対しても同様の補助を行うことは、納税者との公平性が保たれないと判断したことでございます。

小・中学生医療費補助制度は、子供の疾病の早期治療を促し、子供の健全育成を図るものですが、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的としていることから、補助対象者は小・中学生を看護している者としております。そのため補助を受ける者が町税を滞納している場合の対応について議論がなされました。

本事業は、乳幼児医療費補助制度と異なり、県の補助を受けない町単独事業でございまして、町税収入を主体とした一般会計の歳入を財源としております。したがって、この補助制度の補助対象者に町税滞納者を含めることは納税者との公平性を欠くと判断し、町税滞納者を補助対象から除くことといたしました。

町税滞納者を除くためには給付する前に利用者の納税状況を確認しなければならないため、現物給付方式では事務処理上の問題が生じることから、償還払い方式をとらざるを得ませんでした。

以上のように国保連合会のシステム変更が困難であったこと、医療機関への適正受診が妨げられるおそれがあったこと、町税滞納者と納税者との公平性を確保することの三つの理由から利用者の負担を増加するというデメリットが生じるものの、償還払い方式とせざるを得ないとの結論に至りました。

また、償還払い方式にしたほうが円滑な地域医療の推進が図られると判断いたしました。償還払い方式を採用するに当たりましては、利用者の負担を少しでも軽減できるよう、医療費補助の申請可能期間を受診日から1年間とし、複数カ月分をまとめて申請できるようにいたしました。また、制度の周知不足を防ぐため、毎年町内の小・中学生が通っている学校を通して各家庭に制度の案内通知を配布するとともに、「広報よしだ」や町ホームページへの掲載を行うことにより、制度の周知徹底に努めているところでございます。

さらに、利用者の利便性を図るため、本制度開始当初から保健センターと役場の2カ所で医療費補助の申請を受け付け、日曜開庁での受け付けも行っております。町税滞納者に対しましては、滞納分の納付を確認した時点で改めて医療費補助の申請ができることを説明し、町税納付をお願いしていくことにより、納付後速やかに給付が行えるように事務処理を進めております。

小・中学生医療費補助制度開始以降の執行状況につきましては、平成20年度は入院37件、通院8,116件で執行額が約2,830万円、平成21年度は入院72件、通院9,686件で執行額が約3,730万円、平成22年度は入院72件、通院9,053件で執行額が3,380万円となっております。

平成22年度の小・中学生医療費補助申請者のうち町税滞納者は延べ84人、全体の2.86%となっております。そのうちの約7割の方が滞納分の支払いを済ませ、町税の収納率向上につながっております。

また、平成22年10月から、県が小学校1年生から中学校3年生までの入院についての補助を開始することに伴い、その開始前に当町の小・中学生医療費補助制度における給付方法についての見直しを行ったところでございます。

今回の県の改正に係る給付方法につきましては、償還払い方式、現物給付方式のいずれの選択も可能とのことでございましたので、当町における現行の償還払い方式から現物給付方

式に変更した場合の所要経費を、当町と人口規模が同じ程度の市町の状態を参考に試算した結果、現物給付方式にした場合の国保連合会への事務支払手数料は約527万円、受給者証発行に伴う事務費用が約68万円の合計約595万円となりました。

他方、平成22年度の当町の志太・榛原救急医療センター受診者数は306人で、そのうち67.3%が小児科への受診となっております。これは、志太・榛原救急医療センター全体の小児科医の受診割合の54%と比較しても高い数字を示しております。また、救急医療センターの受診者数は、その年によって変動はあるものの、年々増加する傾向がうかがえます。このように試算額にあわせ、不適正受診の問題や町税滞納者の取り扱いの問題も含めて、検討した結果、小・中学生医療費補助制度を立ち上げた当初の問題が解決していないことから、給付方法は変更せず償還払い方式で実施していくこととし現在に至っております。

小・中学生医療費補助制度の現物給付方式の導入につきましては、今後の県や近隣市町の動向や申請者数等の推移を見ながら検討をしてみたいと考えております。質問の1点目で御説明しましたとおり、小・中学生医療費補助制度は乳幼児医療費補助制度と同様に、少子化対策の一環として実施されているものでございますので、本来であれば国や県が制度化し、国や県の負担で実施されるのが理想と思われまます。この制度は、全国的に見ましても都道府県、市区町村によって格差が生じておりますが、国の制度として確立されない限り各自治体間のアンバランスは回避できず、財政力豊かな自治体がより充実した施策を講じ、地域間格差はますます増すものと思われまます。

県内を例に挙げますと、平成23年4月1日現在、入院医療費につきましては全市町で中学校3年生までの補助を行っているものの、定額自己負担額を徴収している市町が15市町で42.9%、食事療養費を補助している市町が13市町で37.1%となっております。当町のように、入院医療費自己負担分と食事療養費のすべてを補助している市町は10市町で全体の28.6%にすぎません。通院医療費につきましては、中学校3年生までの補助を行っている市町は21市町で60%ありますが、医療費の定額自己負担額を徴収せずすべてを補助している市町は10市町で全体の28.6%となっております。当町のように中学校3年生までの食事療養費を含めた入院・通院医療費の自己負担額をすべて補助している市町は県内では6市町のみで、全体の17.1%でございます。

また、県内でも現物給付方式を採用している市町もありますが、現物給付方式は市町の財政負担を増大させると懸念をされまます。近隣市町では焼津市、川根本町が現物給付方式を採用していますが、いずれも定額自己負担額を徴収したり、入院時食事療養費の補助を行わない等の措置を講じております。

当町では今後も、現在の補助制度を維持してみたいと考えておりますが、そのためには各家庭におかれましても医療費の増加を抑制するため、環境面や健康管理面に十分配慮し、疾病予防に心がけていただくことが大切であることを痛切に感じております。

また、それぞれが信頼できるかかりつけ医を持ち、ふだんからお子様の体調が急変した場合の対処方法や連絡のとり方、休日・夜間に診療可能な近隣の医療機関等について相談していただき、お子様の体調変化に必要以上に不安を抱くことなく適切な判断のもとで受診をするなどの意識改革が必要であると考えております。

小・中学生をお持ちの保護者の方から見まますと、乳幼児医療費補助制度に比べ負担が多く、利用しにくい制度かもしれませんが、これまで述べてまいりました制度の趣旨を理解してい

ただきますよう、引き続き小・中学生医療費補助制度の周知を徹底し、多くの対象者に制度を活用していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

当町の財制は厳しい状況が続いておりますが、今後もだれもが安心して子供を産み、健やかに育てることのできる環境の維持と子供たちの健全育成を支持してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 思っていた以上に数字がいっぱい出てきてちょっと戸惑っているところもありますけれども、まず基本的なところからちょっとお話を聞かせていただきたいと思っております。

町長にお伺いします。

この医療費補助制度を導入して、町民の皆さんからいろいろな御意見というのを聞かれていますと思うんですが、その中でどういう意見が町民の皆さんから返っているかということに対してお伺いしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 大体数の意見は、非常にありがたい制度であって、この制度を今後とも維持していただきたいと、こんなふうな意見が大多数でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 健康づくり課長にお伺いします。

こういう施策をやった後、その施策がどういう効果があったのかというその評価をされると思いますけれども、そういう評価をする際に町民の声をどのように調査されたのかということについてお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの質問の件ですけれども、小・中学生の親御さんからですけれども、苦情とか特に聞こえてこなかったんですけれども、乳幼児から小・中学生に移ったときに一部の方からそのようなお話は何っております。

それで、調査のことなんですけれども、当時のちょっと話ではないんですけれども、満足度調査を行っていません。ただし、一昨年なんですけれども、健康増進計画のアンケートの調査の中にですけれども、先ほど町長も言われましたように、子供医療費のおかげで大変助かっているという意見もありました。

それから、このときですけれども、特異な意見になると思っておりますけれども、ある30代の女性の方からですけれども、現物給付の要望はなくて、医療費よりも予防接種のほうに力を入れてもらいたいというような意見もありました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その中で、今のお話ではそれほど大きな不満はなく、乳幼児から小・中学校に上がったとき、幼稚園から上がったときにシステムが切りかわるのでそういう戸惑いがあるということ。

私が聞いているのは、やっぱり乳幼児のときは受給者証で負担しなくてよかったんですけ

れども、小学校、中学校に上がると1回お金を払うと。1カ月単位でまとめて申請しなければならぬと。また実際に働いているお母さん方からすると、なかなかそういう時間がなくて、日曜開庁もやられているということなんですけれども、なかなかそういう申請する手間というか、そういうのがなかなかとれなくて流してしまうというんですかね、申請せずに終わってしまうというようなこともあって現物支給をお願いするというような声を聞いているわけでありまして。そういう声自体は聞かれていないという状況でしょうか。健康づくり課長。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 今の質問なんですけれども、流してしまったような方からの声ということですか。

〔「はい」の声あり〕

○健康づくり課長（八木三千博君） そういう方は、先ほどもちょっと言いましたけれども、一部の方からという話は、やはり申請に来てくれる方からの声ということでありまして、申請に来てくれない方からの声というのは直接は聞いていません。

ただ、ほかの方から、例えば議員さんたちからこういう声があるよという話は、そんな多くはないですけれども、一応議員さんから伺ったことはあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと質問変えます。町長にお伺いします。

医療機関、病院とか薬局というものはこの二つの医療制度、やっぱりシステムが違うわけなんですけれども、それについてどのような御意見をお持ちなのかというのはお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には医師の側からの意見でございますので、やはり医療体制の崩壊の問題、そういう問題からも見て、基本的に現在の医療体制については問題はないと、そんなふうに聞いております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 乳幼児の現物支給に関しても問題ないというふうに医療機関は言っているということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 制度的なものとはちょっと違うんですけれども、乳幼児と小・中学生はちょっと意味合いが違うんです。と申し上げますのは、乳幼児の場合は自分で自分の症状について訴えることができませんよね。ほとんどありません。しかし、小学生以上になると大体自分がどんなことかというのは症状が言えるんですよね。したがって、乳幼児の場合につきましては、子供さんが自分の症状について訴えることができない以上、やはりすべからず保護者はその子供さんを心配ならば連れて行ってもらいたいと。それをすることによって、行かなかった後悔を持ってもらいたくないと。

小・中学生の場合は、基本的に子供さんが言えるものですから、それについて母親とか父親、保護者が判断してやればよろしいわけでございますので、ちょっと乳幼児の場合と小・中学生の場合の意味合いが、そういう意味で微妙に違っていることをちょっと御理解いただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこでお伺いするんですが、一緒にできない理由の一つにコンビニ受診という、まあ気軽に行ってしまうというお話がありましたけれども、今のお話であれば、乳幼児の場合は受給者証で増えたという具体的な数字で説明していただきましたけれども、小・中学生がそういう場合はみずから自分の症状がわかるわけだから、そういうコンビニ受診ということ自体は乳幼児から比べればかなり減ると考えることはできませんか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） しかしながら、基本的に今度は子供ではなくて、保護者の側からいくと、私は小・中学生も現物給付方式の場合はやっぱり安易に連れて行く傾向は、基本的にはやっぱりおさまらないと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃちょっと話を変えます。

最初に、国保システムの変更ということでなかなか支障があるということでありましたけれども、乳幼児の医療補助を行う場合は医療機関から医療請求は国民健康保険団体連合会を通して町に請求があると。町からまた逆にそのルートで支払いが行われるわけですが、1レセプト当たり国民健康保険団体連合会には80円、医療機関には111.6円が支払われるということです。その手数料が、平成21年度が630万円になっていまして、22年度が660万円とかなり大きな額になっております。

一方、償還払いにした場合は、今度は町のほうが負担が大きくなる。町民税を払っているかどうかとか、チェックしなければならないし、そのインプットとかいろいろな作業があると思いますけれども、健康づくり課長にお伺いしますが、償還払いにすることによって町の経費の負担というのはどのぐらい増えたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの質問ですけれども、償還払いにすることによってどれくらい町の負担が増えたかということなんですけれども、当初から償還払いでやっていた関係で、どれくらい増えたのかということか、今かかっているお金がそのまま経費になっていますということしか言えないですけれども、もう始めた当初から償還払いということではやっていますので。そういうことです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 質問変えます。増えたかではなくて、今現在償還払いの事務手続きにかかっている経費は幾らでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 先ほど平野議員がおっしゃいましたように650万円が22年度の実績になっております。乳幼児の実績です。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、小・中学生の医療費の償還払いにかかっている費用なんですけれども、人件費的に約200万円、それから扶助費で約3,000万円。人件費で約200万円です。



○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、やっぱり国保連合を使ったほうが町としては高くつくということで、償還払いのほうが町としては安くついているという理解でよろしいでしょうか。

そこでもう一つお伺いしたいんですが、今度は町長にお伺いしますが、平成10年から現物支給が県としてやるということになりまして、吉田町としては平成16年からその対象者を未就学者、県の方針はまだそのときは4歳未満にもかかわらず未就学まで引き上げたわけですが、そのときは現物支給でやられた。

〔「もう一度お願いします」の声あり〕

○4番（平野 積君） 乳幼児の支給方法は現物支給で従来やられていたと。そのときに、平成16年、県の方針は4歳未満なんだけれども町としては未就学まで拡大したと。その拡大した部分は、現金払いでやったのか、そこは償還払いにしたのかということです。

言いたいことは、先ほど町長の説明で、小・中学生というのは県の対象になっていないと、補助のね。だから、国保システムを変えるのに多大な金額がかかるとおっしゃったわけですが、平成16年の段階で実際そういう現象というのは起こっているわけですね。県に対して町は広げているわけです。それで現物支給ができているのであれば、先ほどの理由はなかなか通らないんじゃないかということで、その確認です。

○議長（八木 栄君） それでは、即答できないので、暫時休憩して、少し調べていただきますので、すみません。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 大変申しわけありませんでした。

先ほど件ですけれども、現物給付ということで当時やっていました。

ですけれども、16年にやりまして、4歳までの方が県の補助でやっていて、それ以上のまだ未就学の子供を単費ということでやったんですけれども、すぐその年の12月には県がまた追っかけて事業開始をしたということで、その間が短かったということもありました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の話で、7月ですよ。町がやったのが。県がやったのが12月ですよ。その期間やれていたんですよ。県のそういうシステムがないにもかかわらず、やれていたとすればやれるんじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） それこそ12月にスタートしたということで、既に7月の時点ではもうシステムのほうができていたのではないかと、対応できたということですが、事実としまして。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） わかりました。

じゃ、町民税の話に移りたいと思います。

今具体的な数字、具体的ということもありますが、説明がありましたけれども、やはり町民税を支払っていないということに対しては私もおかしい、問題だというふうに考えますけれども、その親に対する責めを子供に持つてくるということがいかなものかと私は思っています。乳幼児はそれはオーケーなんですよね。乳幼児は県のシステムがあるからということもあるかもしれませんが、それは町民税を払っていない方でも支給しますよと。でも、小・中学生になると今度は町民税というところで払わないと。

基本的に、要綱の目的は一緒であるにもかかわらず、やるのが違うというのは、やっぱりもともとの目的から照らし合わせれば同じように扱ってあげるべきで、その町民税を払っていないということに関しては私も憤りを感じますけれども、子供にはその罪はないんじゃないか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃるのはもっともなんですよ。しかし、もっともなんですけれども、もしそのことが具体的に制度として実施した場合、単純に町税を滞納する方がこの町に入ってくる可能性が多分にございます。そうすると、現実にはその子供さんがたくさん増えてまいります。そうしたときに責任とれないんですよ。うちの町が本当に潤沢なお金があって、いつでもおいでなさいというふうな体制をとっているならこれは全然別でしょうけれども、もしそのようなことをやっていった場合、町にとって現実には町政を執行する人間としてどういう事態が起きるかというのは、ちょっと私ははかりかねるものですから、それについてはやっぱり慎重にならざるを得ないと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その御意見、もっともだというふうに思いますが、医療補助の金額ですけれども、県に先駆けて開始したとき、平成16年ですね。それが4,800万円。小学校まで広げたときが平成19年が8,900万円、22年度が1億2,000万円の乳幼児と小学校合わせて補助しています。6年間で倍になっているわけです。県からの補助というのがありますから、それを差し引きますと、平成16年度で2,700万円の町の持ち出し、平成22年は8,000万円の持ち出しになっています。要するに3倍になっているわけですね。

これに対してどういうふうにか考えるか。先ほどの最初の御答弁の中で、対策をいろいろお話しされていたのは確認しておりますけれども、それをいかに進めていくかということに関してはどういうふうにか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的にこの制度を導入したものは、この地域の持続可能性をねらった戦略ツールとして構築したものですから、そういうふうな形でのものとして成功しているわけですから、私は問題ないと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この増加に対しては、それほど大きな問題は感じていないけれども、町民税を払っていない、これから比べるとかなりパーセンテージの低い額というのが問題であるというのは、町の支出ということからすると町民に対する福祉と、町の支出増を考えた

場合、それぐらいは許せるということはないですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 重ねて申し上げますけれども、例えばうちの町で乳幼児医療であるとか、小・中学生の全額補助をやって起きた一つの現象として、よく言われるんですけども、母子家庭が非常に増えましたとよく言われます。それは恐らくこの町がその方々にとりまして、ちょっと言い方問題があるしれませんが、恐らくこの町が彼女らにとって過ごしやすい町というふうなことだと思っただろうですね。

現在議員のおっしゃっていることは、先ほどの答弁と重なるんですけども、確かに親の責めを子供に負わせるのはこれいかなものですかということの問題なんですけれども、最終的にそういうふうなこと、全額何でもかんでも町税滞納者でも吉田町は全部やりますよというふうな町、ほかに私は聞いたことがありませんということは、要はそれを行ったときにどういう事態が起きるのかわからないです、はっきり申し上げて。だから、責任を負う者としてそこにはちょっと踏み込めないというのが切なる私の気持ちでございまして、当然現実的には町税を納めている人間と納めていない人間が公平に扱われるというのは、公平性の原則はありますけれども、その先を見たとき、どういう事態が起きるのか、ちょっと私わからないです。

その辺を執行者として、不透明な部分があるものですから、前に行くのは控えているというのが私の考えでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 健康づくり課長に聞きます。

県の補助というのが今後どのように進んでいくとか、そういう情報というのは入っていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの質問でございますけれども、まだこれは未確定な話でありまして、決定している話じゃないんですけども、来年にはまた医療費のほうの拡大を県は図るようなことを考えているようです。あくまでこれは決定事項じゃなくて、県の未確定な情報であります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その具体的な拡大のという話はお話しはいただけませんか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 次回やろうとしている内容は、中学3年までの通院、これを拡大しようと考えているようです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、今度は県が中学3年まで広げた場合は、町としてもそれに追随するというお考えか、それはやらないお考えか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） そのときに当然また試算ということを当然やらなければならないと思っています。総合的にそのときに判断せざるを得ないと考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、答弁の中で、乳幼児は県がやっているから町はそれに追随してや

っているんですと。県が補助をしようといったときに町も追随して、要するに乳幼児と同じ考えでいけば同じようにやるということではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 先ほどもちょっと言いましたように、やはり物事やるにはメリット・デメリットというものがどうしてもつきものです。やはりてんびんにかけてと言っては言葉が悪いですが、そういう措置をした中でやはり決定していきたいということで、県がやるからやらなければならないということであればまた別ですが、やらなければならないということは多分ないと思われまので、そのときやはり考えて決定していきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ここでより突っ込むと逆行するかもしれないので、ここでやめます。質問はもう時間がありませんので、ちょっと不完全燃焼ではありますが、終わります。

ただ、これちょっと質問と関係ないこと言っていていいですか。質問と関係ないというか、システムで、今数字がいっぱいお話ししていただいて、私もある程度資料というのを持っているわけです。そうしたときに、皆さん、傍聴の方々がいっぱい来ていただいて、議員の皆さん、当町の皆さん、それを理解していただくために何がしか工夫というか、例えばプロジェクターで出すとか、何かそういう皆さんに理解していただくようなシステムというのを今後、ここで決めるわけじゃないですけども、今後一緒に考えていくということはやっていきませんかという提案です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 検討いたします。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。じゃ、やっていきましょう。

以上です。終わります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 零時55分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 今回、このようなステージに立つのは初めてですので、非常に緊張しています。多分聞きにくいところが多々あると思いますけれども、よろしく願います。

私は、防災の町づくり、特に建築物の耐震化と、今回いろいろ表に出ました土地の液状化について、町の考えを聞きたいと思っております。

平成23年3月11日、東日本大震災は非常に多くの人々の人命、財産を奪い、そして本当に多くの教訓を残しました。特に津波による被害は映像が目について離れません。吉田町はいち早くハザードマップの作成を都司教授に依頼し、津波に対し乗り出しました。貴重な講演も聞くことができました。迅速な対応、対策、対処、それは非常に重要な要素であると思います。

その中で、この関係する建物の地震対策もまた非常に重要な課題です。予想される東海地震からも町を守るために備えなければなりません。また、東海・東南海・南海地震と3連動の可能性も危惧されています。建物の耐震化を進めることも防災の町づくり、安全・安心町づくりの対策では非常に大切なことであると感じています。

さきの阪神大震災では、一瞬にして建物倒壊による犠牲者が全体の80%、約5,000の方が犠牲になっています。中でいう私の耐震というのは、地震に対して建物を倒壊から守ることだけではなくて、建物が破壊されることも前提にし、その破壊されるまでの時間の間に、建物が耐えてくれている時間の間に、命をどう確保し、そして安全な場所にどのように避難して命を守るかということです。そこで質問をさせていただきます。

一つ目は、静岡県は、耐震改修促進計画で平成17年から27年度末に住宅の耐震化率90%、公共建築物の100%の目標を定めています。吉田町には中央公民館を初め、耐震診断が済んでいるところがありますけれども、実際に耐震基準をまだ工事がされなくて、耐震基準を満たされない公共建築物が幾つか存在し、そして同時に常時使用されています。安心・安全の町づくりの中で、建物の耐震化に対する考え、また取り組み、計画があるのでしょうか。あれば伺いたします。

2番目としまして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、プロジェクト「TOUKAI-0」、この事業は県と各市町村が補助金をつけて木造住宅の耐震改修を補助しようとするものですが、実績を隣の市と比較すると非常に少ないような気がします。それで、きょう初めに配っていただきました資料の1番目を見ていただきたいんですけども、吉田町が26番目にあります。20年、21年、22年度の実績です。反対側には今の表を大きくしたものの、特に隣の牧之原、藤枝、焼津、島田、御前崎、それを表の中にあらわしてみました。四角の中に、小さな四角、うち高齢者という欄は65歳の方が住んでいる建物耐震改修の耐震の補強助成事業がなされた件数です。そして、資料3が、補助金をつけていただいている額です。この中で見ますと、平成22年度で件数では吉田町が18件、うち65歳以上のお宅が5件、ところが牧之原市は同68件、同17件、島田市は114件、同40件、藤枝市が167件、同78件、焼津市が199件、同96件でした。

補助金では、県が30万円、基本的に30万円、65歳の世帯に40万円に各市町の上乗せ金額が吉田町では10万円、65歳以上の世帯がプラス10万円、牧之原市では15万円、同15万円、島田市が20万円、同30万円、藤枝市が10万円、同20万円、焼津市が10万円、同20万円。この資料は、書いてあります静岡県の暮らし環境部建築住宅局の建築安全推進室より提供していただ

きました。実際吉田町では、件数、補助金とも少ないと思います。特に、65歳の世帯の方の補助金の差が出ているものと、私の中では分析をしました。

同時に、耐震を行っていない突発的な地震が来たとき、その被害が連動して予想もされず。もう少し町は積極的な政策はできないでしょうか。

三つ目としましては、その実績の中で全国の耐震改修事業の啓発のために、中央公民館ロビーに行っていたかとわかりますけれども、工事写真とパンフレットを置き、4年間ほど中央公民館の開館日の日曜日ごとに記録をとりました。確定申告のある日とか、地震があった3カ月くらいは確かにそのパンフレットを関心を持って帰ってくれる人が多かったです。

また、22年度の決算は木造住宅補助金助成事業では予算額が1,320万円あったんですけども、実際決算額が420万円でした。啓発をするために多くの人の集まる場所、例えば町民ホールとか、ほかにも幾つかあると思うんですけども、そういう写真とかパンフレット等を設置することができませんでしょうか。多くの人に危機感を持ってもらい、その危機意識を耐震改修工事にいかに向けてもらうかを考えなければならないと思います。

この町にもいろいろな能力を持った多くの耐震補強相談士が頑張っています。その人たちと協同することも必要だと考えます。また、直接お宅に伺って説明するとか、積極的に行動することが必要かとも思います。町はどのようにお考えでしょうか、伺います。

4番目としまして、東日本大震災では地盤の液状化の多くの被害が報告されました。吉田町でも平成21年8月11日、駿河湾を震源とする震度5弱の地震があり、そのときにも液状化の被害が報告されています。予想される東海地震ではかなりの被害が心配されます。特に下水道や港湾施設、また地盤の悪い地域、町ではどのような調査をし、対策を考えているのでしょうか、その考え方がありましたらお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「防災の町づくり、建物の耐震化について、土地の液状化について」のうち1点目の「吉田町には中央公民館等耐震基準を満たさない公共建物が幾つか存在し、常時使用されています。安全・安心の町づくり中で建物の耐震化に対する考え、また取り組み、計画があればお伺いします」についてお答えします。

東海地震を初めとする大規模地震による人的被害及び経済的被害を抑制する方策といたしましては、減災効果の大きな建築物の耐震化が最重要事項であると考えております。

このため当町では、平成18年3月に建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び改修の促進を図るため「吉田町耐震改修促進計画」を策定いたしました。

この計画において、町民の皆様を初め多くの方々を利用する特定建築物のうち特に災害時の拠点となる公共建築物につきましては、「静岡県耐震改修促進計画」を踏まえ平成27年度末の耐震化率を100%とする目標を定めております。現在この数値目標に少しでも近づけるように耐震化を進めているところでございます。

さて、当町において「静岡県耐震診断判定基準」によりランクⅢの「東海地震が発生した場合は、倒壊する危険物があり、大きな被害を受けることが想定される建物」と位置づけら

れた公共建築物はすみれ保育園、中央公民館、大幡会館、下片岡会館、体育センター及び松原団地集会所の6施設でございます。さらに、ランクⅡの「倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることが想定される建物」と位置づけられた公共建築物は総合体育館の1施設でございます。このほか、新耐震基準が適用されない昭和56年5月以前の建築物として、旧第2浄水場電気室がございます。

これらの公共建築物に対する現在までの具体的な取り組みと今後の計画でございますが、まずすみれ保育園につきましては、鉄骨づくり平屋建ての建物で、昭和54年12月に完成し、築後31年が経過しております。平成17年度に実施いたします耐震診断では耐震性が非常に不足している建物であるとの判定でございました。当町における保育園の耐震化につきましては、平成15年度にさくら保育園、平成18年度にわかば保育園、平成21年度にさゆり保育園と順次改築を進め、現在すみれ保育園の改築に向けてのプロジェクトチームを立ち上げ、その具体的内容について検討を進めておりますが、防災対策と重点化項目と優先順位を吟味しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、中央公民館でございますが、当施設は4階建て、一部2階建ての延べ面積1,856平方メートル、鉄筋コンクリートづくりの建物で、昭和48年3月に完成し築後38年が経過しております。この建物は1階、2階部分を「吉田町中央公民館」として、3階、4階部分を「吉田町勤労者会館」として利用されておりますが、平成12年度に耐震診断を実施した結果、耐震性能の不足が明らかになり、鉄筋コンクリートづくりの壁の増設や屋根の砂利敷きの撤去、ベランダの改築を指摘されました。

中央公民館等の耐震補強工事は多額の費用がかかること、改築による使い勝手の悪さが懸念されることから今日まで見送られてきましたが、第4次吉田町総合計画後期基本計画には「計画的な維持修繕を行うとともに、建てかえを含めた活用の検討を進めること」が盛り込まれております。

また現在、利用者への周知として、玄関ドア及び各階の目立つところに耐震性能を示す張り紙を掲示するとともに、「吉田町中央公民館・勤労者会館使用許可申請書」の裏面に告知文を印刷し、利用者へ耐震性能を告知しております。

続きまして、大幡会館及び下片岡会館でございますが、現在、地区のコミュニティ拠点施設として地域の皆様方が利用されており、両施設ともそれぞれの地域にとって他にかけがえない施設として重要な役割を担っていると認識しておりますが、平成17年度に実施いたしました耐震診断では、耐震性が非常に不足している建物であるとの判定でございました。これを受けて、下片岡会館につきましては地元町内会が建設委員会を立ち上げ、改築に向けて所要の手續等を実施しているところでございます。

なお、町といたしましては、現建物の解体工事を今年度中に完了するとともに、地域の活動を支援するために吉田町地区集会場建築補助金の交付を予定しております。

大幡会館につきましても、利用面から見た施設の重要性を考えると、直ちに耐震補強を行うか、建てかえるかの二者択一を迫られる状況にありますが、他地区における町内会単位のコミュニティ拠点施設につきましては地元町内会が主体となって建設し、地元町内会が管理運営をしている現状を考えると、町の支援策といたしましては、その建築事業費の一部補助などに限定されるのが現状でございます。

したがって、このような現状と地域間の公平性という観点を踏まえた上での大幡会館

の建設について考えた場合、施設が公有財産であるという理由だけで町が整備主体となり、公費をもって建設すべきであるとの論は受け入れがたく、広い視野に立ち総合的に検討する必要があると受けとめております。

次に、体育センター及び総合体育館でございますが、平成17年度に実施いたしました耐震診断では、「耐震性が不足している建物である」との判定でございました。これらの施設はだれもがいつでも気軽にスポーツを楽しめる場と位置づけられ、町民の皆様を初め大変多くの方々に御利用いただいております。

また、災害時の避難場所に指定されておりますので、防災拠点としての役割を意識した備えとして耐震化を早急に検討しなければならないものと受けとめております。

次に、松原団地集会所でございますが、この施設につきましても耐震不足が指摘されている建物でございます。この建物は昭和51年建設の鉄骨づくり1階建て、延べ面積50平方メートルの建物でございますが、地震発生時には大きな被害を受けることが想定される建物であることから、町ではできるだけ利用しないように呼びかけ、松原団地に入居されている方々も理解をいただいております。

耐震化につきましては、多額の費用を要すると予想されるため、今後は松原団地に入居されている方々の意向をお伺いしながら、撤去も視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧第2浄水場電気室でございますが、この施設につきましても、他の施設と同様に昭和56年5月以前の建築物でございます。この建物は、現在第5水源電気室として一部使用しておりますが、今年度中に解体し、その跡地に新たに第5水源電気室を建設する予定でございます。

次に、2点目の「住宅耐震改修事業プロジェクト「TOUKAI-0」の実績を隣接の市と比較すると吉田町では件数、補助金額とも少ないと思います。特に65歳以上の方の補助金の差が出ているのだと分析されます。同時に被害の結果も連想されます。町はもう少し積極的な政策はできないでしょうか。考えを伺います」についてお答えします。

3月11日の東日本大震災では、大津波が発生し、東北地方の太平洋側を中心に、甚大な被害をもたらすとともに、多くのとうとい命が失われました。東海地震はいつ起きてもおかしくないと言われ続けている中、当町では平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、既存木造住宅の耐震性を向上させるため、平成13年度から国、県、関係団体と一丸となって木造住宅の耐震化を進めております。

プロジェクト「TOUKAI-0」の名称のもと、建物の倒壊による死者数を一人でも多く減らすことを目的に、建物の耐震診断や耐震補強等の促進を図っているところでございます。

プロジェクト「TOUKAI-0」の事業として当町が実施している事業には、「我が家の専門家診断事業」、「既存建築物耐震診断事業」、「木造住宅耐震補強事業」、「ブロック塀等耐震化促進事業」の4事業がございますが、このうち「木造住宅耐震補強事業」の概要につきまして申し上げますと、耐震診断を受けた既存の木造住宅を対象に、その耐震補強に要する工事費の一部を県の補助に上乘せする形で補助しております。県は、一般世帯は30万円、65歳以上の高齢者のみが居住する世帯や障害の程度が1級または2級の障害者が居住する世帯の場合は40万円を限度に補助しておりますが、当町の支援といたしましてそれぞれ



に10万円を上乗せしております。

木造住宅における地震による被害を少しでも少なくするためには、耐震補強工事が最も重要なものと言えます。耐震補強工事は御自分の住宅の耐震性がその判断基準となりますので、多くの方々に無料の耐震診断を受けていただくようにさまざまな手法を用いてPRをしていかなければと思っております。

加えて、今後はより一層耐震補強事業の促進を図るためには、当町の補助金額を見直す必要があると受けとめておりますので、近隣市町の現況等を参考にしながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「危機意識を持ってもらい、その意識を耐震改修工事に向けてもらえるか、耐震補強相談士とも協同し、直接説明するとか、積極的に行動することも必要かと思うが、町の考え方はどうか伺います」についてお答えします。

まず、建築士会の皆さんにおかれましては、プロジェクト「TOUKA Iー0」事業の啓発活動に御尽力をいただき、まことにありがたく思っております。

当町のプロジェクト「TOUKA Iー0」の事業の啓発活動につきましては、「広報よしだ」への掲載やチラシの配布、小山城まつりやオアシスまつりでの建築士会との共催による相談会の実施や、地震体験者による地震体験などを通じ、さまざまなPR活動を実施しております。

また、静岡県及び島田土木事務所職員と協力し、耐震補強事業費補助金の申請をされていない方を対象に個別訪問し、プロジェクト「TOUKA Iー0」事業のパンフレットや町の要綱をお渡しして、耐震工事推進の個別PRも行っております。加えて、平成22年度からは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅で耐震診断を行っていない住宅3,000軒を抽出し、往復はがき形式によるダイレクトメールを送付して、「TOUKA Iー0」事業のPRをしております。

平成23年度につきましても、既に300件のダイレクトメールを送付し、事業の推進を図り、数件の回答をいただくなど、成果を上げております。御要望の人の多く集まる場所へのパンフレット設置でございますが、今後は町の公共施設への設置と自治会などにパンフレット等の設置をお願いし、町民の皆様に関心を持っていただくよう努めてまいりたいと考えております。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震などでは、昭和56年5月以前の木造住宅が数多く倒壊していることから、木造住宅の耐震補強を行うことが最も重要なことと言えます。昭和56年5月以前の住宅にお住まいの方々が御自分の住宅の耐震性がどれだけあるかを知っていただくとともに、危機意識を持って対応していただくよう、今後は耐震診断補強相談士や関係団体と協力及び相談しながらさまざまな機会を通じ、町民の皆様プロジェクト「TOUKA Iー0」事業を積極的にPRしていきたいと考えておりますので、さらなる御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、4点目の「平成21年8月11日に駿河湾を震源とする震度5弱の地震があり、そのときにも液状化の被害が報告されています。予想される東海地震では、かなりの被害が心配されます。特に下水道施設や港湾施設、また地盤の悪い施設、町ではどのような調査をし、対策を考えているのか伺います」についてお答えします。

静岡県の東海地震に対する第3次被害想定における液状化危険度図で被害が大きいとされ

ている地域は、住吉、川尻地区の海岸沿いと川尻神社付近となっております。地震に伴う液状化による被害の事例といたしましては、平成16年10月の新潟県中越地震の際に、小千谷市などの下水道の施設でマンホールの浮上や管渠上部の路面の沈下がございました。この被害はもともと周辺地盤に液状化のおそれのない箇所において発生したもので、下水道工事で使用した埋め戻し土の液状化が原因で発生したものでございます。

このため、日本下水道協会は平成18年に埋め戻し土の液状化対策を盛り込んだ耐震指針の改定を実施いたしました。それまで管渠埋設の際には、掘削した土を埋め戻し土に利用するのは一般的でございましたが、指針の改定を受けて当町でも工事箇所掘削した土の土質調査を行い、埋め戻しに適した土は再利用し、適さない場合は再生盛り土材にかえて埋め戻しを行い、液状化の発生を防止する対策をしております。

なお、この液状化防止対策を実施した地域においては、さきの東日本大震災においても液状化被害はないとの報告もあり、この液状化対策には一定の効果があるものと受けとめております。

また、既設管渠への液状化対策を含めた耐震化対策につきましては、すべての既設管渠に耐震化対策を講じることは費用面から現実的でないことから、防災拠点施設と処理場を結ぶ管渠施設を優先することなどを吉田町下水道総合地震対策計画の中で位置づけており、これによりマンホールトイレを設置した住吉小学校から吉田浄化センターへ流れ下るまでの管渠を対象に、昨年度から液状化対策としてマンホールの浮上防止と地震動に対する対策として可撓継ぎ手の設置を進めております。

なお、地震により下水道管渠に被害を受けた自治体の管渠総延長に対する被災率は、平成16年の新潟県中越地震で4.7%、平成19年9月の新潟県中越沖地震で1.5%、さきの東日本大震災でも1.5%と被害の発生は少ないことから、既設管渠への耐震化対策はすべてではなく、重要な管渠を特定し、対策を講じることは合理的な措置と受けとめております。

また、処理した水を放流するための管渠である放流渠につきましては、比較的浅い部分に埋めてあることもあって液状化の影響を受けることは診断結果として出ておりますので、吉田町下水道総合地震対策計画の中で、平成25年度に対策工事を実施することを予定しております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 非常に詳しい丁寧な答弁ありがとうございました。僕が一番気にしていたのが、実はこの中央公民館。4年間毎日曜日に行っていたんですけども、やっぱりどこに逃げるか。例えば使っている人たちがどういう形で避難したらいいかというのをできれば表示というのは難しいですけども、使わないのが一番いいんですけども、使わない、そういうわけにはいきませんので、やっぱりその辺をどこかで表示ができないかなと。

あとは、確かにお金がかかることですけども、現実日本のあちこちでやっている、例えば補強をするときに4階建ての建物の補強をするときに、4階部分を切って3階部分にするとか、いろいろな対策、方法というのは実際にあると思うんですけども、もともと時間がたっていてコンクリートが石化した場合には余りそういう効果は出ないと思うんですけども、今、町長が言っていた一つ一つをデータいただいたものの中に、僕の中で心配

していたもの、これだけ予定をしてくれてくれるのはありがたいと思います。

ただ、いつ来るかわからないものですので、その辺も十分に、僕は地震が怖くてこの道に入ったものですから、そういう形でもしできれば、またいつくらいまでにできますよ、それがわかればと思います。

特に補助金の部分ですね。町のほうで考えを今入れてくれているよ。それがいつころになるかというのもやっぱりもう一つの質問としてお伺いしたいんです。できれば来年くらいからできれば。そういう予定が立てられるのであればお話をお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 木造住宅の耐震補強工事の補助金ということで。

〔「そうですね」の声あり〕

○都市建設課長（大石悦正君） はい。議員のほうからこういう冊子をいただきまして、本当にありがとうございます。私のほうも当然調べさせてもらいまして、近隣の市町ではこういう表のとおりでございました。吉田町については上乘せが10万円ずつという話でございます。ほかの市につきましてはここに書いてあるとおりで、吉田町が一番低いというような状況になっています。

これについては、町長のほうも答弁していますが、今後前向きに考えますよという話をさせてもらってあります。当課としても、これについて財政部局も交えて前向きに考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。来年の予算が許すのであれば、来年あたりから、できれば焼津とか、中で書いたとおり65歳の世帯の数というのが差が出てきているというような気がするんですね。だから、予算が許すのであれば来年あたりから40万円、60万円とか、その辺の上乗せをお願いできたらと思います。

あとはパンフレット、要するに啓蒙のことについてちょっとお聞きしますけれども、今、町長も言われた公共の建物であるとか、それぞれの自治会であるとか、そういうのはもちろん建築士会の人たちが管理できる範囲でなければ全然意味がないと思っておりますので、僕も建築士会の一員としてちょっと相談というか、できる方にはしてみたいと思っておりますけれども、その辺もまたできれば相談、どこかに、いろいろなところに置いて、できるだけ啓蒙を図りながらできるだけ少なくするところは間違いなく町の役割であるし、僕たちの役割だと思っておりますので、その辺もよろしくをお願いします。それは答えは要らないです。

4番目の液状化のことにしまして、僕が心配しているのは、21年8月11日に実際の現場を見ていますので、そのときにあれだけの地震で、震度5弱の地震であれだけのものが起きたと考えたときに、今言った町長のおっしゃった中越であるとか、中越沖地震であるとか、そういうものが果たしてまた想定外というようになるような気がするんです。それは一応いろいろ僕も液状化に関してはちょっと調べてみたんですね。そうすると、確かにいろいろな方法がインターネットから取り出されます。その中でちょっとお聞きいたしますけれども、これから起きてくる、例えば下水道の部分に関して、当然これから下水道が始まっていく、計画をしていく中にはそういうものが盛り込んでくれてあるのかどうか。それをお伺いしたいと思います。もし盛り込んであれば、どんな対策をしているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、芝原弘幸君。

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。下水道課のほうでは、平成20年度に吉田町下水道地震対策計画ということで、地震対策につきまして計画をつくってございます。

下水道につきましては、平成23年3月末で63.4キロの管路が埋設されております。そのうち重要な幹線としまして16.7キロという形で位置づけをさせていただきまして、それにつきましては、1としまして、重要な幹線としまして防災拠点の施設からの処理場までの管路、2点目としまして、下水の排除面積が200ヘクタール以上の幹線、そして3番目としまして緊急水路という形で、全部で16.7キロを重要な幹線として位置づけをさせていただいております。

そのうち約7.2キロにつきましては、耐震化済みということで、これにつきましては平成21年度に耐震診断をしております、そういうような結果が出ておまして、今後耐震の残としまして9.5キロというところを耐震対策をしていくということでございます。

先ほど町長からお話ございましたように、平成22年度から25年度までの間に、国の補助金をいただきまして、その辺の対策をやっているわけでございますが、一つは先ほど町長の答弁のように、広域避難所の住吉小学校から処理場までの距離、2.4キロを整備していくと。昨年決算のときの参考資料として提出してございますが、約0.86キロ、860メートルを整備しております。これにつきましては、先ほど可撓継ぎ手とか、マンホールの浮上防止対策という形で整備してはございまして、それにつきましては下水道特別会計の歳入歳出決算資料の中に載ってございますので、また見ていただければと思います。確認していただければと思います。

そういうことで、町としましては全体の計画を持ってございますが、先ほどもお話しのようにすべてを耐震的な形でやっていくのはなかなか膨大な費用もかかりますので、重要な幹線を少しずつ整備していくという形で耐震補強を考えておりますので、よろしく願います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

それからもう一つ、ここに書いてあります港湾のこれから予定に入っていました。あのやつはもう当然そういうものが入っていると思うんですけども、そこはどういう工法、そういう工法とか、そういうのはもうこれから調査するに当たって、指示とかそういうものは出されているわけですか、お願いします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） それこそ今回ののは別として、液状化の関係ですね。港湾につきましては、港ということであれば当然水位が高いということで、あと土質についても砂質土ですか、砂が多いということになりますので、当然液状化が考えられるわけなんですけれども、うちのほうは漁港という形で、また港湾という特定の大きい港じゃないもんですから、いわゆる漁港ですので、そこまでの地震対策に関してはされておりません。岸壁ですとか、護岸については今のところ耐震の検討はしておりません。今後の課題というふうに考えております。

したがいまして、吉田漁港については耐震強化岸壁、そういったものはございません。今、国のほうでも港湾について、要するに物流の拠点になるところですね。そういったところに

関しては今進めておるようではございますけれども、なかなかコストがかかるということで進んでおりませんということは聞いておるわけなんですけれども、うちのほうも津波ですとか、あと津波防災ステーションの関係の施設等、陸閘ですとか、あと大幡川水門ですか、そういったものに関しては液状化に対する調査はしております。

大幡川水門についてはその対策を施してあるということです。ですから、護岸と岸壁についてはまだこれからの課題ということとなっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。それでは、ちょっとこれお願いを、絡んでお願いなんですけれども、平成21年8月11日にかかなり屋根に被害がありました、建物被害として。そのときに町長も一緒に見ていただいたと思うんですけども、そのときに僕が感じた僕が目を見たときに、余りにもちょっと建物があるもの、かわらが乗っているのも、それはオーケーで見たと思うんですけども、僕らなんかが見たときにはやっぱりどうしてもかわらのちょっとしたずれであるとか、浮き上がりとか、そういうものが例えば東海地震とか大きなやつが来たときには、恐らく一番最初に被害を受けるだろうと、そういうやつが予想されるんです。そういう部分で僕たちの仲間が結構一生懸命頑張っていますし、それで建築士会の中の連中とか、耐震補強相談士とか、そういう者がたくさんいますので、今度そういうチャンス——チャンスとは言わず、余りあってはいかんことではございますけれども、そういうものがあつたときにはぜひ協同でやる方法をまたお願いをしたいなど。そういう考えがもしあれば。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 家屋の耐震化については二通りの意味でやはり進めていく必要があるかと思えます。

一つは、実際に地震が起きたときに家屋が倒壊して、いわば住んでいる人々、住民が避難するときの妨げになると。したがって、まずちゃんとしなければならないと。

もう一点は、単純な話、ぐしゃっといったときに、耐震補強をしてあれば当然のことながらそこで倒壊を免れるわけでございますけれども、ぐしゃっといった場合は後からたしか……、詳しくはまたあれですけども、要はそれぞれの基礎自治体が倒壊したときに幾らであるとか、それからまた家を建て直すときには2,000万円とか3,000万円かかるとか、だから事後的に物すごいお金がかかるものですから、当然のことながら耐震補強してあれば、そのお金が自治体であるとか、それから自分が出すとか、そういうことは余りないものから、そういう意味においては当然耐震補強というものは、今後町民の皆さんに強くお願いしてまいりたいと思っていますし、そのときは当然建築士会の皆さんとも一緒にやっぱりやっていかなければならないと思っています。ということでよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。実際今、町長の言っていたこの町の建築士の人たちとどうして協同していくか、それもやっぱり今までは余りなかったような気がするんですね。それがぜひそういう方向へ向かっていってもらって、要するにこの町の人たちを救うのは、もちろん行政である、それも当然ですけども、僕たちの建築士会の役目もそういう役目を持っていると思うんです。だから、目的が同じであればやっぱりその辺で同時にうまくやっていける方法をぜひお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一番難しい問題は、要は耐震補強する際に、建築士の方と一緒にやるということは、それはもう当然のことなんですけれども、問題は、耐震補強の診断をやる時に町民の方からまず手が挙がるのが少ないことと、実際例えばこれで150万円かかりますよ、200万円かかりますよといったときに、その当座の金を出すということがなかなかちゅうちょするものですから、このTOUKAI—O事業というのは前へ進まないんですよ。

それは当然、ぶつぶぶれた後は物すごいお金がかかるわけですから、それを考えれば当然わかるんですけれども、それは頭の中で、実際の財布の中のことを考えるとなかなか手を挙げる人が少ない。これをどういうふうに手を挙げさせるかというのが最大の問題と、こんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） その問題で、先ほど言った補助金をどうにか。それは、実際の声がありまして、ここやってくれという工事に携わっていく中で、やっぱり65歳の人たちというのは本当はもうやらなければならないとわかっているんですけれども、何件かはやっぱりそういう金銭的な部分でやめる人が多いんですよ。多かつたような感じがしたんです。

その辺がまた解消できれば、そのためにはまたぜひ啓蒙する方法はいろいろあると思いますので、力をお貸しいただいて、この町が少しでも安全な町になりますように、またよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。私は、さきに一般質問通告書で通告いたしました質問事項、後期基本計画のかじ取りについて町長にお伺いいたします。

町は、平成22年4月14日から第4次総合計画の後期計画の策定を始め、平成23年2月14日に後期基本計画を決定いたしました。そして、事業目的を明確にした実施計画と財源を裏づけした事業を盛り込んだ平成23年度当初予算を決定して、現在町は行政運営を行っております。

その基本計画は、町長が行った6月の所信表明のとおり、策定後に発生しました3月11日の東日本大震災の教訓が反映されておられません。町は、安心・安全な町を築き上げるため、6月の定例会に続き、9月の今定例会におきましても津波防災町づくり関連の補正予算を含み、施策の推進を最優先で行っております。

今後においても11月20日に配布予定されております吉田町津波ハザードマップに基づいて取り組む防災対策に町民の関心が集まっております。そこで、限られた財源の中、今後5年間の後期基本計画の施策展開について、優先的に取り組む防災対策とどのように優先順位をつけて行財政運営をなさるのかお伺いいたします。

1、重点化施策と津波防災対策の兼ね合いで具体的事業はどのようなのでしょうか。

①福祉社会の建設として、すみれ保育園の改築、シルバー人材センターの改築はいかがでしょうか。

②教育環境の準備として、小学校のエアコン設置はいかがですか。

③都市防災基盤整備として、新住吉川の開設、問屋川下水の整備はいかがですか。

2、財政調整基金など基金の取り崩しについてお伺いいたします。

最後、3点目としまして、財源を確保するため、国・県への働きかけについてお尋ねいたします。

以上、御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「後期基本計画のかじ取りは」についての1点目の「重点化施策と津波防災対策の兼ね合いで、具体的事業はどうなるのか」についてお答えします。

御質問の中にもございましたとおり、さきの6月議会定例会におきまして、今後の町政運営に関し、「基本的には第4次吉田町総合計画後期基本計画に基づいて行財政運営を進めてまいります。この計画には東日本大震災の教訓は反映されておりませんので、優先的に取り組む防災対策と重点化項目と優先順位を吟味しながら、福祉社会の建設、教育環境の整備、都市防災基盤の整備をさらに進めるとともに、町の骨格をなす幹線道路の整備も急いでまいりたい」との所信を表明させていただきました。

この考え方の原点は、同時に発信させていただきました「町民の皆様が安心して日々の生活を営むことができる町を築けなければ、未来永劫活力ある町であり続けることはできない」との常々の思いでございます。この思いを現実のものにするためには、あらゆる災害に対して完全に防御できる体制を整備しなければなりません。まさにこの理想の環境づくりが行政の目指すところでございます。

しかし現実的には、あらゆる災害を完全に防御することは至難のわざであることはだれもが否定しないであろうと思っております。反面、だれもがそうした環境を望んでいるのも間違いないことであると思っております。この思いはだれよりも行政が強く持っているものでございまして、これまでの計画の中にも、そして最新の計画である第4次吉田町総合計画後期基本計画にも、「安全で安心して暮らせる町づくりを進める項目」は入っております。しかも、第4次吉田町総合計画後期基本計画の第2章の重点化の方向の一つに、「東海地震に備えた災害対策を強化します」と掲げており、地震対策は継続した重要課題ととらえながら、計画づくりを進めてまいりました。

ただし、吉田漁港の陸間に自動閉鎖機能と遠隔操作機能を完備し、直接的な人の働きかけによらずに海岸線全体を防潮堤と津波堤で防御できる備えを有している当町にとりまして、静岡県第3次被害想定の数値では、津波被害の想定を要さなかったことから、第4次吉田町総合計画後期基本計画には津波対策に関する項目は盛り込んでおりませんでした。

こうした中で東日本大震災が発生し、想定外の津波が東北3県の沿岸部に押し寄せ、甚大な被害をもたらしました。この津波被害の壮絶さにあたかもすぐさま東海地区にも同じような津波が発生するかなのような危機感が広がり、被害想定も持たないままに暫定的な対応策を講じるさまが近隣市町の至るところで見られます。

当町では、「まずは早急に対策の根拠となる被害想定を行い、その後に対策を講じる」ことが町民の皆様の安全・安心につながると考え、吉田町独自で最近の最も有力な学説に基づく津波ハザードマップづくりを進めることといたしました。

御質問の中にもありましたとおり、この新たな津波ハザードマップは11月20日を目途に皆様にお示しできるようにしたいと考えておりますので、今後の町政運営方針につきましては、その結果を踏まえた上で熟慮してまいりたいと考えております。

そうは申しましても、今後の行財政運営について、基本的にはいずれも必要な事業の方向を盛り込んである第4次吉田町総合計画後期基本計画に基づいて行う考えには変わりはなく、その前にその中に新たな津波被害想定に基づく津波対策が優先的に加わっていくこととなります。

したがいまして、第4次吉田町総合計画後期基本計画の方向を大きく変えるような事態になることはなく、状況に応じて個別事業の実施年度の変更などにとどまるものと考えております。

こうした考え方に基づいて今後の方針を定めてまいりますので、御質問で挙げられました個別事業につきましては、平成23年度に予算計上してあるものも含め、原則として計画に基づいて執行してまいりたいと考えております。

ただし、今後新たに建築する建物などにつきましては、新たな津波被害想定の結果によって、防災的観点を取り入れた事業内容に変更することも考えなければならないと受けとめております。

次に、2点目の「財政調整基金など基金の取り崩しについて」にお答えします。

当町の町税収入は、平成19年度決算額の64億7,566万円余をピークに減少に転じ、平成22年度決算額では57億7,740万円余とピーク時に比べ約7億円落ち込んでおります。

一方、財政調整基金残高の推移を見ますと、近年で最も少ない残高となりましたのは平成15年度末で、約5億円という状況でしたが、その後意識的に財政調整基金残高を増加させるように努力し、平成20年度末には12億円を超過する残高まで増加させることができましたが、平成21年度末には世界的な経済不況や榛原総合病院の経営悪化などの影響を受け、約8億円まで残高が減少しました。

財政調整基金残高の多寡は財政運営の弾力性と健全性に直結いたしますので、常々できる限り多く積み立てたいと考えております。こうした観点から平成22年度においても、財政調整基金残高を増加させる努力を行った結果、年度末の残高は約12億6,000万円となりました。

安定的な行政運営を行うためには、深刻な財源不足や災害などによる緊急的な財政出動にも対応できる柔軟な財政運営を行わなければなりません。現下の情勢は町税収入が大幅に増加するというような景況感を抱くことはできませんので、津波対策という新たな財政事情に対しても安易に財政調整基金取り崩しによる財源調達を考えずに、国や県の支援なども念頭に置いて事業進捗を図りたいと考えております。

続きまして、3点目の「財源を確保するための国・県への働きかけは」についてお答えします。

現在の当町の財政力でございますが、平成22年度には9年ぶりに普通交付税の交付団体となり、平成23年度におきましても単年度財政力指数が0.971と1を下回り、普通交付税の交付団体となりました。また、3カ年平均の財政力指数でも今年度は1を下回っております。



財政力が下降した主な原因は町税収入の急激な減少でございます。こうした厳しい状況の中でも地方自治体の財政負担は増加傾向にございますので、最近特に国・県補助制度の積極的活用を強く意識した事業運営を心がけているところでございます。

これは、新たな行政需要となりつつある津波防災対策につきましても同様のことでございますので、でき得る限り国の支援のもとでの事業展開を目指し、他の自治体と差別化を図れるような安全・安心の町づくりを推進したいと考え、ただいま鋭意努力し、国への働きかけを積極的に行っているところでございます。

また、沢口谷川河口への水門設置などにつきましては、他の自治体とも連携を図って、国・県へ働きかけを行うなど臨機にさまざまな形で国・県の支援を受けることができるよう努力を重ねているところでございます。国への働きかけにつきましては、これまで政局が安定していないこともありましてイメージどおりの結果を得ることが難しい状況にあると感じておりましたが、新たな内閣が誕生しましたので、そのスピード感に期待して、これまで以上に働きかけを強めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましても、現下の状況の複雑さを御賢察賜り、安全・安心な町づくりに向けた当局の取り組みを温かい目をもちまして見守っていただきますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま町長のほうから第4次総合計画後期基本計画について、策定された内容について盤石呈して進行していくと力強い御発言がありまして、本当に町民の皆様方も安心していると思います。

そうはいいまして、同僚議員も今回、佐藤議員も同じような内容をしたということで、13分のうちの2名の議員が同じ内容の質問項目を行ったというのは、それだけやはり町民の関心も大きいということで御理解願いたいと思います。

具体的な事業につきましては、また後ほど確認させていただくといたしまして、町長が言われたように、やはり財源、財政を論ずるに当たりまして財源をどのように確保するか。過去の一般質問等さまざまな質疑に対しまして町長は、入りを図って出るを制するといった形で、そのような御発言をされていると思いますので、まず、入りに入って現状の認識について御確認させていただけますでしょうか。

財源として、起債について今回御質問していなかったんですが、先ほど同僚議員からの質問があったわけですが、後期計画におきましては、普通会計におきます地方債現在高の成果指標としまして具体的な数字を挙げていらっしゃいます。平成22年度末の残高が87億円に対しまして、平成27年度の目標を73億円としていると。それを単純平均で5年で割りますと、1年で2億8,000万円の減という形に推移するんですが、先ほど企画課長のほうから、このまま起債しなければもっといい数字になるよというすごい力強いお話もあったんですが、この起債の何か事業があって起債するということでありますが、その考え方について再度確認させていただけますか。企画課長、お願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 起債につきましては、今、地方財政法の中では起債というのは原則は第一義的には認められておりません。それで、地方財政法の中で例外規定がございまして、その中で特に法律で定める目的に添うものであれば起債はしてもいいと、こういうような定めになっております。

それで、その例外にまた例外をつくりまして、臨時財政対策債と普通建設事業に使わない起債も一部拡充といいますか、幅が広がった起債ができ上がっているというのが現在の起債の実情でございます。

当町では、ただしその普通建設事業に使われない一般的に赤字地方債というふうに表示しますが、こうしたものを増やしていくというのはやはり後世に対する赤字のつけ回しというような感覚を抱いておりますので、でき得る限り臨時財政対策債についても上限いっぱい借り入れを行うというようなことは当初から考えずに、できるだけ抑制していきたいというふうに思っております。

ただ、資産として残っていく普通建設事業に使うような事業、事業を特定して起債を充当できるような起債につきましては、やはり全体の財政事情を見ながら有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほど具体的な数字で、27年度末で新たに起債しなければ48億円という形で、目標と町が3.11の震災前の状況としてもふさわしい額ではないかと試算された、予定された73億円に対して48億円という形でなるんですが、それには新たないろいろな起債も行っていくということで、全くしないということは、先ほど町長から御答弁あったとおり、後期計画の事業についても推進していくということでもありますので、そうするとその差額部分ぐらいは今後四、五年かけて事業を進捗していくといったような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 結構です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしていきますと、その起債においてもかねてより償還金を超えない程度の起債のルールというのを、かねて財政規律で守ってこられて、その結果が今日の成果となったと思うんですが、今回の11月20日以降どのような結果になるか想像はできないわけですが、今回の後期基本計画にさまざまな事業が載っているわけございまして、それにあわせて緊急的な事業もあるわけですが、そういったときにも財政規律といったものはしっかりと堅持して行うつもりなのか、その辺について確認したいと思いますが、お願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今、御質問にありましたとおり、ここ平成16年からは償還元金を上回る額の借り入れはしないということで、起債残高をどんどん減らしていくという取り組みを行ってまいっております。

それで、それを始めたときのピークの起債残高というのは平成24年度がピークを迎えるというところから始めておりますので、そのピークに向けてはかなりの数字で減ってきており

ます。

それで、現在、22年度末でそれ以上借り入れを行わないということにいたしますと、そのピークだった24年には、現在約70億円の残高というところまで圧縮することができております。それを過ぎますと、今度償還元金よりも借り入れを少なくしていくということを堅持していきますと、ほとんど借り入れが今度できないような状態になってまいりますので、そうすると財政効率自体が落ちてくるということになりますので、新たなルールを定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 平成24年度ピークというのは、懸案の総合運動公園整備用地の償還が24年度中に終わるといった形で、この元金部分、1億2,956万円と利子部分がなくなるということで、非常に大きな部分がなくなるということでピークになるといった認識だと思います。

今、新たな財政規律をその26年度以降というんですかね、そんな形で行うということになると思われるわけではございますが、24年度、それがなくなった以降、急激な起債というのもやはり財政負担にもなると思うものですから、そのちょうど今までの償還部分に対して超えないようなルールの中、それは償還金額が減ったから、もとが減ったものですから、それでも自足しなければならないという部分があると思うものですから、そのルールというのをある程度明確な形でつくっていかないとまずいかなと思われるんですが、それについてもう少し具体的に、現在でお考えになられているものがあるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ここで具体的なルールをこうするということは明言することはできませんが、これまでの本日の一般質問の中にも出てまいりましたが、中央小学校の改築とか、それからすみれ保育園の改築、実施年度としてはかなり切迫していると、こういうふうに考えておまして、また中央公民館につきましても先ほど御質問があったとおりでして、その耐震性の改善というのは急を要するということを考えておりますし、この先、ここ数年大きなハード事業というのは避けて通れないような状況ではないかなというふうに考えております。

それに対しまして、起債を行わずに事業を実施していくというのはかなり難しい状況でございますので、起債がきくものについては起債を活用していくということを前提に財政運営をしてまいりたいと考えておりますが、その場合でもやはり一定の起債残高を超えない範囲でルールづくりをしていきたいと。

また、借り入れを起こすものについては、安易に縁故債を借りるようなことをせずに、政府債の償還期間の長いものを、利率の低いものということでできるだけ有利な起債によっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 了解しました。これから積極的な、こういうときだからこそ積極的な事業展開を行うという形での意思表示という形で聞かせていただきました。中央小学校の

建てかえ、グラウンド拡張、すみれ保育園の改築等々、中央公民館も含めまして、本当に難しいというんですかね、財源がある中での本当に難しいかじ取りをお願いするのだなと理解をいたしました。

それとあわせて、やはり先ほど町長から御答弁が当初にあったとおり、税収ですよ。税収につきましても確かに先ほどお話あったとおり、法人町民税という割合が我が町は非常に大きいわけで、その法人町民税を払っていただいているところが我が町からいなくなるということは、本当に大きな痛手でありまして、リーマンでその教訓というんですかね、痛手を我が町は相当得るもんですから、そういったことを含めて安全・安心を町民ならず、進出企業の方々にもとっていただくような施策が必要だと思っておりますが、過去3年間を振り返りまして、町税20年度が63億円、21年度が58億円、22年度が57億円という形での決算でいってまいりますが、町民税は14億7,000万円ぐらいから16億600万円ぐらいを推移しているわけなんですけれども、法人町民税が21年度、リーマンショックがあったときの4億6,000万円、その前の年は9億2,500万円という形で半分といった形で、非常に後期計画を推進するに当たってもそういった進出されている企業の方々への安心というものは、やはり今回の津波対策の中でも先ほど答弁されておったとおりでございますけれども、その意思表示というのも必要だと思っておりますが、具体的に公な資料という形では広報の中に町長も、進出している企業に安心をという形で7月号かな、掲載してあって意思表示されているんですが、具体的には町内企業の大手の企業に対してどのような働きかけをされて、財源確保を図るような努力をされているかというのを教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には、議員の皆様にも現在の時点では詳細な説明は控えなければならぬんですけれども、これは国との関係がございますので。言えることは、津波に対して多重防御と申しますけれども、一つには防潮堤の問題と、それから津波避難タワーの問題があるわけです。

津波避難タワーの問題というのは、防潮堤が突破されて、スイサイ防御を突破されていけば消極的なものとして、町民の皆さん、事業所も含めて生命を守るという観点でやるわけで、それでは基本的に企業にとりましては生産活動をする上において投資活動は控えなければならないという、そういう事態になります。したがって、この町の未来永劫活力ある町づくりを確保するためには、何はともあれ防潮堤というものを国の力でもってやってもらうというようなところに重点がありますので、当然のことながら津波避難タワーの問題もございまして、二つあわせて国のほうにさまざまな形で働きかけをしているというわけでございます。

実は、先日議員に開会のあいさつの中で、ここにいるのは残念だよと、身が二つあれば片方が行きたいよといった一つの簡単なことを申し上げますと、第3次補正予算が9日で締め切られました。何日か前に私のところに中央から電話が来まして、お前に来いと言っただろうと、そういうことで言われましたけれども、それはもう過ぎ去ったことでございますから残念だなと思っておりました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 法人町民税の確保という形で国に対してもそのような形で行われて

いるということでありませす。

行政改革の集中プランのほうで過去の資料でちょっとあれなんですけれども、やはり財源確保するためにはさまざまな、今回昨日、野田新総理が所信表明されて、復興債という形でいろいろな形が今後決定されると思われるんですけれども、財源確保のために苦慮されているということで、我が町にいたしましても、津波防災町づくりの対策をしなければならない。今言われたように防潮堤云々のこともやらなければならない。それで懸案でございます後期基本計画に載っている事業施策もやらなければならないということになりますと、限られた財源の中で、先ほど起債については25年度以降ある程度の枠は、1億3,000万円ほどの新たな枠ができてくるということもあります。そういうプラス要因もあります。

というのは、ダブルで、償還するお金もなくなるもんですから、考え方によっては2億6,000万円の枠が広がったかなというように私は考えているわけなんですけれども、そういったこともあるわけなんですけれども、集中改革プランを見ていますと、都市計画税を検討するようなことも書かれていたんですけれども、これは税金を上げるということとあれなんですけれども、そういった新たな施策も考えながらやっていくということも検討課題等に入っているんじゃないんですか。それについて。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 集中改革プランの中では、そうした項目も掲げてございまして、経過を申し上げますと、都市計画税の税率が近隣と比べて当町がたしか少し低いレベルにございます。ただ、隣の市が途中で方針を変えまして、全体を都市計画税をとりやめたということもございまして、その後対応をどうしようかということで検討といいますか、その時点で都市計画税の取り扱いについての検討というのはとまっております。

それで、そうした都市計画税の税率を上げることによる財源確保というのは今のところは念頭には置いてございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 復興税という形で国が新たな、10年、20年わかりませんが、そういった中で吉田町においても都市計画税の見直しという非常にインパクトが大きいことでもありますので、ないということで安心しました。それでは結構です。

入りの形でそんな形で今後の事業展開を行うに当たりまして、先ほどの答弁でもございましたけれども、税率がピークでその後段階的に町税も減っているような形になってきているということで、今後やはりもう8月25日に平成24年の国の概算要求の形の指針が出ているわけで、国の方は少しずつ動いていて、昨日の修正方針でもう動く。先ほど町長が言われたように第3次補正等も着々と動いているということで、やはりうちの町が今後24年、25年、この後期基本計画年度中における収入状況というのをしっかりと明確に把握していかないと、やはりそれに対する起債等々の事業の展開においては非常に難しくなってくると思うんですけれども、これも私たちわからないもんですから教えていただきたいんですが、今後どのような、横ばいとしているのか、このまま少しずつ減っていくのかという形で、どのような状況とお考えなのか教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一つ訂正していただきたいのですが、第3次補正で着々と行

っておりません。要は中央から私のところに来たのは、第3次補正が9日に締め切られてしまったけれども、ねじ込むとかそういうふうなことについてお前が出てこなればどうにもならないじゃないかというふうな話で打ち切られてしまったので残念だということです。

それから、今後の税収の問題でございますけれども、基本的に今うちは新たな税収源を見つけてどうのこうのというのはちょっと、非常にこういう状況でもございますし、リーマンショック後の単純な話、経済的な不況の問題もございますし、また3.11後の不況もございます。円高等もございますので、いましばらくは入りよりも出のほうを考えていかなければならないんじゃないかと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 入りはある程度もうこれ以上新たな方針としての努力はするけれども、やはり出をしっかりとチェックするという形で今町長のほうからお話がありました。

23年度当初予算の編成に当たりましては、昨年11月8日に企画課長のほうから吉企365号におきまして、平成23年度当初予算の編成の方針が述べられております。その中の一文を紹介しますと、平成22年度は9年ぶりに普通交付税の交付を受けたところであり、当面自主財源である町税収についても平成22年度以前の水準は期待できないとされている。

という形で本当に厳しい中での税収だと思います。財源比率としましても、町税収入が平成20年度が65%、平成21年度は60.8%、平成22年が59.4%と減っているわけでございます。

そうした中で、今、町長から言われたように出をしっかりと吟味しなければならないという形での話になっていると思います。そうしますと、今後やはりこの後期基本計画を進捗するに当たって、今ある事業についてもしっかりともう一度精査する必要があるのではないかなど考えるわけです。常々企画課長のほうからは、経常的な経費は極力避けるというような御答弁もあるわけですが、そういったところで今後の方針というものは、今まで以上にそういった面には厳しいチェックの目は財政部門には求められると思うんですが、その辺について、再度認識の御回答いただけますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に、改めて説明する必要はないと思いますけれども、要はこの第4次総合計画後期基本計画というものは、議員御承知のとおり町のある意味においてはかさ上げですかね。都市基盤のかさ上げに重点が置かれますよね。そういう意味においては当然のことながら原則としてこの計画は変えることなくやっていくということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 新規計画についてはそのようなお考えだと思うんですが、今現に行っている事業についても見直しをされる考えはあるかについてはいかがでしょうか。

というのは、平成16年に町長は事務事業におきましてゼロベース検証で行っております。それ以降ですけれども、集中改革プランと行財政改革におきまして、検証の見直しという形で行っているわけなんですけれども、あくまでも平成16年に行ったゼロベース検証をもとにしてのまた見直しでありますので、もう世の中が大きく変わっておりますので、また最初は小さな花だったものも、大きな花を広げている事業もありますし、事業展開も大きくなってきているということで、初期のさまざまな目的は完成して、いよいよ次のステップへ移ろうといった事業も二、三見受けられているという感覚で私はいるわけなんですけれども、そういったものも含めまして、ここで大きな変革のときでもございますので、そういったさまざま

まな事業について見直しはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員が二、三事業計画について見直しをと、それは議員のお考えでしょうけれども、そういうものもお話ししていただければありがたいと思うんですけども、基本的には現在、16年当時よりも企画のいわば財政を含めたそういうふうなチェック機能は格段に上がっておりますので、そこで当然のことながら精査していけば、当面の問題はないと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 財政運営につきましては、やはり議員さんの御質問にあったとおり、平成16年度に実施いたしましたすべての項目の見直しを行ったものをベースにしてこれまでやってきたわけですが、それをさらに進めて、昨年度末に吉田町行革大綱第4次もでき上がっておりますが、そうした中で重点項目の7番目に健全財政の取り組みということも掲げてございまして、あと、新たな行政評価システムの構築も中に入れてございます。それで、まだ完成までは至ってないわけですが、実施計画の事業と予算事業とすり合わせをただいま行いまして、そこまで合致させるまでのシステムはでき上がりましたので、それを今度来年の実施計画策定に向けまして、その中に行政評価の要素を取り入れた新たな評価シートを今つくってございます。それに基づいて作業は現下では進めているわけですが、そうした評価項目が入った実施計画の要求がなされてくるということで、担当課でも自己評価をしていかないと、実施計画の事業の要求ができないというようなシステムをつくっていきまして、またそれをもとに町長初め個々の事業を評価しながら、翌年度の予算事業を定めていくというようなことになってまいりますので、システム的にもかなり事業を選別する機能は上がっているというような、内情的にはそんな形になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 御答弁ありがとうございます。実質的にもうこの行革大綱第4次に向けて動かれて、出のほうもしっかりとチェックしていると。入りのほうも安心だよという形であるわけで、きょうお昼にちょっとニュースを見ましたら、県のほうも補正予算、うちの会計の一般会計ぐらいの金額が補正予算なもので、やっぱり県はすごいなと思ったんですが、その中で雇用をしっかり図るという形でさまざまな施策が用意ドンできょう議運のほうに上げられたということで、先ほど町長言われたようにねじ込んでもらうような形で県の予算を勝ち取るような形でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それこそ8月24日にありました財務省の関係のを見ますと、経済危機対応地域活性化予備費が9,600億円要求されたということでありますので、新たなそういったものをいかに早く引っ張ってくるかというのは、やはりこれは町長の手腕にかかっていると思ひますので、今後の御期待をいたしまして、本日今回一般質問した趣旨は、津波防災対策も確かに重要でありますけれども、町は未来にわたり営々と繁栄していかなければならないと。その基盤整備というものはある程度長期的な予定にのっとり着々として行つていただきたいという確認をしたかったものですから、今回確認の質問をさせていただきました。明確な答弁をいただきましたので非常に安心しましたし、さまざまな懸案事業につきましてしっかりとした財政措置での進捗をお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時28分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣言

○議長（八木 栄君） 改めましておはようございます。

本日は定例会19日目最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第32号～議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第32号議案から日程第9、第43号議案まで、総務文教常任委員会へ付託いたしましたので、この9議案を一括議題といたします。

初めに、この9議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 佐藤です。

それでは、平成23年9月2日に開会されました吉田町議会定例会において、総務文教特別委員会に付託されました9件の議案審議について委員長報告をいたします。

第32号議案 平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月6日、出席委員13名、7日、出席委員12名、欠席1名、両日とも当局より町長、副町長、教育長初め、所管の課長ほか担当職員の出席をいただき、連合審査を行いました。

審査は、款ごとに担当課長から事項別明細書により順次説明をいただき、その後、質疑を行いました。また、両日とも議場におきまして、産業建設常任委員会と連合で審査を行いましたので、審査の過程における詳細説明及び質疑詳細の内容については省略して、主な質疑につき、要旨を報告いたします。

6日、9時から16時19分まで。

歳入について。

4番。町民税納税義務者が減少しているのはなぜか。

税務課。給与所得者の雇用情勢が悪化したため、納税義務者が減少した。

3番。都市計画税は目的税で、都市計画税の使われ方をわかりやすくできないか。

企画課。都市計画費は平成22年度9億3,960万円、そのうち都市計画税は2億6,062万円、28.3%の比率になっている。今後、都市計画税としての使われ方がわかる形に検討していきたいと考えている。

12番。地方債の買入れ状況は。借入先の選定はどのようにしているか。

企画課。借入先については、国・県の指示がある。優位性のあるものから選定している。

4番。都市計画税の使い道の説明はいつからできるのか。

企画課。平成22年度決算は間に合わないが、平成23年度の決算に向けて実施していきたい。  
歳出の1款議会費、2款総務費1項までについて。

6番。行政事務のアウトソーシングの先進地の高浜市へ視察に行ったようだが。

企画課。高浜市は、まちづくり委員会を小学校区ごとにつくり、公園管理などの委託を行っている事例がある。当町で研究課題としている状況です。

1番。ジャストラインへの補助金を出しているが、赤字路線になった背景はどのようなことか。

企画課。バス路線の乗車率が極端に落ちてきたのは、各高校にスクールバスが走るようになってからです。

13番。カムカム補助金を出しているが、参加人数の確認はどのようにしているか。

企画課。参加人数の把握は申請者に報告を義務づけている。それを適時判断をしている。

12番。公共施設土地借り上げは34人から借りているが、今後の意向は。

総務課。現在は借地だが、今後は買い上げて、町の資産にすることも考えていきたい。

3款民生費について。

4番。老人福祉対策は変化に対応するとしている。どのようにするのか。

高齢者支援課。高齢者の在宅サービスは、救急キット、外出支援、そして商工会から高齢者のひとり暮らしの調査依頼もあり、協力していく。安否確認は地元の郵便局などと連携していきます。

6番。さくら保育園の定員100人に対し、実績が126人で定員オーバーしているが。

社会福祉課。子育て支援室を開所して、定員を140人にふやしました。

6番。あつまりーナの地域への開放や交流はどのようになっているか。

社会福祉課。第1、第3土曜日をあけている。日曜日については協議しています。

8番。シルバー人材センターの委託件数や内容は。

高齢者支援課。受注件数は1,311件、金額にして1億1,717万円です。仕事は、清掃と樹木の伐採などを行っています。

4款衛生費について。

8番。不妊治療費の一部助成の内容は。また、効果はどのようなものか。

健康づくり課。平成22年度は16件助成した。平成18年度から30人に助成し、そのうち40%が成功した。

10番。予防接種率の向上にどのように取り組んでいるか。

健康づくり課。対象者全員に通知を出している。効果は上がっています。

9月7日、9時から16時までです。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について。

12番。港の岸壁が壊れたが、日常点検や管理はどのように行っているか。

産業課。職員が週1回見回っている。特に、異常は発見できなかった。

1番。商工会の補助金が100万円単位で減っているが、理由は何か。

町長。理由は財政的に厳しくなっていること。商工会で個別のプランを出せば、それを対

象に補助金は検討していきます。

9 款消防費。

12 番。原発災害に備えて備品は用意されているか。

総務課。原子力災害には一切備えていません。

8 番。委託料でデジタル雨量計の点検とあるが、どのように使われているのか。

総務課。総務課に雨量のデータがプリントアウトされ、記録として残しています。

8 款土木費、11 款災害復旧費について。

3 番。湯日川に草がぼうぼうと生えているが、草刈りの管理は。

都市建設課。肩から 1 メートルを刈る予算はとってあります。シルバー人材に委託して進めます。

10 番。道路維持修繕費は単価契約をしているが、要望はどうか。

都市建設課。全体では 532 件あった。ほとんどが舗装の剥離です。

10 款教育費について。

6 番。図書館の利用者、貸し出し数が減っているが、理由は。

教育委員会事務局。藤枝に新しい図書館ができたことの影響と見ている。また、子供の利用は減っているが、学校での利用は増えています。

13 番。中学校に修繕費をかけているが、古くなり、雨漏りをしている箇所が多い。学校全体を早目にまとめて修理したほうが安上がりになるのではないか。

教育委員会事務局。修理はその都度行っている。まとめて行ったことはないが、今後検討していく。

以上、連合審査の報告です。

9 月 8 日午前 9 時より 4 階第 2 会議室において、出席委員 7 名、町長、副町長を初め所管の課長に出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

審査の順序については、議事日程により進行することを報告し、付託された 9 件の審議に入りました。

日程第 1、第 32 号議案 平成 22 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定を議題といたしました。

本案は、連合審査にて質疑が終了していますので、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 2、第 33 号議案 平成 22 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

4 番。決算書では、土地の金額が取得時の金額になっているが。

企画課。一般的には時価で表記されているが、公会計の場合はそこまで求めていない状況。当町の財務規則は、取得時の取得原価をもって財産の残高とするとなっています。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 3、第 34 号議案 平成 22 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

4 番。国保の収入未済額が他の税より率が高いが、理由は。

税務課。仕事をやめたり収入が減っても、国保税は前年度の所得で計算されるので、収納

率が上がらないのが現状です。

12番。国保加入者の課税所得が減り、税金が下がり、医療費は増えている。国保の動向は。町民課。医療費は平成21年度より増えたが、後半で高額医療費が減り、医療費全体が平成22年度の見込みより下がったことです。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第4、35号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、36号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

12番。普通徴収が増えているが、状況は。

町民課。低所得者、年金の方は納付が大変なようです。75歳になり、年金徴収になるまでの間、普通徴収になるが、その間未納になる場合もあります。

以上、質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、37号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とし、審議に入りました。

4番、一般管理費の電算処理委託料が増えている。理由は何か。

高齢者支援課。システムを切りかえた。委託料は保守料です。リースしたため、パソコン借上げ料がふえたものです。

12番。介護保険事業計画の進行の中、実際はどうか。

高齢者支援課。昨年度は給付金額が3%減になった。介護予防の効果が出たもの、ほぼ計画どおり進行していると考えられます。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第7、第41号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

10番。基金積立金についての考え方は。

町民課。今回の基金積み立ては、5,569万円積み立てになり、最終の基金残高は2億5,274万円になります。今後は基金を増やしていきたいと考えています。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第8、第42号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第9、43号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、総務常任委員会に付託された9件の議案審議を終了しました。

閉会は12時でした。

以上です。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第32号議案 平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第2、第33号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第3、第34号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、第35号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、第36号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、第37号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、第41号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第42号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第43号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第38号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第10、第38号議案から日程第13、第46号議案まで、産業建設常任委員会へ付託いたしましたので、この4議案を一括議題といたします。

4議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） それでは、平成23年9月定例会産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審議について御報告を申し上げます。

平成23年9月9日午前9時より役場4階第2会議室におきまして、委員7名と当局から町長、副町長を初め所管課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

審査の手順については、委員会日程により進行することを報告し、付託されました4件の審査に入りました。

日程第1、第38号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。合併浄化槽のBOD排出基準は20となっているが、下水道ではもっときれいな水を出しているということだが、必要以上のものを行っているのではないか。またその予算がどこに反映されているのか。

流入してくる水の汚れの度合いは日々変動しており、これを処理して、その値を常に15に近い状態に保つことが非常に困難な運転となります。また、水質基準にはBODだけではなく、水中に浮遊する物質の指標を示すSSや、化学的な汚れを示すCODもあり、水質汚濁防止法の中で約42項目あり、それらをすべて基準内におさめるように処理しなければならないので、過剰な処理とは考えておりません。予算は、1款1項3目の浄化センター維持管理費でございます。これについては、電気料とか薬品とか管理委託などがあります。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第2、第39号議案 平成22年度吉田町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。収益的収入及び支出の最近5年の決算額の推移で、水道事業収益は平均的に推移しているが、純利益が平成18年と比べ、かなり減っている。その理由は。

当局。純利益が下がっているのは、水道事業費の費用が増えているということです。その要因は、施設等を整備して、その減価償却費が増えていったものです。

委員。水道料金の未収金2,071万8,079円、17年分の不納欠損額が290万3,879円とあるが、平成22年度の給水停止を含めた収納の対応状況は。

当局。平成22年度の収納率は98.3%となっています。滞納整理は口座振替など引き落としできない場合、再度引き落とし依頼をしています。さらに落ちない場合は、職員が電話でお願いしたり、通知を出したり、自宅へ訪問して、直接お話をさせていただいています。納めていただけない場合は、給水停止マニュアルに沿って通知を出し、それでもおさめていただけない場合は給水停止をさせていただいています。平成22年度の給水停止は1件実施しまし



た。

以上で質疑を終了し、本案に討論求めましたが、討論がなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第3、第44号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題とし、審議に入りました。

委員。公共管理建設費が5,640万円減額となっているが、国の内示額が減額されたことに伴うものと聞いたが、平成23年度に予定していた工事の量はどうなるのか。

当局。管渠の整備費と地震対策ということで、国からの補助金をいただいております。当初計画していた管渠建設工事1,538.35メートルは845.1メートルとなり、工事量は減ることになります。

以上で質疑を終了し、本案に討論求めましたが、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第4、第46号議案 町道の認定路線についてを議題とし、審議に入りました。

委員。下川原8号線は開発行為により立派な道ができたが、行きどまりになっている。将来的には何か計画があるのか。

当局。下川原8号線の沿線上には都市計画道路の中央幹線がありますので、それに向かって延ばしていきたいと考えています。

以上で質疑を終了し、本案に討論求めましたが、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審議を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長(八木 栄君) 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 質疑を終結します。委員長、御苦勞さまでした。

日程第10、第38号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11、第39号議案 平成22年度吉田町水道事業会計決算の認定について、これより討

論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第12、第44号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、第46号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第14、第31号議案 吉田町行政財産の目的外使用料条例の制定に

ついてを議題とします。

これより、第31号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町長にお伺いします。この条例の第5条第2号に、「前号のほか町長が特に必要があると認めるとき」という文言が入っております。これは、私としては、町長の恣意的行為というか、そういうものを生む可能性のある文言だというふう感じております。常日ごろ、町長は町長の恣意的行政運営に歯どめをかけるということをおっしゃっておりますので、そことの整合性、この文言はちょっととれないのではないかというふう考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） さまざまな法律もそうでございますけれども、条例もそうでございますけれども、基本的には、執行者、首長が裁量権というのは、当然のことながら認めなければならないわけございまして、その部分をどれほど恣意的な性質を排除するかという問題ですから、それは、最終的には勧奨退職の問題もございまして、基本的にはほとんどそれができないような形での運用をしていくということでやっていけば、私は問題ないと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 企画課長にお伺いします。

9月12日の全協の席におきまして、この文言に対しては規則のほうで具体例を示して、規則のほうに記載するというお話がございましたけれども、それは実施されるということによるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課長という御指名でしたので、私からお答えをいたしますが、規則に第5条第2号の具体例を記載するという発言ではなかったというふうに思っておりますが、規則ということではなくて、そうした基準を定めるというお話をさせていただいたというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町長個人が自分の裁量権をもって適宜この要件に該当する場合を定めていくというようなことは想定しておりませんので、あくまでも町長という機関代表者が、ある一定の基準に沿って判断できるようなシステムをつくっていくという中で運用したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今のお話ですと、その基準というものがどこに明記されるのでしょうか。公にされるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 今の施行規則の運用基準につきましては、今、案は担当でつくっている最中でございますので、それは4月1日の施行までには運用基準を定めたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) じゃ、その運用基準にそれが記載されるということによろしいという理解でいいですね。それは確認だけです。

もう一点、今、企画課長のほうもおっしゃってございましたけれども、代表者としての町長ということに関して、こういう条例においては、そういう基準を設けたとしても、そこでは入らない、突発的な理由というのが発生すると。即座に判断しなければならない、議会にかけていくわけにはいかないという短期間で判断しなければいけないという事項というのが出てくると思うんですけども、そうした場合には、どういう、町長が判断するのか、町長という文言が町長個人ないしは町全体という考えとすれば、そういうときにはどういうシステムで判断していくというふうにしていこうとお考えでしょうかということです。

○議長(八木 栄君) 町長、田村典彦君。

○町長(田村典彦君) 議員がおっしゃられている、基本的に町長というのは機関でございますので、当然のことながら、他に諮ることなく瞬時に判断していかなければならないというのは、当然機関としての町長が判断するわけです。それが問題があれば、当然のことながら、住民から成績が出るわけで、システムとしては私は全く問題ないと思っています。

○議長(八木 栄君) ほかに。

10番、増田宏胤君。

○10番(増田宏胤君) 本使用条例が制定をされるということを見込んで、試算はされていると思います。そのような中で、土地と建物がどのような数字で見込んでいるのか。あわせて、今までの寄附金というものに比較すればどうなのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監(田村政博君) この条例を施行しまして、お認めいただきましたの使用料を平成22年度実績を試算しますと、70万7,000円ほどになります。これにつきましては、町有地のほうの関係で70万7,000円という形になっております。

それと、自販機の関係でございますけれども、これにつきましても、平成22年度実績を試算いたしますと、条例による使用のやつは11万3,000円ほど入金が見込まれるということです。それ以外に、電気料とその使用料につきましては今までどおりもらうというのと、あと、寄附金につきましては、個々にサービスに折衝した中に入ってくると思いますので、今回、条例が施行されました後の使用料の試算といいますのは、自販機につきましては11万3,000円という、そういう形になると思います。

寄附金につきましては、今までどおりと変わらないという考えをしておりますので、金額がその都度業者の設定した中で、今まで20%にもらっているところもありますし、15%いただいているところもありますので、その辺のことは今までどおりと変わらないと思っております。

○議長(八木 栄君) 10番、増田宏胤君。

○10番(増田宏胤君) 以前に町内会が土地を購入し、税金対策のために、名義が吉田町としていたところがありまして、常日ごろの利用なり管理については町内会がやっているところがあります。それが公有財産台帳に記載があるのかないのかお尋ねしたいということと、あわせて、この条例制定に当たって、既にもうこれだけのものは減免対象だよということで把握がされているならば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 公有財産台帳に記載されておりますので、公の施設ということで代金のほうをとっていないという、そういう状況でございます。

〔「減免対象の把握はできておりますか」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 減免対象の団体につきましては、補助金の交付団体というような形の中で、今、運用基準の中で、そういう団体を調べ上げている最中でございますけれども、一応団体としては拾い上げているような状況でございます。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） まず、自販機関係の使用料につきまして確認したいと思います。行政財産ということで、行政財産の中でも指定管理で運用されている施設等もあるわけなんですけれども、ハートフル等あるわけなんですけれども、そちらのほうの影響というのか、そちらのほうも全員協議会の中で同僚議員が質問して、そちらの障害者団体の方々が運営している自販機もあるということではありますが、そういったところに影響等が今後想定されると、非常にいかななものかと思われるものですから、直接こちらの条例の運用でされるのか、それとも指定管理でされているそちらの団体のほうの形のほうでやるのか、どちらで運用する予定なのか、その点についてまず、1点お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 自販機の設置者とその施設をあれしている団体がございますので、それぞれの方たちと契約を結んでいただきたいと思います。

ですので、例えば、健康福祉センターにつきましては、健康福祉センターと業者といますか、自販機を設置する会社と契約を結んでいただきたいと思いますというふうに思っております。

影響につきましては、前回の全協の場面でも言いましたように、この6カ月間の間にお話をさせていただいて、煮詰めていきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の御回答が、この条例で、そちらのほうの指定管理されている施設においても、すべてこの条例に沿った使用料基準という形の運用でなされるのか、それとも、そちらその施設、施設で考えてやるのか、1点目はそれを聞きたかったですけれども。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） この条例に基づいて、使用料をとっていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、さまざまな形で、庁舎内には限られた台数しかございませんが、それ以外にも多数町内にはあると思いますので、第5条の使用料の減免等、いろんなケースが今後想定されると思いますので、周知期間6カ月、半年の間に、しっかりとした形でやっていただきたいと思いますし、業者等の直接取引におきましてはコンペ方式で正しくやられていると聞いているものですから、問題ないと思うんですが、さまざまな理由でそちらのほうを設置されている方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、町有地に関しましての使用料についてです。

先ほど、同僚議員から試算はあるかという御質問で、70万7,000円という形での御報告がありました。過日、担当課のほうに行きまして、吉田公園西側町有地全面を1日借りると幾らぐらいになるのかという御質問をしたところ、約3万6,686円という金額をお伺いいたしました。そうすると、ざら20日間くらいあちらのほうを、平成22年度の実績から換算すると、貸し出して使用料をとるといったような形でございますが、まず、向こうの年間を通じて平成22年度において、20日間という数字なのか、それともそれ以上にあつて、さまざまな減免をされた後のこの70万7,000円なのか、その点について御答弁のほど、平成22年度のすべての実績日数と、この70万7,000円とした積算した根拠について御答弁お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 今の御質問でございますけれども、料金をとるような形になると思われましては、現在フリーマーケット等を利用されている方がいらっしゃいまして、それが7日間です。7日間を想定しております。あと、農協の経済連の関係で農機具祭を会場として使っておりますので、それが1日です。あと、同じくまた別のフリーマーケットの状況でございますけれども、これが年間9日間実施されておりますので、その分。あと、クラフトフェアの場合、料金をとっているという形になりますので、その場合につきましては、今後は、有料の場合につきましては使用料をとりたいという形で、それを1日分見込んでおります。

あともう一つ、個人ですけれども、会場をビデオ撮影で1日使ったということが昨年ございましたので、その1日分を計上させて、それらを試算しますと、70万7,000円という数字になっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後にします。

さまざまな形での資産の有効利用という形ではあるわけですが、今回はこの議案につきましては、行政財産という形でございます。普通財産につきましては、過日全協でも話したとおり、平成20年度10月6日に事務取扱要領という形で、普通財産につきましても決めてあるわけでございますけれども、今、売却に向けて使われている三星の総合運動公園整備用地に関しましても、もし借りたいといった御希望があった場合には、この要領に基づいてお貸しするのか聞いて、最後の質問としたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 三星工業用地につきましては、現在、町としましても売り払うような形の中で応募があるというような状況がございますので、積極的に貸し出すというふうには考えておりません。

〔「希望があったら」の声あり〕

○総務課長兼防災監（田村政博君） とりあえずは貸さない方向で、今、公募をしている関係で今そういう形を切っておりますので、観光協会等、町が絡んだような形の中で駐車場の利用等は考えておりますけれども、お金をとつてのあれというのは、ちょっと現在考えていな

いというような状況でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで、資料配付のため、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時49分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、10番、増田宏胤君から発議案第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書及び発議案第5号 漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案2件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公

費助成に関する意見書を議題とします。

本案について、提出者10番、増田宏胤君の説明を求めます。

10番、増田宏胤君。

〔10番 増田宏胤君登壇〕

○10番（増田宏胤君） 発議案第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書について説明します。

肺炎は、原因別死亡率の第4位に位置し、特に高齢になるほど死亡率が増加する傾向が見られます。肺炎の死亡者のうち65歳以上の高齢者が95%を占めております。

肺炎球菌ワクチン接種は、一度接種すれば5年以上は効果が持続されるとされており、高齢者の健康不安にこたえ、重症化を防ぎ、死亡率を低下させ、また長期入院を防ぐことなど、費用対効果も期待をできるところであります。

吉田町における高齢者の肺炎球菌予防接種は平成19年度より開始をされておりました、平成22年度までの4年間の実施状況は、実施者が2,826人、執行額が2,340万4,932円となっております。

つきましては、高齢者が健康で生き生きと暮らせるよう、肺炎球菌ワクチン接種を予防接種法の定期接種に位置づけ公的助成を実施するよう、国に対して求める意見書であります。

意見書を朗読します。

発議案第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公的助成に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月20日提出。

吉田町議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、増田宏胤。

賛成者、吉田町議会議員、杉本幸正君、平野 積君、枝村和秋君、佐藤正司君、藤田和寿君。

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成に関する意見書。

我が国において、肺炎は死亡率の第4位に位置し、高齢になるほど死亡率が増加する傾向がある。特に75歳以上では、肺炎による死亡率は男女とも急激な増加が見られる。肺炎球菌はインフルエンザウイルスと同様、呼吸器感染症における代表的病原体で、肺炎のみならず細菌性髄膜炎といった重篤な合併症を起こしやすく、肺炎球菌による肺炎は、4分の1から3分の1を占めると考えられている。特に高齢者は、インフルエンザウイルスと肺炎球菌に感染するリスクが高く、インフルエンザ罹患後の肺炎に肺炎球菌が関与する可能性が高いとされている。

実際、インフルエンザワクチンとの併用接種により、高い有用性が報告されている。また、近年、ペニシリン耐性肺炎球菌等の薬剤耐性化が進んでいることから、ワクチンによる予防が重要視されている。現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、新たに公的予防接種の対象とすべき疾病、ワクチンを含め、今後の予防接種のあり方について検討が行われているが、疾病の発生を防止し、国民の健康を保持する観点から、ワクチンで防げる疾病は可能な限り、早期に定期接種化すべきである。

よって、国において高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種を定期接種に位置づけ、公費助



成を実施するとともに、国の責任により、必要な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あてであります。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上をもちまして説明といたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程2、発議案第5号 漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者、増田宏胤君の説明を求めます。

10番、増田宏胤君。

〔10番 増田宏胤君登壇〕

○10番（増田宏胤君） 発議案第5号 漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を求める意見書について、説明をします。

今年度末には、漁船に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置の期限を迎えます。御承知のとおり、昨今の漁業を取り巻く環境は、コストに占める燃油費のウエートが極めて高く、大きい漁業にとって、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷の中で、収入面においても厳しい状況であります。

漁業経営は深刻な状況に陥ることになりかねません。さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫をされ、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねません。したがって、

漁業者が国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要であります。食料産業の存続のためには、軽油引取税の免税措置の継続は不可欠な措置であり、この措置の延長を何としても図る必要があることから、これを国に対して求める意見書であります。

意見書の内容を朗読します。

発議案第5号 漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月20日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、増田宏胤。

賛成者、吉田町議会議員、杉本幸正君、平野 積君、枝村和秋君、佐藤正司君、藤田和寿君。

漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を求める意見書。

軽油引取税は、昭和31年に地方税の道路目的税として創設をされた。また、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され、一般財源化されたことにより、目的税から普通税に移行され、漁船（船舶）に使用する軽油の免税措置は平成24年3月までの特例措置となっている。昨今の漁業を取り巻く情勢は、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加え、構造的な魚価の低迷と相まって、収入面においても非常に厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状況に陥っている。

このような中、漁船に使用する軽油への軽油引取税の免税措置が廃止させると、漁労支出に占める燃油の割合が極めて高い漁業経営は一段と圧迫され、軽油を主たる燃油としている当町の漁業者は廃業を余儀なくされる。

シラス漁業、水産加工業を地場産業としている我が町にとって、この免税措置の廃止は漁業経営を困窮されるばかりではなく、地場産業の健全な発展を阻害する要因となり、地域経済に対しても大きな影響を及ぼすものと危惧している。

ここに漁業の健全かつ持続的な発展を図るとともに、水産物の安定的な供給を確保するため、漁業用軽油に係る軽油引取税を恒久的に免税するための措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上、説明といたします。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。増田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案とおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第16、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で、平成23年第3回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局から提案させていただきました議案につきまして慎重審議していただきました。また、議決をいただきまして、本当にありがとうございます。

今会議中に、議会との間で、エネルギー政策におけるところの原子力発電の位置づけの問題、それから、浜岡原子力発電所の再稼働を含めた立地の問題について意見交換が有意義に行われたと私は思っております。

いろんな意味で、議会と意思疎通というのはいろんな意味で図る必要がありますので、議会も我々に対して、我々も議会に対して、それぞれお互いに話し合うことが必要であるということがあれば、今後こういう形での懇談という形をとって、よりよい方向で議事というものが進むように運んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、議会の皆様にご覧いただけますけれども、今回、先ほど、議決いただきました行政財産の目的外使用条例の件でございますけれども、これまでの議会運営の進め方について、完全にルールから外れたと思っておりますので、ルールについて、単純な話、通常は初日に説明をして、それから全協もしくは委員会付託をするというわけでございますけれども、今回は最終日にいきなり審議、議決という形になるわけで、これもこれまでの議会運営とはちょっと違いますので、それについては意思統一を図っていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、これはもう議長のほうに何度も申し入れしていることでございますけれども、補正予算の議決について、初日にお願いするわけでございますけれども、それができないとするならば、できる限り早目にやっていただきたいと。ルール化をぜひともしていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、これも議長にお願いしているんですけれども、議決権と執行権のテリトリーをそれぞれのテリトリーについて、相互に尊重していただきたいと。私は議決権としては口を入れたことはございませんので、執行権についてもそういう場があれば、議員の皆様ともそれらについて認識をしていただきたいと思っておりますので、またそういう席があれば、お話をしたいと思っております。

それから、これは全然、議会運営の生産性の問題に絡むことだと思うんですけれども、初日に議会特別委員会、今回、連合審査という報告があったんですけれども、新たに報告しているのは、ほとんどわかりませんので、皆さん全員でお話をされているわけでございますから、改めてまた話をするというのはいかがなものかと思っておりますので、それについてまた考えていただければと思っております。

また、最後に、例の藤田議員の予算調整とそれから提案権の問題がございましたけれども、議会が説明責任を果たすと言われましたけれども、私、町長も関係しますので、でき得れば

私に対しても説明をしていただければありがたいと思います。

それから、増田議員のブログの問題ですけれども、これ、当然のことながら、書かれた文言は、公人としてのコンプライアンスの問題がございますので、これは議長のほうから改めて席を設けると、その場でお話してもらいたいということがありますので、その席にまた、何らかの席がありましたら、その席でお話申し上げたいと思っています。

以上でございます。

また、今回は12月にまた皆様とお会いするわけがございますけれども、またよろしく願いします。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） 本日ここに平成23年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、9月2日以来19日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

さて、議事においては、各会計の決算が認定されましたが、当町の財政の健全性について、平成22年度吉田町健全化判断比率は、決算に基づく算定結果により、早期健全化基準は財政再生基準を下回っているとの報告でありました。監査委員の審査結果のとおり、当町は引き続き健全な財政状況下にあると判断をしております。当局におかれましては、今後とも安定した町政運営に努められますようお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のためより一層御尽力賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の会期中、最近の天候のような荒れ模様になりそうなところがございました。議長として中立な立場で会議を進めてまいりますので、皆様のさらなる御協力をお願い申し上げます。まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成23年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前10時10分

